

午前十時零分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

日程に先立ち、助役より、一昨日の一般質問で二十四番泉武弘君の質問に対する答弁の中で、その発言の一部を訂正したい旨の申し出がありますので、発言を許可いたします。

○助役（大塚利男君） 私の発言で、訂正をさせていただきます。

十二月九日の一般質問で、二十四番議員さんの、確約書を国に提出するその写しを、溝江建設にも送ったのかという質問に対しまして、私は送付した旨の回答を申し上げましたが、担当課に問い合わせたところ、送っていないということでございますので、訂正させていただきますとともに、おわびを申し上げます。

○議長（清成宣明君） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第五号により行います。

日程第一により、引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○十六番（田中祐二君） 質問順序に従ってやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、臨時職員の募集採用ということで上げておるわけです。

臨時職員といえども正規職員並みの仕事をしているわけでありまして、そのことが住民サービスにもつながっていくとすれば大事な仕事であるし、また人員が減る中でそれを補充していく、そして臨時の方にしていく。または技術革新によってパソコン等が職場の中に入り機械化される中で、そういう機械もあたらなければならない。さらにはまた、体力的に要る部分もなきにしもあらずであります。そういう場合に、やっぱり採用する段階においては、そういう適性検査という言い方がどうかわかりませんが、一定程度の採用に当たってそういう適性検査をしてはどうかというふうに、まず考えているわけであります。

そこで、その臨時職員の採用は、今日までどのように実施をしているか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） 大変お疲れさまです。それでは、一般質問三日目、最初の答弁をさせていただきます。

臨時職員につきましては、市報で年一回公募を実施し、受け付けを行っていますが、必要がある場合には随時受け付け、その都度面接を実施し、申し込み者の適正を判断しています。臨時職員の必要が生じた場合には、必要とする部署の職務内容や申し込み者の適正を勘案して配属を行っております。

○十六番（田中祐二君） 職務内容や申し込み者の条件を勘案してということなので、いわば書類選考上やっているということになるわけですね。

そこでまた、臨時職員の年間の応募数といいますが、どのくらい応募して、採用が今のくらいあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

年間でおよそ百五十件程度の応募があり、短期の季節的なものを含めまして、延べで百二十名程度を雇用いたしております。

○十六番（田中祐二君） 今後どのくらい採用するか、今の時点でわかれば、お答えしてください。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

来年度につきましては、各課の事務事業の見直し及び新規の事務事業により、各課より予算を含めまして要求がありますので、現時点では未定でございます。

○十六番（田中祐二君） そしてもう一つは、また公募の中でも免許といいますが、いわば看護師ですか、今、言われますように、そういうものは職種として公募を行わず採用する場合も、いわば臨時の中でも特殊な形で採用されているわけですがけれども、この分については、先ほど申しました採用試験の対象になるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

特殊な技能・資格を有する、議員さんが言われますように看護師や保育士、さらにレセプト点検などは、資格以外に経験を必要といたしますので、公募ではなく関連機関などへ推薦を依頼し、面接により採用を行っております。

○十六番（田中祐二君） わかりました。臨時の採用においては、面接を含めて書類選考してやっていく、その中でも資格を持っている者は、いわばそのままストレートにいくという、それはそれなりに理解をしておりますし、また、今後の問題としては、先ほども申しましたように、臨時職員の採用試験をすることによって、公平性と透明性を高めている。いわば今の情報公開の中で行政もきちっとその辺をする必要があるのではないか。そういう意味から臨時職員の採用については、適性検査、試験といいますが、そういう言い方がどうか別にしても、そういう適正をする、実施をしていくかどうか、予定があるかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○職員課参事（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

他の都市においても、採用人数や年齢などの条件を明示し、筆記試験やパソコン及び面接などによる試験内容で臨時職員の採用試験を実施しているところがあるとお聞きしております。別府市においても、勤務労働条件などを整備する中で、議員さんが言われますように、公平性と透明性を高めるためにも、採用試験を検討していきたいと考えております。

○十六番（田中祐二君） それでは、検討するということでもありますので、きょうの段階では時期は別にして、これからいろんな形でどうするかという問題もあろうかと思えます

ので、とりあえずぜひ検討していただきたいというふうに考えております。

それでは、次にまいります。

管理する施設についてということで、五項目ほど上げております。

中身については、行政の中でやっていますけれども、この老人ホームを初めとしてここに上げております春木苑、給食センター、朝日出張所、亀川出張所、これらは築後三十年ないしは四十年という古い経過の中で運営をされてきているようであります。また、こういう古い建物については、先般も一般質問でありましたように、別府は活断層が走っているということもありまして、特に地震が起こりやすい地域になっているようでありますし、阪神・淡路震災においては死者が六千七百名という中で、ほとんどが倒壊によって死者が出たというふうに報じられておりますし、大分県でも実際中部地震が一九七五年に起きて、湯布院町や九重町が大きな被害を受けたわけであります。

そこで、そういう中で私も先般、こういう地震が起こったときに、公共施設として本当に耐震性というものを考えているのかどうかということで、小・中学校のいわば公共施設が避難場所として指定をされている。その中で平成八年ですか、平成七年に阪神大震災が起こった翌年から、その耐震性を診断して、わずかながらも補強をしてきたという経過が述べられて、今後の対応については三年ないし四年のうちに診断を終えて補強していくということの回答を得たわけであります。そのほか中央公民館や北部地区公民館、西部地区、さらにそういう公民館も避難場所として指定されているわけですが、それらがなされてないということから、ほかにもそういうものがあるのではないかとということで、公共施設として私どもが考えているのは、やはり老人ホームにしてもお年寄りが多いわけですね。その命をどう守っていくのかという問題が、やっぱりあるわけであります。ですから、この老人ホームにしても昭和四十四年に建てられたということで、その耐震性を含めてこの場合は、その場所でそれぞれ建てかえをするのか、ほかの場所でまた運営していくかという問題があります。それからまた春木苑についても、浄化センターの場所に、あそこに持っていったらどうかという話もあっているようでありますし、地震が起これば本当に環境の面で乱れてくるということにもなるかと思えます。また給食センターにおいても、やはり地震が起こってあそこが倒壊すれば、いわば住民が活用する場所として一番適当なところであるわけですが、それらは全滅をしていくと。さらに朝日出張所、亀川出張所にしても、そこがきちっとしておれば、いわば避難場所として使えるわけあります。使えるというのは、公共施設であるから自由に使えていくわけですから、そういう公共施設の場所において耐震性なり、さらには築後三十年、四十年の中で建てかえができるのかどうか、そういうことを観点にし、また老人ホームや保育園については、その場所について今後どうしていくのかという問題を含めてそれぞれ御回答願いたいというふうに考えております。

そこで、養護老人ホームの扇山の概要について、まずお聞かせを願いたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

市営養護老人ホーム扇山でございますが、昭和四十六年四月に開設されております。こ
として三十二年経過しているわけでございますが、現在、年度別に工事を行ったことを述
べさせていただきます。平成六年度は、暖房、ボイラー取りかえ工事の六件で、約三百三
十萬、平成八年度は、廊下、床改修工事など六件、約四百三十七萬、平成九年度は、浴室
改修工事など三件、三百十三萬、平成十年度におきましては、自動火災通報整備等改修工
事など十一件で約三百万、平成十一年度は、居室、物入れ改修工事など三件で約二百六十
八萬でございます。平成十二年度は、食堂建具改修工事など八件で約二百七萬ございま
す。平成十三年度は、廊下建具改修工事など三件、約百九十五萬、平成十四年度は、居室
建具改修工事の二件、約百二十六萬でございます。そういった軽微的な改修工事を行って
いる状況でございます。

そこで、大幅な改修、外壁とかいろいろな面で中にもありますけれども、そういったの
は伺っておりませんので、かなり老朽化されているのではないかというふうな状況ござ
います。大幅な改修ということになりますと、養護老人ホーム設置運営基準に照らしま
すと、国の基準である居室の面積とか入所人員を改善するまでには、現在地での土地の面積
が狭いというふうな感じでございます。

○十六番（田中祐二君） 改修に当たってこういう部分的な改修をされているけれども、
結果的には診断というか、耐震性の診断がやられてないわけなのですね。その辺のところ
がどうも私としては、公共施設であるものが、阪神大震災が平成七年に起こっているわけ
で、その教訓として、小学校を含めて、中学校を含めてそういう耐震性を始めたわけ
ですけれども、命を預かるところが、そういう改修をしながらやってないということにつ
いては、本当に少し行政側の態度としては腑に落ちないわけなのですから、それは後で申
します。

そこで、老朽化していると言います。老朽化している扇山老人ホームについて、今後そ
こに、老朽化しているということだけで、これはもう何人の方もこの議場で扇山老人ホ
ムの建てかえについては言われております、私も含めて。そのたびに何かもう、答えが返
ってきたのは、何年かたってもうちょっとしたら建てかえるような期待を持たせながら答
えてきているのですけれども、現状はそれなら、今言う本当に老朽化しているなら、そこ
に実際人が住んでおるわけですね。ですから、その老朽化したものについては、今後どの
ように考えているのですか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

平成八年に制定された行政改革大綱の中で管理運営、施設の老朽化、整備の面など指摘
されております。その指摘された件につきまして、平成十二年一月に別府市養護老人ホ

ム扇山管理運営検討委員会を設置いたしているところでございます。現状では、建物が総合的に老朽化している、バリアフリーなどいろいろな設備の面におきましては不十分であると、居室の基準については三・三平米以上ではない、以下である。居室の入所人員の基準は二人以下でありますけれども、現状では二人部屋が九室、四人部屋が八室である。それと、職員構成などの整備及び運営に関する基準の問題点を検討したところ、建てかえが必要である、改修等必要ではないかというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） 今述べられたことは、検討委員会の中で、行政改革が指摘をして、そして検討委員会というのは、おたくから話を聞いているように、福祉事務所長さんを初めとして部長さん、課長さんが入って、それが検討委員会として発足をしたわけなのです。その中で、今言われるように、明確にもうちょっと言ってないところがあるのですけれども、今の老人ホームのいわば居室の範囲です。居室が入所者の基準は二人以下ということで、今、四人とかいうことになっているわけです。そうすることは、その基準には合っていない。さらに広さとしては、三・三平米以上ないとだめだということが、今の回答の中で言われていると思うのですよね。

そこで、そういうことで国の基準を満たさない中で現在やられていると。そして、検討委員会が指摘したら、そうしたら検討委員会は、こういうことで問題点がありますよと、そうしたらどうするのですかということになるのです。そこが今までずっとこの議会でも明確にされてない。まして平成八年さらには平成十二年そして平成十五年と、こうなっているのですよ。その中で一切そのことについては、今どうするのですかと言えば、老朽化が進んでそのままですよということになる。老朽化したら、それなら皆さんの命と財産を含めてどう守っていくのですか。ほかのところにも老人ホームつくって、今の場所では狭いからつくるとか、運営面を含めてどうするか、ありますか。その点を、お聞かせ願いたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

管理運営について、建てかえ、他の場所に新設するかというふうな形になるかと思えますけれども、管理運営については、平成十三年三月、先ほど言いました検討委員会の報告を受けまして、公設民営、民設民営で引き続き検討するというところで報告をいただいております。その以降につきましては、施設建設等については、県の許認可が必要でございます。それで補助金等の問題についても県でありますので、今のところ県と協議を行っている状況でございます。

○十六番（田中祐二君） 答えになってないので、それで、検討委員会のメンバーの皆さんは、もうやめているのです。名簿を見せてもらったけれども、平成十二年のときに立ち上げて、今は検討委員会そのものはもうないので、その中でそういう指摘がされたら、その指摘が、結局市の意向として権限があるのかなのですよ、問題は。検討し

てこういう問題があると、国の基準に合っていないと。合っていないけれども、それなら老人ホームをどうしていくのかということについては、ここに今、回答が出されているように、公設民営、民設民営ですか、そういうことが検討されているということだけであって、それはそれなら俎上として上がっているのかどうか。今の話では、もう全然上がってない。市としては、この三年間何もしてない。検討してきたやつを出しただけだということになるわけなのですよ、説明を聞くと。

ですから、もう余り……、今後のこともあるので……。今申しましたように、検討委員会に私はそういう権限はないと思いますよ。だから、あるところにきちっと、それならこういうことになりました。それなら行政側の責任者としてはこういう方向でどうするのかと。それはいろいろ児童福祉の例もあるわけですからね、やり方は。だから、いろんなことを学んでどうするのか。「今、県と協議してます」なんか言ったって、お金の面で県と協議してどうなるのですかね。行政側の主体的な考えがない中で、ない中で協議したって、それは県だってどうしようもないでしょう、それは。それで、どうなのですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、県と協議をしておるとい課長の答弁でございましたが、老人ホームを建設する許可をするのは県でございますので、県の補助金がつくかつかないか、そのところが一番大きな問題になりますので、その件につきまして、県と今協議を行っておる段階でございます。県としても、介護保険が始まって非常に難しいと。特養がいいのか養護老人ホームがいいのか、そのところを今検討しておるとい回答を得ております。それが、めどがつき次第、話ができたといことになれば議会にも報告しまして、話を前に進めていきたいというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） もう時間が繰り出して、もったいないので……。ここに書いているように、公設民営、民設民営は、これは検討委員会が出した結論なのですね。そうでしょう。こういうことで結論を出している。ですから問題は、部長は県が金出すから何かなんか言っていますけれども、別府市としては、どこにそれなら老人ホームを建てる気なのですか。その場所は現状、課長が言われるように広さは全く広くない、狭い。そういうことを言っているわけですよ。それなら現状、そこで建てるのは無理だったらどこでやるのですか。市の主体性はどこにあるのですかと。そのことによって県に話に行かんと、県が金くれるからやりますよ、それはどこかわかりませんよでは困るわけですよ、それは。もうこの項については、これ以上言いませんけれども、ただ、（発言する者あり）もういい。耐震性について、このことについては、どうします。診断をして、どうしますか。答弁してください。

○助役（大塚利男君） 扇山老人ホームの件については、大変御心配と御迷惑をおかけしているところでございます。耐震性の点についての御質問でございますが、私ども今、こ

の扇山老人ホームについては、現在地での建てかえは用地の面積が狭い、そういったことで現在地の建てかえは無理である、そのように判断しております。現在、民設民営について、もうすでに担当課から市長の方にも報告してあります。そういったことで具体的なことについてもう少し詰めて御報告したいと考えておる状況でございますので、早急に結論を出していきたい、そのように考えております。御理解のほどを、よろしく申し上げます。

○十六番（田中祐二君） はい、助役のことでよくわかったのですけれども、耐震性については、どうします、担当課は。耐震性について、診断します、せん。どうします。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

耐震性につきましては、具体的な面が出ましたら、議会の方に報告をいたしたいということでございますので、ぜひ私の方も高齢者福祉課で十分検討していきたいというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） 議会に報告って、何ですか、それ。質問しているのは、私ですよ。だから、診断するのかせんのか。それだけ言ってください。どうなのですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、助役、課長が答弁したようなことではございますが、今、建てかえの件もありますので、内部で少し検討させていただきます。するかしないかの検討をさせていただきます。

○十六番（田中祐二君） 何を検討するのか、はっきり言ってください。私が言っているのは、「診断」と言っているのですから、その診断をするのかせんのか、それだけのこと。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 診断をするかどうか、内部で一応ちょっと検討させていただきます。

○十六番（田中祐二君） ほかのところは、このことについては「診断しましょう」という答えを得ているのですよ。何で老人ホームだけがそんなことを言うのですか。いいです。それで、診断をしてください。そして診断するということは、補強することですよ。そのことによって、もし地震が起こって生命・財産を守れば、それにこしたことはないわけでしょう。そういうことまで考えんのですかね。

それでは、次にいきます。春木苑ということで上げております。

これも大変古い建物で、先ほども申しましたように、この場所ですっと続けていくのか、やっぱり建てかえるとすれば、浄化センター等があるのではないかという話も聞いておりますので、そこも含めて、まず春木苑施設の概要について、お聞かせ願いたいと思います。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

し尿処理場春木苑は、昭和四十四年九月に操業で、当時、生し尿の専用の処理場の嫌気性消化方式を採用しております。一日の処理量ですが、百キロリットルでございます。昭和五十年ごろから浄化槽汚泥が増加し、瀬戸内海環境保全特別措置法瀬戸内規制の放流水質をクリアできなくなりました。それで昭和五十四年十二月、その年の四月に供用開始さ

れました中央浄化センターへ放流水を接続し、現在に至っております。現在、平成十四年の春木苑の処理内訳でございますが、生し尿については二千八百十八キロリットル、浄化槽汚泥については二万三千三百二十キロリットル、合計二万六千百三十八キロリットルでございます。これを一日の処理量に換算いたしますと、し尿で九・九キロリットル、浄化槽汚泥については八十一・八キロリットルで、合計九十一・七キロリットルでございます。

また、操業当時から三十四年を経過しているために、議員さん御指摘の老朽化が進んでおります。維持管理にそれで苦慮しているのが現状でございます。

耐震の関係ですが、同春木苑し尿処理場の施設の現地での更新に向けて基本計画を策定し、実施計画までの間は、当然、現し尿処理場の整備・補修をしながら進めていかなければならないと考えております。現在、現施設の耐震診断を実施してないので、この耐震診断について実施するかどうかということにですが、検討してまいりたいと考えております。大変重要な部分ですので、慎重に検討いたします。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

春木苑の今後の問題でございますが、議員さんも御存じのとおり、ミックス方式といいまして、汚水処理施設共同整備事業というのが正式な名前なのですが、ミックス方式による中央浄化センターへの移転についても検討してまいっているところでございますが、いろいろな問題がございますので、現在地の建てかえも含めまして、どちらにするのかという方向性を関係各課とも協議して出していきたいというのが現状でございます。

○十六番（田中祐二君） 今の答えで、老朽化が進んでいる中で、耐震性については検討していくということとやっていくということと、ただ先ほども言いましたように、耐震を診断するということは、補強を含めてやっぱり考えていただくかと、ただ診断しましたよでは済まぬわけですね。ですから、そこはきちっとしておいてくださいよ。

それから、今部長が言われましたように、そういう施設が今のところ大事だということで、移転とか考えてないということなのですね。もう少しそこら辺のところを詳しく。移転できない、移転する場所がないのか、それとも、そこでなければ絶対だめだということのか。もう少し説明していただけないか。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

移転先としましては、先ほども申しましたように、ミックス方式であれば中央浄化センターの方でやれると。いろいろな問題点はあるのですが、可能性があるということでございます。ただ、ミックス方式以外でやる場合につきましては、現在地での建てかえという方向でなければならないのではないかと今考えておるところでございます。ただ、現在の施設は老朽化が進んでおりますので、その時期等も勘案しながら、どういう方向に出すのかというのを早目に結論を出さざるを得ない状況になっていると思っております。

○十六番（田中祐二君） その早目というのは、どのくらいかかるのですか。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

いつごろの移転にするかという結論につきましては、まだ関係課とも打ち合わせをしていかなければならない点がかなりありますので、ちょっと今、何月何日までにというお返事はできませんが、早急に結論を出したいというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） そうすれば、この議会が終わってから、そういう関係課と話をして、ずっと結論を出していくということでもいいのですか、そういうことで。

○生活環境部長（高橋 徹君） 現在も関係課とは打ち合わせをして、調整を図っております。

○十六番（田中祐二君） 大変な時期を迎えて、今は、市長ではないですけども、いろんなタイミングはあろうかと思えます、チャンスというものが。いつかは結論を出さなければいけません。もう本当、公共施設というものは、半永久的なものもありますけれども、永久にあるものではないわけですから、そのときに判断をし損なうと、後々大きな被害になってくる。これは皆さんがこの議場でも言っているように、サテライト日田においてもそういうことを言っていますけれども、そういうことを含めてきちっと今後していただくようお願いをしたいと思います。

それでは、次に給食センターの問題に入っていきます。

これも昭和四十七年に建てられて、いわば経済成長のときに施設が必要だということで建てられたわけでありましてけれども、その給食センターの現在の概要について説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長（杉田 浩君） お答えいたします。

議員御指摘のように、給食センターは昭和四十七年に建築されており、財産の処分制限期間が平成二十三年とはなっていますけれども、大変老朽化いたしております。耐震の診断も現在は実施をしていない状況でございます。

○十六番（田中祐二君） これもまた、診断してないのですね。ですから、やっぱり一九八二年ですか、建築基準法が変わりまして、それ以降の建物については震度六ないし七には対応できるということで、そのためにも市も普通の家の住宅については無料で診断して、やっぱり補強しなさいということで住民サービスをしているわけですね。ですから、そういういわば市民の財産を市が守っていかうということですから、そのおひざ元である公共施設が、何でもかような診断をしないままほったらかすのかということに本当に憤るのですね。ですから、この診断については、今後どうしますか。

○教育総務課長（杉田 浩君） 御指摘の件でございます耐震診断につきましては、給食センターを含めまして教育施設の耐震診断につきましては、年次計画を立てまして鋭意進めていきたいと考えております。

○十六番（田中祐二君） ぜひ鋭意努力して、きちっとしていただきたいというふうに考えます。

それから、あと平成八年に大阪の堺で発生しました0-157の中でいろいろ議論されて、その設備について現在まで改修が行われているかどうか。

さらにはまた、今、南小学校が開設をされようとしております。その中でも、最近のドライシステムでオール電化ということで、そういう機械が入ると聞いております。そのような機械もそういう共同調理場にも入れて、そして、そういう衛生面で心配がないようにしていただくというようなことはできないかどうか、その二点についてお尋ねいたします。

○教育総務課長（杉田 浩君） お答えいたします。

堺市で発生した0-157の中毒を受けまして、平成十二年度までに一億ほどの経費をかけまして部分を改修を行いました。これは、主に衛生管理基準に基づいた改修でありました。

それから、ドライシステムの件でございますが、南小学校の調理場は、最新式でなくては国の補助金がいただけないということでございましたので、最新のシステムを導入しました。しかし給食センターですが、共同調理場におきましては、衛生管理基準を下回るような施設ではないと考えております。

○十六番（田中祐二君） それでは、もう一つ。学校給食が単独調理方式と共同調理方式で運用されているわけでありましてけれども、財政危機の面でどうするか。さらに少子化による統廃合の問題等もあわせて、今後どのような形になっていくのかということが心配になるのですけれども、計画があればお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（杉田 浩君） お答えいたします。

計画ということでございますが、現在、学校給食運営につきましては、学校給食運営検討委員会で検討中でございます。その報告を受けた後に、あらゆる角度から今後の共同調理場のあり方を考えていかなければならないと考えております。

○十六番（田中祐二君） それでは、ぜひ耐震性については、先ほど回答がありましたように、教育施設の関係の分も残っておりますし、それとあわせてきちっと診断をしていただいで補強をしていただくように要望して、この項については終わります。

次に、亀川出張所と朝日出張所。これも何人かの議員の皆さんから建てかえはどうかという話もあっておりますし、私の視点もそこにありますけれども、耐震性はどうなっているのかということも含めて、まず朝日、亀川はいつごろできて、改修がどのくらい行われているか、少し概要を説明していただけますか。

○総務課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

亀川出張所につきましては、昭和三十四年に建設をされたということで四十四年が経過をいたしております。朝日出張所につきましては、その翌年の昭和三十五年ということで

四十三年が経過いたしておりますけれども、いずれも増改築を重ねております。亀川につきましては、過去二回の改修・増築、それと朝日出張所につきましては、かなり継ぎはぎになっておりますけれども、過去七回ほど増築を重ねております。

○十六番（田中祐二君） 改修をしているということで、それなりのことで現在に至って建物として持っているようでありまして、この耐用年数といえますか、どのくらい持つのですか。

○総務課長（山川浩平君） お答えいたします。

建設部の方に確認いたしましたところ、基準はいろいろ建物の構造によって違うようですけれども、一般的には私は、鉄筋コンクリートであれば五十年かなと、長野議員さんもおられますので、間違った答弁はなかなかできないのですが、五十年かなと思っていたのですが、一応朝日出張所、亀川出張所の構造であれば、六十年から六十五年は耐久性があるということで、ちなみに市営住宅等につきましては、一応七十年という耐久性の基準があるようでございます。それで、それから考えますと、若干まだ頑張れるのかなという状況ではないかなという判断はいたしております。

○十六番（田中祐二君） わかりました。これもまた耐震性については、改修をして増築して、こうやっているのですけれども、地震に対しては診断をしているということが見えないのですね。それで耐震性について、今後どうお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

耐震性につきましては、先ほど田中議員さんから御説明ございましたけれども、調べてみますと、その耐震性が再認識されるようになったのが、昭和五十六年の新耐震設計法によりまして建築基準法が改正されたときごろからだというふうにお聞きしておりますけれども、そのことを考えますと、今後も私どもは、仮に改修の必要が出てきたときには、その耐震構造のことも視野に入れながら対応していかなければならないと思いますけれども、現状は、内輪を言いますと財政的な面もございまして、補修を続けながら何とかその耐久性を維持できるような状況を持続させていければというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） 診断をしていただくということですね。それでいいのですか。

○総務課長（山川浩平君） 診断をするかどうかということになりますと、これも実は担当課の方に設計をしていただいております。これもかなりの予算が必要だということが、もうわかりましたので、私も軽々に、財政的な面もございまして、「やります」ということはなかなか言いにくいので、あと、耐震診断した後に、ではどうするか、必要性が出てきたときには、出張所の機能から考えますと、補強する場合は大きな支柱が必要であったりとか構造物が必要だったりしますので、その出張所の機能そのものも低下することも指摘を受けておりますので、このことも関係課と十分に協議したいと思いますので、それを踏まえて、また今後御報告をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願

いします。

○十六番（田中祐二君） それでは、次に移ります。構造改革特区ということで上げております。このことは、何人かの議員さんも指摘をされておりますけれども、私はちょっと別な角度で提案をしてみたいと思います。

御存じのように、これは構造改革特区ということで、地方公共団体や民間業者等の自発的な立案によって地域の特性に応じた規制の緩和を外して、いわばその地域を活性化するということであるわけであります。私もそういう認識に立っておるわけです。

そこで、こういう特区ができた中で、それを行政側としてはどう生かしていくのか。生かし方はあると思うのですよね。例えば京都では、不登校の中学校を開設してもいいという特区もあるように、いろんな特区が認可されてきているわけですね。そのアイデアというのをどこに求めていくのかということが、生かす道だというふうに考えております。

そこで、その対象としては、私は、職員であり市民であると考えます。ですから、そういう応募する段階で市のアイデアを今までどう求めていっているのか、今後その職員に対しては部課長さんを初めとして、どういう形で応募を、応募というか、こういう特区を出してくれということになるのか。そのことが一つと、それから、全国でそういう特区が情報としてあるわけですから、その情報を参考にして職員の間それを流していただきたい。

それから三つ目は、そういう情報についてホームページを見ますと、県によっては、こういう特区のアイデアを応募していますということもあります。市民に向けてホームページ開設をしてそういうものを、市報なりでも結構なわけですけれども、そういう市民向けに対してどうしていくのか。そのことが、いわばこの別府市を活性化する一つの手段になるのではないかと考えておりますので、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

ことし十月の第三次までの認定申請後の状況を見てみますと、全国で二百三十六の特区が認定されております。二百三十六のほかに、全国的に規制緩和等もされているという項目もたくさんあります。職員が、日々の仕事の中でこの規制緩和をどう取り入れるかということ、また全国の特区を参考にしながら、別府市の特性を生かした特区が考えられないか、これが今からの重要事項であろうというふうに思っております。これまでに管理職等につきましては、部課長会において特区の説明、それから各課に対しましても、提案の募集とか特例措置の活用に関する通知文等について通知を行っている状況であります。今後は、構造改革特区や規制緩和、この辺の状況の情報を、いかにスムーズに職員に情報が供与できるかということが必要になってくるというふうに思っております。そういうことで職員向けのイントラネットというページがございます。この中に今、情報を提供していくように準備をしております。

それから、市民向けということでございますが、市民を含め一般事業者の規制緩和に関

するアイデア等についての募集ということになるかと思えます。これにつきましては、市役所体制の組織の強化ということも必要でありますし、その手法ということにも考慮するのが必要でありますので、現在、検討をしている状況であります。

○十六番（田中祐二君） ぜひ検討していただいて、これを生かすも生かさないも、やっぱりそういう段取りが大きく左右されると思えますので、ぜひこれからの新しい課題として取り組んでいただくようお願いをして、次にまいりたいと思えます。

次に、交通バリアフリー基本構想ということで上げております。

これは、総務省の推計によりますと、二〇一四年には六十五歳以上の高齢者が、国民の四分の一になるということもありますし、また厚生労働省が発表した身体障害者実態調査結果では、平成八年から十三年の五年にかけて障害者の方が一〇・六％増加しているということで、このような中の背景として、平成十二年十一月十五日に高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、通称交通バリアフリー法が制定をされたわけでありまして、その理念は、高齢者や身体障害者の自立した日常生活及び社会生活を確保する等の重要性が増大している中で、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地域における道路、駅前広場、通路、その他の施設の整備を推進するための措置で、その他の措置を講ずることにより高齢者、身体障害者の公共機関利用をした移動の利便性及び安全性の向上の促進を図るということでありまして、

そこで、そういう目的の措置がされるとすれば、この前、大分ですでに駅前を初めとして周囲四キロぐらいですか、五千人ぐらい集まるところにバリアフリーをしていこうということで、本年度立ち上げていくということになっているわけでありまして、ほかの都市も、そういうことについて立ち上げていっている都市もあるようでありまして、

そこで、この交通バリアフリー基本構想について、どういうお考えで、今後どうやっていくのか、考え方があれば教えていただきたい。そのことがいつまた実施をされるか、そういうものを含めてわかる範囲でお願いいたします。

○企画調整課参事（平野芳弘君） お答えします。

平成十二年十一月に施行されました、今、議員さん御案内の交通バリア法におきまして、重点整備地区を中心に交通バリアフリー基本構想を策定することとなっております。その中で、特定旅客施設を中心とした重点整備地区としましては、一日当たり平均利用者数五千人以上の施設、または高齢者、障害者等の利用が多い施設が対象となっております。別府市内では、JR別府駅周辺とJR亀川駅周辺が該当すると考えております。

交通バリアフリー基本構想策定に当たりましては、今後、現地の段差の点検、ワークショップの実施、重点整備地区や特定経路の認定を行ったり、さらに策定委員会としまして、住民、利用者や鉄道、バスなどの公共交通事業者、さらに国・県市の道路管理者、県交安

委員会、学識経験者などから成る委員会組織が必要となっております。本市におきましても、国際観光温泉文化都市としての受け入れの強化、高齢者の増加、太陽の家などの障害者への対応など、交通バリアフリー化の推進を図るために、現在、平成十六年度中に交通バリアフリー基本構想を策定できるように準備・検討を進めているところであります。

○十六番（田中祐二君） 対象は亀川駅と別府駅ということですので、そのためにはいろんな話し合いもあるし、協議会も立ち上げていくわけで、これから大いに期待を持っております。ですから、そこら辺のところはぜひ、市長もかわられたのですから、ぜひ頑張ってください、いいバリアフリー交通法に基づいた都市づくりをしていただくようお願いをしておきたいと思っております。

次にまいります。次に、新障害者基本計画ということで上げております。

これは、新しい障害者基本計画が策定をされるわけです。法律的には、国はきちっと基本計画をきちっと十年間、十年間はこういう施策なりサービスをするのだという指針を出すわけですね。法律的には国は必ず出さなければいかん。そして、都道府県は、そういうことについては義務がある、してもせんでもいいということなのですね。これは、そう言いながらも、大分県もこの基本計画については策定をしておりますし、別府市も策定しているわけですから、今後の策定作業においてどうしていくのかということでもあります。

それで、あともう一つは、スポーツ大会においてどう、フライングディスクというのがあるのですけれども、このフライングディスクについて同行者が多いわけで、今のところ障害の人たちが運動するためには、道具が太陽の家だけにしかないのですね。それを大会に向けて、五年後には大会があるわけですから、そのことについて備えつけをしていただきたいという二点について、お答えしてください。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

最初の障害者計画につきましては、県が来年の三月に策定されるというふう聞いております。別府市においても、十六年度策定に向けて準備を進めているところであります。それから、もう一点のスポーツ振興、フライングディスクの件ですが、別府市で今お一人、先月十一月に全国障害者スポーツ大会というのがありました。これに出場されておりました金メダルを取っている方が一人おられます。五年後の大分国体、これの一週間後に、また大分県で障害者スポーツ大会がございますので、この用具の購入について検討していきたい、来年度、関係課と協議していきたい、そういうふう考えております。

○十六番（田中祐二君） ぜひ新障害者基本計画については、関係者もそれぞれ障害を持っている方も入っておりますけれども、当然協議会を立ち上げて、これから一年かけてやるということですので、そういう人たちの意見を十分に聞いていただきたいというふう要望しておきますし、またスポーツ用具については、ぜひ実現に向けて、新年度に向けてぜひフライングディスクの用具を購入していただくようお願い申しまして、終わ

りたいと思います。ありがとうございました。

○四番（国実久夫君） きょうで、三回目の質問であります。多少なれましたものですが、厳しく、奥深く質問していきたいと思います。よろしくをお願いします。

通告事項に従って、質問いたします。

一に上げました、楠港埋立地の具体的活用方法についてお尋ねをします。

先般の一般質問の初日に、先輩であります浜野議員が楠港について質問されましたが、重複する事項については避けたいと思います。電話等で十社近く、その中で楠港跡地へ進出を希望する企業は四社となっておりますという回答をいただきました。このように多くの企業が進出を希望することは喜ばしいことです。でも、うわさではいろんなことが飛び交っております。私は、いっそのこと期間を区切って公募してはどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

楠港跡地につきましては、別府の中心市街地の活性化に伴いまして、非常に重要な地位を占めております。よりよい開発をしていくためには、できるだけ多くの企業から進出計画を募集する必要があると考えております。御提言の趣旨につきましては、そのような方向で検討していきたい、そういうふうに考えております。

○四番（国実久夫君） それでは、公募した後については、選定委員会を設置してガラス張りの中で、別府市にとって一番適切な企業を選ぶべきだと思います。選定委員会の設置をするつもりはありますか、お尋ねします。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

先ほど御答弁しましたけれども、現在、進出を希望する企業は四社となっております。仮に公募するということになりますと、さらに楠港に進出を希望する企業というのがふえるというふうに予測いたしております。議員さんが御提言のように、各界各層を代表されます方々で構成する選定委員会の設置というものは、やはり必要ではないかと考えております。

○四番（国実久夫君） いつだったか、ちょっと記憶がないのですが、新聞報道によると、土地の賃貸を希望する企業もあると聞いております。別府市としては、跡地を賃貸すると決めていますか。それもお尋ねします。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

楠港跡地につきましては、現在、四社ということですが、土地を購入したいというふうに希望する企業と、二十年または三十年ということで賃貸をしたいというような企業があります。売却するにしましても賃貸ということにしましても、それぞれ一長一短あるかと考えております。そう考えておりますので、公募し、選定委員会をつくりましたら、その中で、誘致する企業を選定するという中に一括して判断していきたい、そういうふう

に考えております。

○四番（国実久夫君） 私は、あの楠港は別府のすばらしい一等地である財産だと思っております。自分の夢を語れば、あそこは売ってしまえば終わりです。情勢は変わっております。PFIとか賃貸でも貸し主優先の時代になっております。私の希望としては、賃貸で何とか企業誘致をしていただきたい。市長が当選されまして八カ月近くなりますし、私が初回に質問しまして、もう六カ月たちます。

そこで、市長としては本当にやる気があるのか、いつからやりたいのか。そういう考えがありましたら、御答弁をお願いいたします。

○市長（浜田 博君） いつからということよりも、私は長年、本当の別府の核になるこの地がこのままでいいのかという思いを持っておりまして、何とかこれが別府市の核として商工業界、いろんな経済界も含めて共存共栄ができるような、そういう施設が誘致できないかという思いでいっぱいございまして、できれば市制八十周年の年に具体化をしたいという思いでいっぱいございまして、ただ、当然公募をいたしますし、そういう方向で選定委員会をし、ガラス張りの中で皆さんでしっかり議論をしていただき、方向を決めていただく。ただ、賃貸がいいのか売却がいいのか、この辺は将来のいろんな経済効果等々も含めまして、また財政事情も含めまして十分論議をしたい。最初に賃貸とかを決めることは、もう進出企業を絞ることになりますので、公募の時点ではしっかりと皆さんにどういう案で別府の発展のために進出をするのですかと、そういう思いで投げかけてみたい、こういう思いでございます。具体化をぜひ来年度中にしたいという思いでございます。

○四番（国実久夫君） 市長の答弁、ありがとうございます。そのように早急に進めていただきたいと思います。

それでは、この項を終わります。

次に、市財政収支における今後の見通しについて、質問したいと思います。

今後の見通しを公表したところでありますが、新たに策定しているかどうか、お伺いいたします。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

現時点で作成しております財政見通しにつきましては、九月末に公表させていただきました。なお、最近のマスコミ報道やインターネット上の情報を見ますと、今後、歳入につきましては、さらに厳しくなることが予想されます。具体的な数値等につきましては、国・県からの通知や説明会がまだ行われてない段階のため、積算できておりません。

○四番（国実久夫君） 今、詳しいことは積算できておりませんとお聞きしたのですけれども、私なりに十四年度一般会計・特別会計を調べさせていただきました。その中で問題になるようなことはなく、基金百億円、現金預金百億円、公債費、借金二百六十七億円、実質これは補助金つきで、交付税つきで実際は八十七億円と九月議会で答弁も受けました。

私は私なりに、財政は思った以上によい、頑張ってきているなという印象を持ちましたし、一般の方々にもそのように報告しました。すると、九月議会が終わりました後に、ある日突然、「甘かった収支見通し」、緊急財政再生宣言なるものが発表されました。私自身、晴天のへきれきというのですか、びっくりしました。

市長、我々民間企業として生きてきた人間としましては、こういうことは我ながらおかしいのだと思うのです。企業のトップが、私の会社はあと七年ですよとか、借金だらけですよとかいうことは、オープンにしないのです。市長が職員に、厳しいから節約していこう、経費を見直そう、そういうことは当然だと思うのです。国は借金だらけ、交付税を落としていく。それは当然だと思うのです。しかし、こういうことをオープンにしますと、

「甘かった収支見通し」とかいうトップに近い大きな文字で報道されます。市内で店や商売をしている方は、ああ、これでまた使ってもらえないな、来てもらえないな、まだまだ厳しい時代は続くなと感じます。市長は記者会見で、「きょうの宣言を暗いイメージで受けとめてもらいたくない。もうお手上げ、事業もできないというわけではなく、必要なものは市民ニーズにしっかりこたえていく。市民はプラス思考に受けとめてほしい」と述べて会見を締めくくったとあります。しかし、公表してしまうと、ひとり歩きします。不安心理もあります。私は、この再生宣言なる表を見まして、十七年までは歳入が歳出を上回り、十八年度から若干赤になると。三年後ですか、今十五年ですから。しかし、二十二年には急坂のように表が出ております。でも、先般、人事院勧告の指示に従いまして給料も下げました。先のことは本当はわからない。定年延長だって先払いいたしました。退職金だって削減という案も出てきます。平成二十二年には百億が枯渇する。使える基金は七十何億で表示されておりますけれども、二十二年といえますと七年先です。七年先のことなど心配しなくても、私は、今の市長のやり方で十分立派な財政運営ができると思っております。

どうか市長、発表されるときには慎重に慎重にお願いしたいと思ひまして、この財政収支を上げました。何か意見がありましたら、お願いします。なかったら、結構です。

○財政課長（徳部正憲君） 九月に公表しました財政見通しでございますが、これは、このままの財政運営を続け、なおかつ現行制度が継続した場合、今後の財政状況の傾向を示す上で試算した資料でございます。したがいまして、当然このような結果にならないように早期対策に取り組むためのものがございます。また、事業の見直しや職員の意識改革といった面でも、今後の見通しの認識が必ず必要でありまして、理解を得られるよう説明会も開催しております。

また、市といたしましても行政の説明責任がございまして、市民の皆様方にも同じ認識を持っていただくため、その趣旨や内容につきまして、順次、市報やホームページを通じて説明を掲載している次第でございます。何とぞ御理解のほどを、よろしくお願いいたし

ます。（発言する者あり）

○企画財政部長（友永哲男君） お答えをいたします。

先ほど課長が申し上げましたが、今、情報公開制度の時代でございますし、やっぱり市としての説明責任というものがあろうかと思えます。そういう中におきまして、十八年度以降、いろいろ基金を崩さないといけないという状況になろうかという見込みでございます。そういう中で、やはり緊急財政宣言を行ったという理由におきましては、次世代を担う子供たちの夢を、夢のある別府市を引き継いでいくためにも、市民と行政のあるべき関係を明確にいたしまして、歳入歳出の両面から聖域を設けない対策を職員一丸となって講じないといけないということで宣言をさせていただきました。そういうことで、やはり市としては市民の皆さんに公表は、できるものは順次公表していきたいという考えを持っております。

○四番（国実久夫君） わかりました。今、部長さんが「説明責任」と申しました。そこで、私が三番目に通告しております市のバランスシート作成について、質問いたします。九月に大分県が、二〇〇二年度の普通会計決算をもとに、総務省の統一基準に従って作成したバランスシートを公表し、最近は大分市も公表したようです。別府市でも同様なものは作成できないのか、お尋ねします。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

同様なのを、総務省方式では作成可能であると考えております。

○四番（国実久夫君） それでは、同様のバランスシートを作成し、公表することをしていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○財政課長（徳部正憲君） 現時点では、総務省方式は若干実態に沿わない面がありまして、公表についてはいろいろな点で検討が必要であると考えております。

○四番（国実久夫君） それでは、どういった点が問題になっているのか、説明をお願いします。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

総務省方式では、地方財政状況調査、いわゆる決算統計を利用して作成いたしております。例えば資産のうち土地を見ますと、昭和四十六年度以降に取得した土地の取得原価のみ積算することとなっているため、それ以前に所有していた広大な土地については計上されません。なお、計上されない資産を売却した場合、突然現金としてあらわれる形となります。また、数十年前の取得原価と現時価とが大きく乖離するといった問題もあります。したがって、各年度の取得情報としては、実質を正しく反映しておりません。ただし、年度間の状況変化という観点でとらえますと、財政状況の変遷の目安にはなろうかと思われれます。

○四番（国実久夫君） 多少の不備は、あろうかと思えます。しかし、人間のすることで

す、訂正もあろうかと思えます。でも、県や大分市に見ならい公表が必要ではないかと私は思っております。民間の経営状況と同じように、バランスシートが最も実態を理解しやすいものと考えております。どうでしょうか。

○財政課長（徳部正憲君） 国においても、地方財政状況調査の作成形式を、現行のものからバランスシート方式へ変更する研究を数年前から進められておりまして、最終的には地方財政法の大幅な改正も視野に入れたものと聞いております。また、すでに独自の方式で公表を行っている市町村もかなりありますが、その作成条件はそれぞれ異なっており、比較といった面では統一されておられません。公表については、この辺の動向も見きわめつつ、作成条件面を整理し、市民によく理解していただけるような形で研究してまいりたいと思えます。

○四番（国実久夫君） 例えば、毎年度市報に掲載している財政状況の説明をバランスシートにすることを願います。検討していただきたいと思えます。どうですか。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

財政状況につきましては、現在、住民にわかりやすい形で予算や決算の内容を市報に掲載するなどの取り組みをしております。バランスシートでの掲載となりますと、簿記を経験されたことのない市民の方々にも配慮し、そういう説明方法等をさらに検討の必要があるかと思えます。なお、紙面の割り当てが可能であれば、現状の方式と併記した形も不可能ではないと考えられます。

○四番（国実久夫君） 確かにバランスシートは、ある程度の専門知識がないと正確に読み取れない部分もあります。でも、より住民にわかりやすい説明を加えて公表する方向で進めていってほしいと思っております。また、総務省方式と並行し、より正確な状況をとらえるため、各年度の財務諸表を基礎データから積み上げていく台帳方式といったものもあるので、あわせて検討してもらいたい。どうですか。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

そのような方向で、検討を進めさせていただきます。

○四番（国実久夫君） では、このバランスシート上であらわされる負債に当たる部分について、少し確認させていただきます。

別府市の借金ともいえるべき公債費についてですが、平成十三年度、十四年度の公債費の額について、説明をお願いします。

○財政課長（徳部正憲君） 公債費についてですが、一般会計と特別会計を合わせますと、平成十三年末で約三百八十六億三千万円、平成十四年末で約三百八十七億六百万円あります。対前年度比で約七千六百万円、約〇・二%の増加となっております。

○四番（国実久夫君） 十四年度は、十三年度に比べ微増ということですが、毎年度の償還完了分や繰り上げ償還との関連もあると思うのですが、十四年度に増加したこの主なも

のについて、説明してください。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

十四年度新たに借り入れしました主なものは、べっぶアリーナ建設に伴う別府公園整備事業債が約十億円、交付税措置が一〇〇%ある臨時財政対策債が約七億円でございます。

○ 四番（国実久夫君） それでは、平成十四年度末のこの公債費のうち、市中銀行が占める割合はどれくらいなのですか。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

平成十四年度末現在で、約八・九%でございます。

○ 四番（国実久夫君） では、その市中金利について、だれが、どの部署が、どのように対応しているのですか。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

県から起債許可を受けた範囲において、市場での長期プライムレート、長プラを基準として財政課において金融機関と協議決定いたしております。

○ 四番（国実久夫君） 今は超低金利時代であります。利率を低く抑え、公正さを保つため、入札方式での導入についてはどう考えておりますか。

○ 財政課長（徳部正憲君） 御指摘のとおり、そのような方法も財政再生プログラム作成の中で検討をしていく必要があると思いますので、今後研究してまいりたいと思います。

○ 四番（国実久夫君） 市長に、お伺いいたします。私たち自民党清新会が松阪市に視察に行った折、議会説明により、バランスシート作成等の高システムを早くから開発して公表しております。ここの当時の市長は、現在、三重県知事であります。私は、こういうことを早く手がける、早く公表する、そういう姿勢の市長はすばらしいなと直感しましたら、即県知事になりました。こういういいことは早急に、市長命令でできることだと思っております。一日も早くバランスシートを作成して公表していただきたいと願っております。よろしく願います。

それでは最後に、四番目に通告しました、市長のリーダーシップによる合併案について。

大分県でも、合併論議がピークに達している状況であります。その中で先日、杵築市、日出町、山香町、大田村の合併が、法定協解散提案の可決で行き詰まったとの報道を聞きました。私は、常々別府はなぜこの「平成の大合併」に参画しないのか不思議でなりません。なぜなら、この合併は、国の政策による行政へのリストラと考えております。ちまたでは、市会議員が多過ぎる等々の不満もよく耳にします。また、ある議員から、議員の削減案なるものが議長あてに出されております。私は、ただ減らせばいいというものではないと思います。合併等により人口をふやし、面積をふやし、すばらしい人材との出会いがあるかもしれません。

そういうことで、自分なりに合併によるメリット等をインターネットで調べてまいりま

した。しかし、全部言っておりますと時間がありませんので、一項目だけ発表します。その中に、行財政の効率化（行政経費が節約され、少ない経費で、より高い水準の行政サービスが可能となります）とあります。

そこで、別府は現在、もうすでに広域圏事業として清掃センター、焼却場等々行っている状況であります。このことをかんがみ、私は、日出町との合併ができたらいいなと思い、町長に再三、「別府と合併してください」と会うたび言いました。しかし、最初のころは町長も、「次世代に任せましょう」と言っておりますけれども、だんだんお願いしていくと、「次は考えないといけませんね。待っております」。私は……（発言する者あり）合併特例法が十七年三月三十一日の時限立法であります、まだ間に合うと思っております。その中で普通交付税の算定の特例という、合併から十カ年は合併しなかった場合の普通交付税を全額保障というすばらしい特例債もあります。私は、市長のリーダーシップにより、この日出町との合併ができますように願っておる一人であります。また、日出の方々にも何人かお会いしますと、「私たちも、どうせするのなら別府とやりたい」という方が、多々ありました。

財政再生宣言の中にも、市長は、「本市は県内で唯一市町村合併ではなく、単独での自治体運営を進めており、合併に伴う特例措置もないため、財政運営の課題がより深刻化することとなる」と述べております。私は、傍観することだけではなく、積極的にいいことは進めていっていただきたいと、この議場を借りまして市長にお願いしたいと思ひまして、この項を上げました。何かありましたら、一言お願いします。なければ、時間を余しますが、私は質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えをいたします。

地方分権の一括法によりまして、合併特例債が十七年の三月までということで時限立法が改正されました。そういう中におきまして、昨日も一昨日もお答えをいたしました、合併のパターンといたしまして、県が、市町村の地域特性を専門的な手法を分析した上で、二〇〇〇年の十二月に合併推進要綱を発表したところでございます。そういう中におきまして、先ほど議員さんがおっしゃいました地方交付税の問題がございまして、地方交付税の額の算定の特例の第十一条に、「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く十年度については、関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定する」ということになっております。ただし、その後五年度については、段階的に増加額を縮減するということになっております。また、地方債の特例債、要するに合併特例債でございまして、合併による新しいまちづくりを支援する目的で、この合併特例債というのは設けられております。ただ、この合併特例債というの、安易に依存するとやはり財政危機になるので、単なる先送りになりますので、そういうおそれがあるということも考えられます。

いずれにいたしましても、合併におきましては、平成十七年度がリミットでございまして、

今回の合併につきましては、非常に難しいものがあるかと思えます。今後、再合併の話がいろいろ、もろもろ出てくるのではないかというふうに思っております。今後は、そういう中で議論をしていく、また議論をしていただくことになろうかというふうに思っております。

○八番（吉富英三郎君） ちょっと時間が……。びっくりしましたが、今回は私、くじを引かせていただきまして、私がこの三日目の一番きつい一時からの、本当は一番眠たい時間に当たってまして、責任はその点果たしたのかなと思っております。うちの清新会の一番議員は、一般質問ができて、うきうきして夜が眠れないという話でしたけれども、もう私は小心者でございますので、もうどうしようということで夜が眠れずに、もう本当きょうは眠たいわけではありますが、先に、これから先ちょっと、市長についてのことを言わせていただくので、もしお気に召さなければ、「ビッグアイをやるぞ」ということで市長室に呼んでいただければ結構でございます。（発言する者あり）「ビッグアイ」というのは、大きな目玉で「大目玉」ということですね。

政治家が市民に対して夢を語るというのは、これは政治家の一つの大切な仕事である、私はこのように思っております。今回の四月の市長選においても、なぜ浜田新市長が当選されたのかということを考えてみたとき、これは一つには、市民がやはり前市長よりも何か、何かを期待していたから。何か違うことがあるのではないかという期待。これは、新市長が市民に対して何か新しい夢を出してくれるのではないか、切符を出してくれるのではないか、そういうやはり思いがあったからと、私はこういうふうに思っております。やはり私は、政治家が夢を語らなかつたら、もうそれは終わりと思っております。なおまた、市の執行部は、要するに目先の仕事だけをするのであれば、悪いけれども、助役以下の吏員がその目先の問題だけを一個ずつ片づければいいのです。しかし、やはり政治家たるものは、五年先、十年先のこと、市民が、この別府市がどのようにしたら幸せになれるかということ常々考える中で夢は語るべきである。

ここに、同じように三十一名の議員が、四月に市長と同じように当選いたしました。ここにいる議員もそれぞれの立場でやはり夢を語り、私が議員に当選させていただいたらこういうことをしてみたい、議場でも、議会改革をこういうことをしたい、地域においては地域のこういうことをやっていきたい、こういうことをやはり有権者に説いていって、その中で有権者の負託を受けてこの議場に皆さんが来ている、私はそう思っております。

さて、きょうは議長にお許しをいただいて、まずきょうの質問事項、二番の春木川小学校の今後、その後に春木苑の現状、最後に市営住宅の現状ということで行きたい、このように思っております。

私が小学生の四年生のころは、私の家から真南を見ると石垣小学校がそのまま見えました。もう何も障害物のない、きれいな松の木が校庭に、大きな木が植わっておりました。

石垣小学校を出た方も先輩議員の中にたくさんいらっしゃいますので、よく知っていると思います。南東の方向、高崎山の方向を見ますと、仏崎の先にやはり枝振りのいい松が見えておりました。東の海側を見ますと、今度は日豊線。蒸気機関車が走り、その先に十号線、そして、今はなくなりましたチンチン電車が走っていたと、そういう時代です。（発言する者あり）そうです。そして、小学校の四年のとき、私は石垣小学校でしたけれども、当時は体育館がありませんで、講堂を四つに仕切って四クラスあったわけです。私は四年二組で、安部巖さんという、教育界の方は御存じの方も多いと思いますが、郷土史家で有名な先生でした。そして、実は四年三組の担任が、現市長でございます。当時は、まだ三十そこそこの、本当に男前のすらっとした方で、女性先生がもう本当、きゃっきゃ、きゃっきゃ言っていたような、（笑声）そういうことを思い出すのですけれども……。 （発言する者あり）ませておりましたので、私も。小学校五年に上がるとき、実は上人小学校が開校いたしまして、石垣小学校にいた生徒の約三分の一ですか、浜田教諭と一緒に上人小学校の方に変わられた時代がありました。

その後、私が高校一年のときだったかと思うのですけれども、春木川小学校というのが開校するという事になったわけですから、その経緯と、そのころの現状ということをおっしゃって、もう一回詳しく教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

別府市の市街地が、南部から北部へ広がり始めるにつれまして、石垣小学校の児童数が増加しまして、昭和三十九年には境川小学校の新設、昭和四十四年には上人小学校の新設、昭和五十三年には緑丘小学校の新設が行われました。春木川小学校につきましては、石垣小学校と上人小学校の児童数の増加に伴いまして、昭和五十年に新設され、十八学級、六百三十人の児童数でスタートいたしました。

なお、春木川小学校ができる前、ですから昭和四十九年であります、そのときの石垣小学校の児童数は八百八十五名、上人小学校の児童数は千四百七十七名でございました。

○八番（吉富英三郎君） そうですね。やはり南部から北部に人口移動があった。ちょうどそのころに私も実は子供のころを過ごしてきたわけですが、そういう中で、では現在の春木川小学校、私も春木川小学校の役員を五年間ほど、中学の方も二年間ほどさせていただきまして。また、ここの議場には十一番議員もやはり私の前の前ぐらいの役員として春木川小学校におられたわけですから、そのころの私の記憶によりますと、三百八十から三百四十ぐらいですかね、生徒が。それぐらいになっておりました。そのときに、学校がおまんじゅうか何かを配るときに、うちの校区のおまんじゅう屋さんに、私がPTAの代表でしたので、保護者代表ということでお願いに行ったところ、「えっ、もうそんなに少ないのか。もう数が昔の半分だな」というようなことを言っておりました。今、課長のお話のように、六百数十名いたということをお聞くと、やはり、ああ本当に半分に減っ

たのだなということがわかりましたけれども、現状を、ではちょっと教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

春木川小学校の現状であります。近年の少子化によりまして、年々児童数が減少傾向にございます。今年度の児童数は、十月一日現在で三百六名、普通学級数は、一年生から六年生までそれぞれ二学級ございまして、合計十二学級となっております。

○八番（吉富英三郎君） やはり大変……。今のところ何とか二学級というふうになっております。国の方の指針でも、大体が一学年二クラスから三クラスが望ましいというような答申が出ているわけですけれども、それでは今後、春木川、やはり開校時に比べたら半分に減っておりますし、いろいろな問題も出てきているのではないかと思いますけれども、やはり今、ゼロ歳児からのことが市の方ではわかるわけですので、今後どのように変わっていくのかということ、ちょっと教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） 今後の学級数でございますが、平成十六年度も今年度と同様十二学級が維持できますが、平成十七年度からは一年生が一学級で推移することが予想されておまして、平成二十一年度には、児童数が二百二十一人となりまして、一年生から五年生までが一学級、六年生だけが二学級を維持し、全体で七学級になるというふうな予測をしております。

○八番（吉富英三郎君） やはり少子・高齢化の中の少子化という問題が、この春木川小学校にも大きく出てきているわけなのですけれども、教育面の方で、一学級になる、子供の数が少ない、そうなりますと、やはり学校教育の部分においてもさまざまな問題が出てくる。また、地域にとってもやはりいろいろな、障害とまでは言いませんけれども、問題が出てくる、このように思っております。そういう中で学校、教育委員会として、一学年一クラス、またそういう中でどのような教育上の問題が出てくるのかということから、まずお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

小規模校では、一人一人の子供に目が行き届きやすく、個に応じた指導ができるというよい面があると思いますが、その反面、人間関係が固定する、また子供たちの主体性とか活性化、そういうことが不足してくる。また、競争意識が薄くなっていく。学級数が少なくなれば教員の数も少ないわけですから、多様な学習体験が得にくくなる、行事などを行うときにもちょっと寂しくなるといいますか、そういうことがデメリットの方として考えられるのではないかと考えております。

○八番（吉富英三郎君） そういうふうないろいろな問題もありますし、最近余り話は聞きませんが、よくいじめっ子とか、そういう中でのクラスがえもできないというような形で、転校を保護者が余儀なくしたとかいうようなことも、中には聞いたこともあります。ですから、そういう面でやはり子供たちの教育上のことも、また身体発育、そ

うものも考えた中でクラスがえもできないような、また確かに目は行き届くということもあるかもしれませんが、やはりそれよりももっと人をはぐくむ、育てるといふ、そういう意味の中での教育という部分でも、やはり一クラスというのはいかがなものかと、そういうふうにご考えております。

では今後、ここからがやはり一番大切な問題と思うのですが、今後やはりそういうことがないようにということで、教育委員会の方も当然のことながらいろいろな計画といえますか、ものを考えていると思います。今後、どのような方法をとってこの小規模校になるようとしている春木川小学校の建て直しという言い方がいいかわかりませんが、どのようなことを考えているのか、お聞かせください。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

少子化は全市的な傾向であります。春木川小学校区においても、先ほど申しましたように、著しく減少することが予測されます。そこで、幼児・児童・生徒減少期検討委員会の平成十一年三月の標準学校規模を十二学級から十八学級にするという答申に沿いまして、適正化に向けて、現在学校の適正規模を確保する目的で、別府市立学校通学区審議会を開き、通学区域の見直しの審議をお願いしているところでございます。

○八番（吉富英三郎君） 私もその審議会の委員の一人でありますので、余りわあわあこの場で言うわけにはいかないという気持ちは、確かにあります。しかしながら、やはり地域のちょうど自分が担当といえますか、出ている校区のことでもありますので、やはりある程度のことは、この議場でお話をさせていただかなければいけないのかなと、このように考えているわけなのですけれども、石垣小学校は、もう百二十年か三十年ぐらいたつような学校でありますので、あれができるころの経緯を知っている人はいるかといえば、なかなかもう。私の近所に一人だけ、そのころのことを若干知っているような人がいるのは、私も知っております。しかし、この春木川小学校になりますと、まだ歴史が新しゅうございまして、大体五十代の後半から七十代の前半の方にかけては、自分の子供がその春木川小学校に通っていたということ、そして現在は自分のお孫さんが春木川小学校に通っているという事実、そういうものがある関係で、春木川小学校が、では、通学区の見直しをしなければならぬということになれば、今ある通学区からこれを南に延ばすか、要するに九州横断道路を南側に越えていくか、もしくは大学通りから北に入って上人本町、仲町の方を通学区に入れるのか。もしくは東ということになるけれども、東はもう、十号線から東は民家は一軒もございません。ですから、もうこれは広げるわけにはいかない。それでは、今度は西の山手はどうかといえますと、九州横断道路がやはりぐうっとカーブを大きくして、それから先の西では校区を求めるということはできないわけです。そうすると、考えられるのは、もう南側、九州横断道路をまたいで南に入るか、もしくは大学通りをまたいで上人側に入るかしかないわけですね。このとき、やはり一番考えなくちゃいけない、

この春木川小学校をつくるときの保護者との口約束かもしれませんが、あったこと、このことについて御存じですか。それをまずお聞きしたい。

○学校教育課長（利光弘文君） 先日、議員さんとお話をする中でお伺いしましたが、それを裏づけるといいますか、それはまだこちらがとれてない状況でございます。

○八番（吉富英三郎君） 教育委員会の職員の課長さん初め職員の方々も、当然異動もありましょう。しかし、間違いなく知っている方はいると思いますよ。ですから、それがうそか本当かということではないけれども、私がやはり聞いている中においては、九州横断道路をまたいで春木川小学校に子供はやらないと、安全面を思ってというような話が過去にあったということを私は聞いております。このことは、それがいい悪いというわけではないのですよ。ただし私は、冒頭申し上げましたように、子供のときに校区変更で中学が、本来北中のはずが中部中学に変わった人間です。ですから、子供は本来、通学区が変わっても余り気にすることはないのですよ。長くなれば長くなっただおしゃべりする時間ができたと喜ぶ子もいれば、寄り道する子が時間ができたという子もいるかもしれない。一番は、やっぱり保護者が一番心配をする。苦情を言う。だから、こういうことがやはりありますので、よくその辺のところはもう一回調べて、そして保護者に納得できるようなことをやはり今から準備をしておく必要があるのではないか、このように思います。

基本的に地域から学校がなくなるということは、これは大変大きな問題である。過去、この十年ぐらいの間、よくNHK等のテレビで取り上げられているのが、その地域から過疎化により学校がなくなったときに、そのまちがものすごく寂れて、とても寂しい思いをするというようなことを、やはりテレビでもずっと取り上げておりました。そういうことを考えたときに、私としては、やはり春木川小学校というのはこれからも残していただきたいという思いが強いですし、さらに教育委員会がそのことも当然考えて、将来に対して通学区の変更を今から準備しているのだということも十分理解できます。しかし、先ほど申し上げましたように、保護者に対しては、やはり最も厳しい問題になろうと思います。北小が移るときも大変な問題がありました。当然、南小と浜脇小が合併するときも、やはり大きな問題があったのです。私から言わせていただければ、南小学校がなくなるのは、大変地域の方にとっては苦渋の選択であったでしょう。ただ、川をちょっと挟んだらすぐに学校があるということで、地域としては一つのあれになるかもしれない。ただ春木川小学校に関しては、その間が全くないということは、やはり地域の中にぽこっと大きな穴があくということもあるので、そういうことをやはり考えていくと、これから先ただ単に通学区を変えるだけで子供の数の調整をするということが、本当にそれだけでいいのか。将来的には石垣小学校もたぶん、ずうっと二十年ぐらいたてば落ちてきます。それはマンションとかばかりだから。子供が大きくなればそういうことになりますので、今後そのことについてまた話していきたい、このように思っております。これで、教育委員会を、終わ

ります。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午前十一時五十九分 休憩

午後 一時 零分 再開

○副議長（野口哲男君） 再開いたします。

○八番（吉富英三郎君） 昼からということで、やっと眠たくなる時間がやってまいりました。午前中は、一番目の質問者であります十六番議員からも質問が出ておりました、今回の春木苑ですね、し尿処理場の件でございます。

まず、この春木苑のことについてなのですが、これをする前に、ちょっとどうしても一言、これは松田次長に別に苦言を言うわけでも何でもありません。市の吏員の方々も十分気をつけていただきたいということなのですが、議員が質問通告をいたしますそのときに、その後、各課の担当の方々が、「内容的にはどういう話でしょうか」というようなことでお伺いに来ます。書類をいただきます。この中、もう前期のときもそうだったのですけれども、名前がやっぱり違うのですね。少なくともこの議会は、四半期に一回行われる、民間企業でいえば重要な戦略会議であり、また取締役の会議でもある。そういう中でこういう特に名前が違うとかいうようなことがあれば、これははっきり申し上げて、その会社の先行きも不安になるというようなのが、民間では常識です。ですから、私も余り言いたくありません。一期目のときにはなるべく腹を横に腹を横にということで、腹を立てずに四年間やっぱりやってきました。なおかつ当時まだ四十そこそこですから、このひな壇に並ばれる部課長の皆さん方は、当然私よりも年が数段上ですし、深く勉強なさっている方々ですから、敬意を表していつも対応してきたつもりであります。そういうこともありますので、当然市の公文書、上級官庁に上げる書類、または一般市民の方々、各町内に出す書類、そういう中にも、やはり細心の注意を払ってそういう書類はつくっていかねばならない、これをまず最初に言っておきます。

さて、春木苑のし尿処理場ですけれども、この施設、春木川小学校、午前中ちょっと質問させていただきました春木川小学校と距離でいうと五十メートル離れているか離れてないかというような、大変近い距離に実はあります。この春木苑の敷地面積が大体どれくらいあって、そして今、管理棟そして処理する施設が敷地面積に対してどれくらいの割合で土地を使用しているかというところから、まずちょっと教えてください。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

春木苑し尿処理場の総面積ですが、九千五百平米になっております。管理棟の面積は、建屋の方が三百九十二平米、消化槽、曝気槽が七百七十四平米、プールがありますので、プールが五百平米で、九千五百平米の中、地上の構築物等の合計が千六百六十六平米になっております。

○八番（吉富英三郎君） 今お聞きのように大変広い敷地の中に、余裕を持ったこういう施設ができています。この処理場の過去の使用状況ということからまず入っていきたいと思うのですけれども、現在、これをし尿と汚泥を処理する施設としてつくられて、昔に比べて生し尿の方は格段なる減少、ただし浄化槽の発達といいますか、浄化槽の関係で汚泥はやはり処理を大分しているということですから、その辺の数字の方を少し教えてください。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

し尿処理場春木苑は、昭和四十四年九月に操業いたしまして三十四年経過しております。過去十年間のし尿処理の実績から、生し尿については平成五年度、四千五百八十一キロリットルから徐々に減少して、平成十四年度は二千八百十八キロリットルになっております。しかし浄化槽汚泥は、先ほど議員さんが言われたとおり、平成五年度の二万一千五百十三キロリットルから、逆にやや増加してから、その後は横ばいでございます。平成十四年度は二万三千三百二十キロリットルになり、年間の処理量は二万六千三百三十八キロリットルでございます。一日平均で九十一・七キロリットルの処理をしているのが現状でございます。

○八番（吉富英三郎君） 大分生し尿の方、先ほど十六番議員の話の中でも出ておりましたので、ああ、なるほどなという理解はいたしております。

では最近――最近ということではないのですけれども――やはり老朽化しているというのは事実であり、修理費というものもやはり大分その中にお金をかけているのだろうと、このように思いますけれども、近年の修理費、大体毎年どれくらいかかっているのか、それをちょっと教えてください。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

春木苑の工事請負費及び修繕料は、平成十二年度、工事費九百四十五万九千三十円であり、修繕料は四十六万三千五十円となっております。平成十三年度では、工事費一千二百二十二万四千五百円であり、修繕料は四十三万三千七百五十五円となっております。平成十四年度では、工事費一千百七十六万六千六百六十七円であり、修繕料は三十九万三千七百五十円となっております。おおよそ年間で、工事費については一千万円、修繕料については五十万円程度となっております。

○八番（吉富英三郎君） 大体年間一千万ぐらいの工事費がかかるということらしいのですが、ちょっとお伺いします。数年前に、におい漏れ等の苦情があったかどうかをちょっと教えてください。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

私が、平成十四年四月、昨年異動しております、話は聞いたことがございます。

○八番（吉富英三郎君） 今のように、やはりもともとが生し尿ということで、におうも

のをなるべくおわないように処理をしているということで、確かに私も子供のころからできていますし、土地も広いということで、本当は子供が入って遊んではいけないのですけれども、入って遊んだこともあるようなところですよ。においもそんなにしません。ところが、近年そういうにおい漏れもあったというような話は、いわばもうこの施設が、はっきり言って使用に耐えるのかと言われると、若干工事を入れながらでも耐えらせているというのが実情であろう、このように思っております。亀川の沖に下水道が接続された部分の処理場というものがあるわけですがけれども、ちょっとお聞きしますけれども、去年の九月にも、私はやはりこの春木苑の質問をさせていただきました。その質問の後、後ですよ、議会が終わった後に、「議員さん、春木苑は近々移転するような方向で話を今進めておりますよ」ということを伺っております。午前中の十六番議員の話の中にもそういう移転の話が出ておりました。その移転の話は聞いたことがあるのか、もしくはそういう話があったかどうか、その辺のところをお聞かせください。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

十六番議員さんにもお答えいたしました。中央浄化センターの方にミックス方式、正確には汚水処理施設共同整備事業という方法で移転をしたらどうかということで検討した経過がございます。

○八番（吉富英三郎君） その経過はわかりましたけれども、その後、では、建てかえなのか移転なのかという話になるかと思うのですけれども、私が先ほど質問いたしましたのは移転の話ですので、移転ができるという話であったということなのですか。

○生活環境部長（高橋 徹君） いろいろと協議した中で、中央浄化センターの中にミックス方式で持っていくことは可能だろうということになっておりますが、それにもいろいろ問題点がございます。クリアしなければならない諸問題があるということで、まだ結論に至ってはおりません。

○八番（吉富英三郎君） 結論に至っていないということなのですかけれども、問題点がある。当然、ではその問題がわかっているわけですね。ですから、その問題がわかっているのであれば、今わかっている範囲で結構ですから、お答えをお願いします。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答え申し上げます。

いろいろな問題点があるわけなのですが、まずミックス方式というのは、要するに浄化センターの敷地内に下水道の処理と同時にし尿の処理を実施するというので、管轄します省庁が、国土交通省と環境省と異なる関係上、処理区域内の浄化槽汚泥、それからし尿の処理と下水道の処理区域外の生し尿浄化槽の汚泥の取り扱いが異なると。その関係上、補助対象の区分がされるというような問題点、それから、下水道に投入するにしても、ある程度の負荷軽減といえますか、除外施設が必要になってきますが、そのための施設を

どういう形でとるか、その経費の問題等々ございまして、まだ結論に至っておりません。

○八番（吉富英三郎君） 今、部長の方から経費の問題という話が出ましたけれども、大方の試算として、では、どれぐらいのお金がかかるのですか。

○生活環境部長（高橋 徹君） 先ほど申しましたように、処理区域内と処理区域外の補助対象金額が異なることもございますし、適化法の関係で目的外使用ということで補助金の返還等の問題もございまして、正確な数字は出てないのですが、移転して建設するに当たっては、三十億近い金がかかるのではなからうかというふうな問題点を抱えております。

○八番（吉富英三郎君） なるほど、当市にとっても大変大きな金額であるということは理解できました。では、現在の処理の関係なのですけれども、下水道の管轄と、要するに生し尿等の管轄でやはり違うということで、目的外使用で補助金関係が使えないという問題、そういうのももろもろあるということは理解できました。

私がここに課長の方からいただいていた中には、中央浄化センターでの更新や移転というよりは、春木苑での建てかえが望ましいというふうなことをいただいております。現在の浄化槽ですか、下水道の整備は五八・一％ほどであるということなのですね。まだまだし尿及び浄化槽の汚泥の処理の人口が六万人ほど残っているのだと、だから春木苑が必要なのだとということになると思うのですけれども、では、その生し尿の、要するにくみ取りですわね、くみ取りの戸数がどれぐらいあって、浄化槽をしてその汚泥をとる戸数、その辺をちょっと教えてください。

○清掃課長（松田 磨君） 生し尿の世帯数ですが、十四年度に千六百七十八世帯、それから浄化槽の関係については、十四年度で三万一千五百五十三世帯になっております。

○八番（吉富英三郎君） 十四年度の生し尿が二千八百十八キロリットルということでしたけれども、この処理能力は、当時の建てたころの取り扱い量に比べるとどれぐらい減っているのでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

○生活環境部長（高橋 徹君） できた当時の、ちょっと数字は今持ってないのですが、十年前と比較した数字は、先ほどの数字でございます。そして……（発言する者あり）

○八番（吉富英三郎君） これから先、当然生し尿のくみ取り式という戸数がふえるとは、まず考えられません、まずね。当然、下水道課が行っております下水道工事、これが進んでいけば、浄化槽等で使っている方々が当然、この下水道に接続していただくということになる、基本的に。そうなったときには、常識的に考えれば、今ある施設よりも小規模の、現地での建てかえということになれば、小規模の建てかえで済むかどうかというところをお聞かせください。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられたように、生し尿については、もうふえる可能性というのはないと思います。浄化槽についても、大体行き渡っておるのではないかなという感じで

すので、処理区域が広がっていけば全体的には減少していくものではないかという判断をしておりますが、現在、処理能力百キロリットルに対しまして九十一・七キロリットルという状況ですので、現在の段階で建てかえるとすれば、現在の規模とほぼ同等なものにならざるを得んのではなからうかという判断をしております。

○八番（吉富英三郎君） 要するにそこが今度の問題になるわけで、やはり下水道工事をするとということになると何億もの金をかけてやっているわけですね。当然今言いましたように、現在では九十キロリットルぐらいの処理をしている、能力は今百キロリットルぐらいだということで、大した余裕はないのだということですが、将来的なことで、今すぐ建てかえらば別ですけれども、下水道工事も今どんどん別府市としてはやっていきたいということでやってきている。そういう中でこれから先、同じほどの大きさのものが要るのかどうかということを知っているわけです。どうでしょうか。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、今がマキシマムだろうという将来見通しを我々も持っておりますので、建てかえ時期によっては、その時期に合った規模のものを当然考えていかなければならないと思いますので、移転にしろ現地の建てかえにしろ、そういう規模で考えていきたいというふうに考えております。

○八番（吉富英三郎君） あそこは、今聞きましたら土地が九千五百平米。これはプールも含んでおると。プールは子供が使って、近くに小学校がありますけれども、小学校のプールよりもこのプールの方が水がきれいということで、大変この利用率が高い。建物も千六百六十六ということで、随分敷地には余裕がある。私がなぜこの質問をしたかということ、現地での建てかえにおいても、今の管理棟、あのような管理棟が本当に要るのかどうかという問題、そして処理施設の問題。これから先、減少が見込まれていく中で、やはりそうなる敷地が、もっと自由に使える敷地がふえるのではないかということを実は聞いたかったわけです。

昔、市議員をなさっていた方でサッシ工場をしている方がおりました。これはもう村田長老や朝倉長老が一番よく御存じですけれども、扇山にサッシ工場を持っておりました。夜でも音が出るということで、当時は民家、周りは全くないようなところで工事をしていたのですけれども、いつしか扇山の方に家がどんどん建ち出して、気がついたら、その工場の周りは全部民家になった。なったら、今度は反対に周りの住民が、「音がうるさいから出ていけ」というような話になって、その土地を売って、今、そのサッシ工場は日出に工場を持っております。民間ではそこまで移転をして頑張っているわけなのです。この春木苑も同じように、最初はもう本当に何もなくてこれがあって、そして、それがあるのがわかって家を建てて住んだのではないかと。だから、何かおかしいのではないかなというような気持ちは、確かに市の職員の方々といいですか、その担当の方々は思う

かもしれませんが、やはりこの三十五年間という長きにわたっていわば、迷惑施設であるという施設には変わりはないわけです。そのことを考えたときに、やはり地元に対して何らかの配慮がこれから先も必要ではないかな、こういうことを私は言いたいわけです。

今後、この処理場の問題については、実はここに勤めている職員の方々、私は朝、犬の散歩をするのに春木川の方を歩きますので、よく知っています。七時半ぐらいには、きょうも会いました。雨の中、かっぱを着て春木の川の中に入って、川の水を取水するためのふたをあけるのですよ。最初は何しておるのかなと思った。そうしたら、そのふたをあけて、そこから春木川の川の水を取って春木苑の方に要するに入れて処理をするための水を使う。そのために毎朝毎朝来て、そういうのをしてくれているわけですよ。ですから、職員に対しては大変な御苦労だなという気持ちは十分ありますけれども、さりとて地元の住民からすると、このいわば迷惑施設が今後どうなるのかなということは、十分地域のことも配慮していただきたい、これを言って、この項は終わります。

続きまして、市営住宅の建てかえと現状についてということで質問をさせていただきます。

さて、別府市が管理しております市営住宅、何千戸数があるわけですがけれども、この中で、老朽化等に伴い貸し出しすることができない戸数が当然あるわけです。その戸数というのは、全体に対してどれぐらいの割合があるか、ちょっと教えてください。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

別府市では、四十一団地、二千七百九十六戸の住宅を管理しております。この中で建築後相当の年数が経過したことにより、老朽化して貸し出しすることのできない住宅数は二百三戸です。また、公共事業の立ち退きによる代替住宅が十四戸あります。合計二百七十七戸となっております。総数に占める割合は、七・七%となっております。

○八番（吉富英三郎君） 先ほど、清掃課の方にもちょっとお伺いしましたけれども、市営住宅の中にも生し尿といいますか、くみ取り式の住宅があると思います。大体何戸くらいあるのですか。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

管理戸数、先ほども申し上げましたが、二千七百九十六戸あります。そのうち公共下水道に接続しています住宅が千百八十六戸、合併処理浄化槽の住宅が六百八十三戸、単独処理の浄化槽の住宅が六百四十五戸となっております。

御質問の非水洗化便所の住宅は、十団地で二百八十二戸であります。

○八番（吉富英三郎君） 先ほど清掃課の方が言うておりました、くみ取り式は千六百七十八ということで、市営住宅が、そのうち二百八十ぐらいは入っているということだろうかと思えます。実際、ただこの二百八十くみ取り式があっても、現在貸し出しをしてないというところもあろうかと思えますので、一概に何パーセントを占めておるではないかと

いうことは言えないと思いますけれども、さて、私が今回この質問をずっとしているのは、市長はおわかりと思います。すべて関連している。春木川小学校の児童数の減少に伴い何か対策はないかということから、実は始まっているわけなのですけれども、ちょっとお聞きしますけれども、公営住宅――市営、県営ですね――この住宅が、当然十七小学校校区に分けて建っていると思います。そのことをちょっとお伺いしたいと思うのですけれども、各小学校区別の戸数をちょっと教えてください。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

別府市の公営住宅数につきましては、市営住宅二千七百九十六戸です。県営住宅につきましては六百三十二戸の、合計で三千四百二十八戸ございます。校区別の住宅戸数につきましては、南立石校区二百四十三戸、南校区三百四十七戸、亀川校区四百三戸、鶴見校区五百三十一戸、西校区九十九戸、緑丘校区四百十二戸、境川校区百六十戸、朝日校区二百七十二戸、大平山校区六百六十四戸、青山校区百五十六戸、上人校区百二十五戸、石垣校区十六戸となっております。

なお、公営住宅のない校区につきましては、春木川校区、野口校区、北校区、東山校区の四校区となっております。

○八番（吉富英三郎君） というふうに、春木川校区には公営住宅が一つもない。くしくも今度、この場で言うべきかどうかわかりませんが、合併といえますか、南小学校の後は、今度北小と野口だとか、西と青山だとかいう話も過去の議会でも出ておりました。ごらんのとおり北小学校、公営住宅はありません。野口小学校も公営住宅はありません。だから、やっぱり何かこう調べていくと、市営住宅といえますか、民間アパートよりも安価な中で住居を提供できるのがあるといいのかなというふうにも思っております。北小学校校区には、公営住宅を建てるような土地もたぶんないでしょう、野口小学校校区もたぶんないでしょう。

春木川小学校校区はどうかといえば、いっぱいあります。学校の周りにはまだ土地がありますし。でもその土地は、買って建物を建てようと思えば、やはり土地代も含めて一億以上のお金がかかる。そのことを考えたら、先ほど私がずっと午前中から質問してきた関連の流れというのは、公営住宅ができるといいのではないかなというのが、思いが実はあるからなのです。

お伺いします。真光寺住宅が近年できて、大変すばらしい市営住宅になりましたけれども、子供の数がふえているというような話を聞いておりますが、実態がわかりましたら、教えてください。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

真光寺住宅につきましては、平成十年度に供用開始をしております。平成十年度の当時の中学生以下の子供数は三名となっております。本年度の中学生以下の子供数は十七名

となっております。平成十年度に比べますと十四名が増加していることとなっております。
○八番（吉富英三郎君） 今、十四名が建てかえ前に比べるとふえているということですが、この資料を実はいただいております。よく見ますと、中学生が二名の小学生が一名なのですね、建てかえ前。ところが、これを建てかえ後のを見ますと、建てかえ前の中学生は実際はもういません。そして、建てかえ前は小学生が一人おったところは、建てかえ後に小学生が一人というか、子供がふえているのですね、一人ふえている。そういうことからいくと、実質的には十四名ではなくて十六名子供がふえている。当然ここで生まれた子供も数名おりますし、また、小学生のお子さんを持っている若い夫婦といたしますが、こちらの方に引っ越しをしてきている。やはり新しく建つということは、今の時代に合った建て方をしているわけですので、やはり若い世代は入りやすいということもあるのだと、このように思っております。

市長ね、市長もやはり教員で子供のことをいろいろ考えながらずっときた方であります。地域に学校がなくなる、寂れるということがどれだけのことかということは、当然御存じのことだと思います。今後、このことを考えたとき、私はやはり別府市の均衡ある発展というものを考えたときには、この市営住宅というものも一つの春木川小学校を守るという教育的な部分を大きく勘案して、その思いを私はこの議会で言わせていただいたわけですので、どうか今後、もし建てかえ等がありましたら、資料をいただいている中に……そうそう、一つ言うのを忘れておりましたが、この資料ね、「別府市営住宅ストック総合計画活用計画」、この資料は大変よくできていると思います。これを読むと、実はこの質問をせんでもいいかなというくらいよくできているのですよ、市営住宅の公営住宅については。地域の福祉に関する利用のこと、今後の建てかえのこと、さらには望む住宅、今後建てるにはどういう住宅がいいかというアンケートまでとってやっている。大変すばらしい本であると思います。

ですから、こういう中には実は春木川校区というのは一言も入っていませんし、建てかえはその地ですとかいろいろあります。でも、私から言わせると、古いし尿くみ取り式の市営住宅なんかは、入っている方は別ですけども、もしその方が出ていってだんだんなくなれば、もうつぶして行って、空き地にして、反対に公園みたいなのにした方が、私は、周りの人がよっぽど喜ぶと思いますよ。その分を総合的に――この本にも書いてますが――将来的には借りる方も少なくなるだろうということで二千戸ぐらいに減らすというような話が、この中にも書いておりました。ですから、計画的な市営住宅というものを今後ともつくっていかなければならない。それが私は、ひいては地域の均衡ある発展に向かう、このように思っておりますので、今後、そのこともひとつ頭の中に入れて市政運営をしていただきたい、このように思って、質問を終わります。

○七番（猿渡久子君） 日本共産党の猿渡久子です。今回、質問通告をしている項目は、

ほとんどが私、今まで何度か質問をしてきた項目ですので、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

まず、教育問題から質問に入ります。

三十人学級の実現についてということで、「少人数学級」とか、市長の言われる「三十人規模学級」という言い方もありますけれども、私は、あえて「三十人学級」という表現をしております。これも私、四年前から繰り返し質問をしてきた問題ですけれども、県が、小学校一年生の少人数学級を来年度から実施するという方向を打ち出して、これは保護者の皆さんの運動や、別府市が県に働きかけをしてきた、そのことの大きな成果だと、大変うれしく思っております。しかし、二十人を下限とするということが言われていまして、そのことについては、きのうの議論の中でも若干答弁がありましたけれども、県も何らかの方策を考えているようですけれども、「二十人を下限とする」と、この言葉どおりにいった場合には、一学年が六十人から八十人の学年である場合には、今まで二クラスだったものが三クラスになりますよということになるけれども、一学年四十人の場合には二クラスに分けます、しかし、三十九人以下の場合には一クラスのままでいきますよということになるわけですね。もしこのままいきますと、例えば隣の学校は、二クラスが三クラスになったのに、自分の子供の学校は三十九人のまま、一クラスのままだということでは困るという保護者の方からの不満が出ると思います。

きのうの答弁の中で、県もそういう不公平感が出ないようにということも言っているし、県がそういうことがもしできなかった場合には、別府市で生き生きプランなどを活用してというふうな答弁が若干あったと思うのですが、その場合に、今度の少人数学級ということが出てきたのは、今までチーム・ティーチングですね、一つのクラスに二人の先生が入って授業をすとか、少人数に分けて算数、英語などの授業をすとか、そういうチーム・ティーチングや少人数授業ではなくて、それよりも少人数の学級に分けてもらいたい、生活集団を少ない人数のクラスでやってもらいたいということの要求で、こういう方向に全国的にいつているわけですから、その不公平感を生まないようにという中身が、チーム・ティーチングとか少人数授業とかいうことで濁すのではなくて、あくまでも少人数クラスに分けて授業を行えるように、クラス編制を行えるように県の方にさらに引き続きしっかりと働きかけをしていただきたいと思います。そして、どうしても県のやり方にそういう矛盾が残った場合には、別府市独自でも解消をしていただきたいと思いますと思うわけですが、教育長のお考えをお聞かせください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学級編制基準を県がどのようにするのか、一学級しかない場合どうなるのか等は、まだ具体的に明らかになっておりませんが、議員さんが心配されております点につきましては、県教育委員会にお願いをいたしたいと思っております。

○七番（猿渡久子君） ぜひ積極的に働きかけをお願いします。

次に、学校統合の問題について。

これは、私、南と浜脇の学校統合のときにも、早い時期から住民合意で行うべきということは、再三申し上げてまいりましたけれども、学校名の問題などでいろいろな摩擦といいますが、矛盾といいますが、あったのは、やはり住民合意ということが十分に貫かれてなかったのではないかと思います。

それで、今後残りの四校についての学校統合に向けて、今後どのような見通しを考えているのかという点と、住民の皆さんの御意見、地元の皆さんの御意見を十分に聞いて、教育委員会の考えを押しつけるのではなくて、十分住民合意を貫いて行うべきだと、そのことについて答弁をお願いいたします。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

旧市街地の学校統合につきましては、第一期の経過を十分に踏まえながら、議会の皆様方にも以前御理解していただきました学校適正化基本方針に基づきまして、進めてまいりたいと考えております。

去る十月二日に、第一回目の旧市街地学校統合検討委員会を開催いたしまして、委員の委嘱を行うとともに、適正化について、委員の皆様方に共通理解をしていただいたところであります。今後、現地を視察するなどしまして、組み合わせとか、あるいは時期等につきまして、約一年間をめどに慎重に検討してまいりたいと考えております。その後につきましてですが、議会や地元の皆様方への御説明、あるいは御理解等をいただくとともに、広く関係者の御意見をお聞きしながら、第二段階といたしまして、校地とか校名等を検討するための校区検討委員会を立ち上げ、さらに最終的に開校へとつなげていきたいと予定をしておるところでございます。

なお、今月、第二回目の検討委員会を開催する予定にしております。

二番目にございました、地元の方々の御意見についてでございますけれども、当然統合するに当たりましては、なくてはならない非常に大事なことと認識しております。というようなことございまして、地元の方々の御意見につきましては、可能な限り十分お聞きしたい、こういうふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） では、児童福祉の問題に移りたいと思います。

まず、児童クラブの充実ということで通告をしておりますが、この別府では「児童クラブ」という言い方をします学童保育は、一九九八年四月から、児童福祉法に位置づく事業として新たにスタートをしまして、全国で大変ふえております。全国一万三千八百カ所余りあるというふうに聞いています。この五年間で四千二百カ所もふえて一・三倍、入所児童も五年間に二十万人もふえて一・六倍の五十四万人になっているというふうに聞いております。

きのうでしたか、校区内への設置についてのお話が若干ありましたけれども、来年度には全校区に設置をするべきだと考えます。まだ児童クラブがない校区も残されていますけれども、その点、増設あるいは一カ所では一つの校区に足りないというところもあると思いますね。その点での増設はどのようになっているか、答弁をお願いいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

放課後児童クラブの現状と将来の計画ということでございますが、今年度におきましては、教育委員会それからまた学校側の御協力をいただく中で、本年七月に南、亀川幼稚園での開所をすることができました。来年度におきましては、現在、事務手続きと申しますが、行っておりますが、教育委員会、また学校の協力を得まして、青山、それから北幼稚園で開所を計画いたしております。そういうことで、これがすべて設置されれば、東山校区を除きまして十五校区、十七クラブが設置されるということになります。

また、一校区において二クラブ、複数のクラブが必要なところにはということでございますが、現在、二校区におきまして二クラブを設置いたしております。今後におきましても、そういう需要を十分勘案しながら、必要なところには設置をしていきたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） 来年度ですべての校区にできるということで、皆さんの努力でそういう数的な充実はだんだんしていっているということは、ありがたいことだと思います。私自身も以前、子供が小さいとき北校区に住んでいたのですけれども、子供が保育園を卒園する時点で学童クラブがなかったので、鶴見校区に引っ越したという経緯がありましたけれども、そういうことがもう必要なくなるということは、喜ばしいと思います。

そうなりますと、今後やはり中身の充実ということが問題になってくる。中身を今後さらに充実させていくということが必要になってくると思うわけですけれども、今の児童クラブは、保護者の方が運営に携わっていて、子供を育てながら共働きをして、一番大変な時期に家庭のこと、仕事のことに加えて学童クラブの運営、児童クラブの運営に随分頑張らなければいけないという実情があるところが多いわけですよ。そういうやり方ではなくて、親任せではなくて、市がもっと責任を持つべきだと私は思います。そして、指導員さんの待遇というのも十分ではないと思います。十分でない方が多いと思うのです。子供さんの命を預かるという、放課後をいかに豊かに過ごさせるかという、非常に責任の重い大事な仕事の割に、なかなか労働条件が十分でないという場合も多いので、そこら辺の学童クラブの位置づけ、指導員の位置づけをどのように考えているのか。指導員の待遇改善が必要だと思うわけですけれども、その点の考えを聞かせていただきたいと思います。全国の児童クラブのアンケートでは、公営の児童クラブで働いている職員さんが半数以上を占めています。そういう中で、やはり補助金の増額など、市がもっと責任を持つという方向でぜひ頑張っていたいただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

現在、公設公営につきましては、議員さん御存じのように一カ所、別府市児童館の中で運営をいたしております。

また、指導員の待遇と申しますか、そういう改善という部分もいただきましたが、私も、この児童クラブにつきましては、児童福祉法第二十一条の十一という中で、放課後児童健全育成事業に関しては、相談また助言を市町村が行うと、こういう義務づけもされております。そういう中で、やはり指導員の果たす役割、これは非常に議員さんが言われるように、子供さんを預かるという部分から大変大事であろうというふうに思っております。ただ、指導員さんにつきましては、各クラブの設置者の間での雇用関係ということにあるというふうに思っております。代表者、保護者の方々との間で、双方が納得いく雇用形態がとられれば非常に望ましいという私ども考えをいたしております。現在は別府市が委託と、管理を委託するという形で行っているところでございまして、今後もやはり市が直営でという部分につきましては、経費の関係等、現在の民間委託と申しますか、こういう部分、民間でできるところは民間でという形での市の方針、こういう部分もございまして、別府市といたしましても、とにかく早急にクラブの設置ということを最重点に現在考えているところでございます。

○ 七番（猿渡久子君） 別府市の放課後児童クラブの実施要綱の中に、「児童クラブの実施主体は市とする」というふうに明記しているということは、非常に大事なことだと思うのです。今後、また中身の充実についても努力をお願いしたいと思います。

二番目の認可外保育園の補助金の充実の問題に移ります。

まず、認可外保育園の入所児童数と認可園の入所数との割合について、教えてください。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

現在、認可外保育園におきましては、私どもは、入所児童を把握している上では、現在十六園で四百六十七名でございます。現在、二カ所新たな園ができて十八カ所という部分は認識しておりますが、入所児童につきましては、まだ十分把握をいたしておりません。認可保育園が、現在二千八名ということで、総数二千四百七十五名でございます。割合的には認可外保育園の入所が一八・九％でございます。

○ 七番（猿渡久子君） 一八・九％、二割近い子供さんが認可外の保育園に通っているということは、認可外保育園の役割が大変大きいということが言えると思うのです。十二月三日に、市長のふれあい談話室に、別府市の認可外保育園の連絡会の方々が、補助金の増額など検討課題として三点要望をされたということをお聞きしております。助成が始まって、これは大変画期的な認可外保育園の補助金というものを出示していただいております。皆さん方に喜ばれています。これが三年を経過したわけですけれども、認可外保育園に対する認識と助成金の増額を含めて、母子家庭や障害児に対する新たな助成についても

要望されているわけですが、経営が大変厳しい中で、母子家庭に対して、あるいは障害児の子どもを持つ家庭に対して保育料を安くするということを無認可の保育園で善意で努力をされている園があるわけですね。そういう面でぜひ今後その点、助成を母子家庭や障害児に対する助成、そして補助金の増額というものを考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

認可外保育園の助成ということでございますが、助成が平成十三年度から始まりました。この助成をするに至った経過という部分もございます。九州でいいますと久留米市それから佐賀市、隣の大分市も実施しておりますし、長崎市も実施しております。九州で本格的な、本格的なといえますか、十分な認可外に対する助成につきましては、私ども別府市が一番大きな充実した内容で助成をしているということもございます。そういうことから、助成金の増額、また新たな事業への取り組み等必要な部分もあろうかと思いますが、やはり、より充実した助成金という形で市の方は現在実施をしたところでありますので、ぜひそういう部分についてはまた御理解もいただきたいというふうに思っております。

また私どもは、この助成金のみでなく、現在、入所児童が増加し待機児童が生まれている、こういう状況から各園の紹介等窓口、そしてまた子育て支援センター、また児童館等でも保護者の方々に情報を提供いたしております。少しでもこの認可外の保育園を利用させていただくということで、待機児童解消にも努めているところございますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、各園の園長先生方に集まっていたいただき、情報交換等もそういう部分でもしておりますので、市としても今後、助成のみでなくそういう部分でも取り組んでいきたいという考えでございます。

○七番（猿渡久子君） 認可外保育園で障害児の子どもを受け入れるというのは、本当に一人に一人手がかかるような状況があるかと思うので、とても大変なことだと思うのですよね。そういう中でやはり待機児童を解消する、認可園に入れられない子どもを受け入れるという点で認可外保育園は努力をしているわけですから、ぜひ今後、検討をお願いしたいと思います。

では、次の介護保険の問題に移ります。

昨年、私たちが行いました市民の皆さんへお願いしたアンケートでは、介護保険料が高過ぎるという声が六七%を占めました。そのアンケートにお答えいただいたある六十代の男性の方は、こういうふうに言っています。「私の母はひとり暮らしです。最近、長生きはできないといつも悔やみます。年金三万円で介護保険を引かれると、病気になっても病院に行けない。毎日の生活で精いっぱいです。老人ホームに行きたくても最低限のお金が必要です。年金の少ない人、ひとり暮らしの老人などには、もっと安心して住めるように

してください」と、こういう切実な声が寄せられているわけですがけれども、私はここに介護保険料の収納状況の県下の表がちょっと手元にあるわけですがけれども、これを見ますと、別府市の普通徴収の収納率が八七・七％。これは県下一収納率が低いのですね。だんトツに低いのです。県下五十八市町村の中で、別府以外に八〇％台というところはないのですよ、ほかのところは全部九〇％以上の収納率があるのですね。別府がこれだけだんトツに収納率が低いというのは、やはり払えない方が多いということが、よくあらわれていると思うのですけれども、そこで、介護保険の保険料の軽減制度、野田議員を中心に私どもは何度も要望をしまして、実現をしていただいたわけですがけれども、この中に預貯金が二百万を超える場合は該当しないというふうにあります、安心院町の場合などは、預貯金の制限というのはありません。設けていなくて、二百人という人がこの軽減制度を受けています。そういうところもあるので、住民税非課税の世帯で高額な貯金をしている家庭というのは、そうそうないと思いますので、この二百万の枠を拡大することが必要ではないか。ぜひ撤廃をしていただきたいと思うのですが、そして、減免の対象者をさらに広げる必要があるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

保険料の軽減措置につきましては、低所得者の対策といたしまして、平成十四年から実施をいたしております。それに要綱を定め、別府市独自の制度を導入して実施をいたしております。その中の要件の一つに、預貯金が二百万円を超える場合は該当しないという枠を設定しております。

ただいま、この枠の拡大または撤廃してはどうかということでございますけれども、保険者といたしましては、現在県下十一市の中で独自の軽減措置を導入しておりますのが、大分市、日田市、宇佐市、竹田市、別府市の五市でございます。その中で別府市の預貯金の金額の枠が最も大きく、他市が百五十万円以下という状況でございます。ですから、条件といたしましては緩やかなものになっていると思っております。また、圏域内の他団体におきましては、制度そのものを設置しておりません。高額な預貯金の蓄えがある軽減の対象者が、現実的にはほとんどいない状況であり、枠を拡大または撤廃しましても、結果的に影響があるとは考えにくいこと、第二期事業計画に向けての策定委員会の中で現行制度を継続することで意見の集約がなされていることに加えまして、現在、介護給付費が予想を大きく上回る形で伸びている中で、保険者として全体的なバランスを考慮しながら制度の運営を維持していかなければならないこと、そういうことございまして、引き続き現行制度の中で対応してまいりたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） 今、答弁の中で、高額な預貯金の蓄えがある軽減の対象者が現実的には余りいなんじゃないかということだったんですけれども、そうであるなら、その枠を広げて、一人でも二人でも、何人かでも対象になる人ができれば、それは利用者、市民

の方にとっては喜ばしいことなので、ぜひ今後検討していただきたいと思いますし、十一市の中では別府が云々という答弁でしたけれども、安心院町では貯金の制限を設けていない。そして、そういうことに該当する方に直接申請書を届けて、二百人という方がこの軽減を受けている、そういうふうに行っているところもありますので、ぜひ今後、そういう面で検討し、努力をしていただきたいと思います。

次の、国保の問題に移ります。

国民健康保険税の引き下げの問題については、さきの九月議会でも私、市民の皆さんの七％もの高過ぎるという切実な声があるということで質問をしたわけですがけれども、基金が五億二千七百万もあって、国保の黒字が毎年ここ四年間三億円以上出ているという中で、切実な市民の声にこたえて引き下げをすべきだということを申し上げてまいりました。国保と一緒に払う介護保険分の黒字が幾らあるのか、まず答弁をお願いいたします。

○保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

国民健康保険税で、同様な形で介護納付金という形をお願いいたしておりますが、この部分につきまして、平成十二年度一千三百二十二万五千六百八十四円、十三年度になりますが、十三年度が五百七十七万一千百六円、十四年度が五百三十六万五千七百三十九円。また、この数字につきまして、この介護納付金というのは社会保険診療報酬支払い基金の方にお支払いするわけですが、当初概算払いで請求が来まして、二年後に精算払いというような形になります。そこで、今すでに数字が確定しようとしているのが平成十二年度、この部分については確定をいたしておりますが、十三、十四年度につきましては、後ほど精算というような形になるかと思っておりますので、若干数字が変わる可能性がございますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

○七番（猿渡久子君） 若干数字が変わる可能性があるということ踏まえた上で、今数字として幾ら出てきているのですか。

○保険年金課長（藤原洋行君） 平成十二年度につきましては一千三百二十二万五千六百八十四円、十三年度、十四年度につきましては、現在では五百七十七万一千百六円――十三年度、十四年度が五百三十六万五千七百三十九円。この部分二年度につきましては、後ほど精算によって金額が上下する可能性があるということでございます。よろしく願いいたします。

○七番（猿渡久子君） 上下する可能性はあるとしても、今のところ二千四百万以上の黒字があるということになると思うのですけれども、やはりこの介護保険分の黒字というのは、九月議会でも言いましたけれども、黒字が出てはおかしい分ですし、そういう数字も出ていますので、介護保険料を市民の切実な願いにこたえて安くするべきと考えますが、いかがですか。

○保険年金課長（藤原洋行君） 今の御指摘の部分のことにつきましては、保険税の中で

考えていっている状況がございますが、一つは、この制度導入時が平成十二年度ということとでございます、介護納付分につきましてはですね。そういった中で、今四年目に向かっていこうとしている状況になると思うのですが、そういった中で単年度収支だけを見ていくのではなくて、やはり今、保険税の税率改正にしましても、やはりおおむね四年ごとに見直しをしていっている状況がございますので、その中であわせて考えていく必要があるのではないかと思っております。

○七番（猿渡久子君） 今、保険税の国保税の引き下げについての答弁はなかったような気がするのですが、別府の場合、国保税の収納率が、県下五十八市町村で最悪のクラスですよ、ここ数年間。やはり払えない人が多いから収納率が悪いということだと思いますので、払える額にして収納率を高めるといえることが必要だと思いますし、今、滞納者の家庭が八千世帯以上あるというふうな資料もいただいておりますけれども、やはりそういう方、国保税が払えずに困っていらっしゃる、病院にかかるにもなかなか大変だという家庭もあるわけです。ですから、国保税の引き下げを検討してもらいたいということに関しての答弁をお願いいたします。

○保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

この国民健康保険税の引き下げにつきましては、さきの九月議会におきましても、七番議員さんから御質問をいただきまして、現在、課内部で要するに国保税のあり方、この国保税のあり方と申しますのは、やはり国保税には応能割、応益割等がございます。そういった部分で内部で検討いたしておりますが、国保財政におきましても、非常に厳しいものがございます。内部で検討し、また国民健康保険運営協議会の意見を求めながら、私ども準備を、内部を見直す関係で準備をいたしておりますが、現状の医療費の伸びでございます。この医療費の伸びがかなり前年対比で大きくなってきておりますので、そういった伸びを考えますと、全体的な保険税の引き下げについては難しいと思っておる状況でございます。

○七番（猿渡久子君） すみません、先ほど、三番目の項目の高齢者福祉のところを私、飛ばしてしましまして、大きい三つ目の（四）の介護予防・生活支援事業の充実について質問をしたいのですけれども、よろしいですか。

○副議長（野口哲男君） はい。

○七番（猿渡久子君） 若干質問の順位が変更になりますが、議長の許可を得て、お願いいたします。

介護予防・生活支援事業の実態の状況によると、私、ここに資料を持っているのですが、全部で三十五の事業メニューがあるうちで、別府市が実施しているのが十二のメニュー、ほかの市町村で実施されているけれども、別府はしていないという事業が二十二もあります。配食サービスとか緊急通報システムのように早くから別府市が取り組んでき

た事業もある一方で、これだけ二十二も実施していないメニューがある。その中には、やはり高齢者の方々の健康促進に大いに役立つ事業や、介護をされている方の手助けになる、援助になる、あるいは健康増進になる事業など、大変望まれる事業もたくさんあります。実施してないものについてはぜひ実施すべきと考えますが、いかがですか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

別府市の場合は、多くの医療機関による健康・予防教室等の開催、また福祉関係の施設におきましては、居宅介護支援事業者、支援センターなど民間での在宅福祉サービスが充実しているのではないかと思います。行政においても、地域、市町村という実情に応じて介護予防・生活支援事業のうちのサービス、いろいろな地域のニーズに合った充実を図っているのではないかと考えております。

また、別府市といたしましては、生きがい対策事業といたしまして、敬老をお祝いする行事、別府市は温泉でございますので、優待入浴券の交付、ゲートボールの普及、老人憩いの家の活用など、私ども事業を行っております。

今後につきましては、財政的な面もありますが、事業の見直し等を行いながら、高齢者のニーズに合った事業の展開をしていきたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） こういう事業を充実することによって介護利用料、保険料の伸びを抑えるとか、医療費の伸びを抑えるとかいうふうなことにもつながっていくと思いますので、ぜひ。もうほかの市町村が半数以上のところが実施している事業というのもたくさんあります。ぜひ今後、努力をお願いいたします。

では、次のまちづくりの項目に移りたいと思います。

私は、十一月二十二日に行われました兼高かおるさんの講演と、別府観光推進戦略会議の公開討論、これに参加をさせていただきまして、最後まで議論を聞かせていただきました。その中で、ここにその資料を持ってきたのですけれども、大変すばらしいことを言われているなと思ってお聞きしたわけです。観光からツーリズムということが、この中で言われました。ツーリズムの基本というところに、「そこに住む人が楽しいまち、生活空間が豊かなまちであれば、その地を訪れる人が増加をし、長期滞在客もふえ、何度も訪れる人たちも多くなるはず。すなわち、ツーリズムの基本はまちづくりです。地域の魅力を発掘し、磨き、美しいまちを住民と一緒にあってつくる、このような住民の日常的な活動があってこそ、訪れたい、再来したいと思われる地になります」というふうなことが強調されました。本当に、そのとおりだなと思います。こういう観点に立って、きょう、このまちづくりについての数点の質問をしたいと思うわけです。

最初の、南小学校の跡地について。

この跡地利用については、教育委員会としてどのような考えか。私の考えとしましては、地域の皆さん、市民の皆さんから、南小学校の現在の木造校舎はぜひ残すべきだという声

を伺います。また、やはり市民の声に基づいてということであれば、住民の皆さん、市民の皆さんにこの跡地をどういうふうに活用してもらいたいのかというアンケートもとるべきではないかなと思っております。検討委員会を立ち上げるということは、先日の質問の答弁の中でありましたが、時期的なものなどもう少し詳しくお願いいたします。

○教育総務課長（杉田 浩君） お答えいたします。

検討委員会の立ち上げの時期でございますが、新年度早々にも立ち上げたいと考えております。また、議員の御提言あるいは地元の御意見等を踏まえまして、検討委員会に臨んでいきたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） では、次の内成棚田の保全の問題に移ります。

私はこの内成棚田につきましても、過去に三回ほど質問をしてきました。全国棚田百選の中でも、五本の指に入るすばらしい規模を持つ棚田だと伺っております。しかし、農業を担う方々の高齢化が非常に進んでいて、七十代の方が多いと思うのです。そういう中で今後、この棚田を守っていくために耕作放棄地、未耕作地がふえないように、できれば、今その耕作放棄地になっているところも、また田んぼとして復活させるとかいうことができるように、市も力を入れるべきだということで質問してきたわけですが、あと五年もしたら、この辺の田んぼはもうみんなだめになってしまうのではないかなというふうな声を、数年前から私は聞いてきました。そして、そういう中で全国的には三重県の紀和町の丸山千枚田、こういうところはずっと二千枚以上あった田んぼが、そういう耕作放棄地がふえて七百枚から八百枚に減ってしまった。しかし、オーナー制度を取り入れて千三百枚まで復活していると、そういうところもあります。そういう取り組みに学んで、ぜひ地元の方と知恵を一緒に出して、協力をして取り組むといいなと思うわけです。

私、この内成棚田の写真を、自分で撮った写真をこういうふうに名刺にして市外の方とか県外の方にもPRしたり、地元の市内の方でも知らない方もたくさんいらっしゃるの、PRというふうなつもりで使用したりもしています。オンパクのときに内成棚田ツアーがありまして、このときには私も参加させていただきましたけれども、内成の区長さんが案内をしてくださる。農業委員さんの方なんかと一緒に案内してくださったり、農家の方のお宅へお邪魔しておやつを食べさせてもらったりとか、そういう取り組みもされて、地元の方も大変努力をしていただいているな、協力していただいているな、ありがたいなということを感じたわけですが、市長もぜひここへ足を運んで、高台から見ますと、彼岸花の時期とか田植えの時期とか、大変美しい光景が見られます。非常に今、全国的にも注目されて保全の機運が高まっているこの問題ですので、見ていただきたいなと思います。

私はある別府の歴史に詳しい方、関心を持っている方に調べていただいたのですが、内成は古くから米づくりを主としてきた村で、鎌倉時代や室町時代から仏教文化が開けて蓮台寺などができて、十六世紀、十七世紀あたりに水路が整備をされて、このころ棚

田が発展していったのではないかなというふうにおっしゃっていましたがけれども、やはり何百年もかけて先祖代々大変な苦勞をして築いてきた棚田を、自分の代で耕作放棄してしまうというのは、地元の方も心苦しいと思いますので、そういうことのないように保全について、地元の方と協議をしながら主体的に取り組むということが大事だと思います。その点の取り組みや、今後についての考えをお聞かせください。

○農林水産課長（石井幹将君） お答えいたします。

別府市では現在、県と協力しながら、地域住民みずからの意思と創意工夫に基づく、住民の総意による地域ビジョンの策定と、その実現に積極的に取り組む誇りと活力あるむらづくり、「村一〇〇〇」プロジェクトを進めております。内成集落についても、認定集落として棚田保全と、むらづくりは集落が主体的に取り組んでいかないと成功しないという認識のもとに結成された、「内成の棚田とむらづくりを考える会」と、昨年来、内成の歴史や文化財の見直し、またワークショップの開催や組織体制づくりなど、集落座談会を数回開催し協議を重ね、ようやく内成地区地域ビジョンを策定したところです。この地域ビジョンには、棚田の保全のためのグループの設立や棚田オーナー制の活用、遊休農地や未耕作地など耕作放棄地解消のための営農組合の組織化、担い手の育成のための後継者グループの育成など具体的な取り組みが明記されております。

また、本年度は、農業委員会においても遊休農地解消対策小委員会を設立し、内成地区をモデル地区として、先月、地元の農業委員さんを含む農業委員全員で耕作放棄地の草刈りを実施し、内成棚田を守ろうという機運が高まっているところです。

今後は、策定された内成地域ビジョンの実現に向けて「考える会」と推進方法や取り組み、また目標年度について協議を進めるとともに、他機関との連携を図りながら、別府市として可能な支援を検討していきたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） 先日、内成の産業文化祭というのがありまして、私もちょっとお邪魔をさせていただきましたけれども、その中で市の職員さんが、いろんな取り組みについて、ほかのところの先進的な取り組みを紹介したり、そういう話をして地元の方に聞いていただいた。それも私は一緒に聞かせてもらいましたけれども、大変よく勉強されているし、地域の皆さんとの連携をとって努力をいただいているというふうに感じました。今後さらに、せっかく立派な組織ができていますので、その中で地元の皆さんの合意を得ながら進めていただきたいと思います。

私も、豊後高田の田染庄のオーナーになっていまして、年間三万円払うと、お米といろんな野菜とか、この間は小麦粉とか地元の方がつくった梅干しなんかも一緒に送っていただいたりとかして、田植えや稲刈りにも声をかけていただいて、田植えを一緒に経験させていただいたりとかいうふうなこともしているのですけれども、東京や大阪、あちこちからオーナーになっている方がたくさんいます。そういう取り組みも今後、検討課題として

いただきたいと思いますし、将来的には地元の方の協力がもし得られるならば、体験型の修学旅行でその農業を経験してもらおうとか、そういう何百年も前から棚田をつくって耕作をしてきたという歴史も学べるというふうな地になるのではないかなという思いもありますので、今後ともよろしくお願いいたします。

では、堀田温泉の問題に移りたいと思います。

まず、堀田温泉に限らず、別府にはたくさんの共同温泉があります。別府のようにたくさん共同温泉があるところというのは、全国の温泉地でもありません。観光戦略会議のときに言われた、「別府にはたくさんの宝があるけれども、それを生かしてないのではないか。棚卸しをして、別府が持っている多くの宝をもっともっと生かしていかないといけないのではないか」というふうなものの中に、私は、内成棚田や共同温泉というものがあるのではないかと思うのです。別府の共同温泉について、市長がどういう認識をお持ちかをお聞きしたいと思います。

そして、市長が当選された後のある広報紙の中に、浜田市長がこういうふうに言っているのですけれども、「私の願いはただ一つです。ふるさとに暮らす皆さんが、温泉の恵みの中で心ゆたかに生活でき、まちが生き生きと活気のあるまちとなることです」というふうにあります。堀田の地元の皆さん、今まで共同温泉を利用してきた皆さんの声というのが、今の新しい大型温泉ができて、そこに入ってくれと言われるけれども、今の大型の新しい温泉は、もとの共同温泉の代替にはならないのだということをおっしゃっています。どうも「温泉ランド」という感じで、何か自分の温泉として安心して使えずに、よそから見えている方に気を使ったりして、蛇口がいっぱいだと、そそくさと洗ってかわらないといけないとかいうふうな雰囲気があって、どうもよその温泉に入っているようで落ちつかんとか。やはり共同温泉というのは、独特のコミュニティーの場になっているわけですね。今までお年寄りの方に毎日共同温泉で会って、「どうかえ、体の調子はいいかえ」とか、お年寄りの方は、若い人と接して活力をもらおうとか、そういう大事な地域のコミュニティーがあった。それが壊れてしまったのだ、大型温泉ができて堀田が活性化すると言われたけれども、活性化してない、衰退しているということを地元の方からお聞きをします。そういう地域の触れ合いを自分たちがぜひ取り戻したいのだということで、この議会前にも千二百名の署名を提出していますが、そういう地元の方たちの声をどのように受けとめられるか、それと、共同温泉についての市長の認識をお伺いしたいと思います。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

県道の拡幅を機に新たな別府八湯の位置づけの一つとして、観光客はもとより地元の皆様、市民の皆様に御利用いただくために新たに堀田温泉を建設しました。この施設を御利用いただきたく、皆さんにも好評を得ていますし、地元の方々も御利用いただいております。休日、土曜日等につきましては、大変な盛況をいただいておりますので、この温泉を

御利用いただきたいと考えております。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

共同温泉についてであります。私も、生まれたときから共同温泉で育った一人であります。それぞれの浴場が、地元の方々の語りの場であり、また憩い、いやしの場であった、こういう面も考えております。別府温泉は、昔から現在に至るまで、長いこういう歴史が、よさは本当に認めるものであります。しかしながら、昨今の交通の利便さや温泉の効能によりまして、市内からも鉄輪や明礬温泉に行ったりしております。

そういう中に、別府は観光温泉都市であります。観光客、留学生も、外国人の方も入るようになりました。それなりの施設整備もしなければなりません。そういうことで別府八湯の位置づけの一つといたしまして、地元の方々はもちろん、市民、観光客に利用していただくために、ことしの四月十日に堀田温泉をオープンしたわけでございます。共同温泉の建設ということになりますと、これまで柴石温泉を建てかえるときも、地元の方からやはり同様な要望がありました。地元の方々の御理解をいただいて、今の柴石温泉に至っているところでございます。何とぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○七番（猿渡久子君） 柴石温泉の場合は、地元の方がそれで納得して大型温泉を利用しているということであれば、それはそれでいいと思うのですけれども、堀田の場合は納得してないわけですね。そして、もちろん大型温泉でたくさんの方が、地域以外の方や観光客の方が利用していただくということは、否定もしていませんし、いいことだと思います。けれども、自分たちの温泉を残してもらいたいというのは、そこはどうしても譲れないという思いが、地元の皆さんの中にあるわけです。浜田市長の共同温泉に対する認識、地元の方の声をどう受けとめるのか、答弁をお願いいたします。

○市長（浜田 博君） 先ほども質問の中に、ふるさと、地域に住む人たち、やはり等しく温泉の恵みをいただいて、心豊かな生活ができる、これが私は基本だということを申し上げた。それは、考えは変わっておりません。

今、共同温泉に対する思いというのは、私自身、鉄輪に生まれ育ち、共同温泉の中で育って、今も地域の人と一緒に裸の触れ合いにしっかり親しんでおります。そういう思いからすると、堀田の皆さんの思い、しっかり私は受けとめて、わかります。しかし、私は今、長として共同温泉に対する思いというのは、全く変わったわけではありませんが、現実にもうこれは浜田温泉と同じような形で、私が受けたときにもう堀田温泉が建っていますね。その現実の中で、今の堀田温泉をどうするという判断は、裁判の状況を見ながらこれからどうするかという判断をするわけですが、共同温泉という形が、建つときにそういった論議を十分私は地域でなされるべきであるというふうな気持ちを持っておりますし、なぜ今、新しくできたこの温泉が共同温泉とならないのかな、共同温泉という思いの触れ合いにならないのかなという思いはあります。しかし、まだそう言って、皆さんが納得できない部

分で、ほかの部分で皆さん方がこの地域に、拡幅のためにどうしても移転をしなくてははいけませんから、この地域にこういった温泉をつくりたいとか、そういうようなものが総意の中でできれば、それはまた前向きに考えるということはあると思います。共同温泉に対する思いは全く変わっておりませんし、そこに住む地域の人たちが、本当にそのおふるで触れ合いができて、心温まる地域づくりができればいいなという思いは、全く同じでございます。

○七番（猿渡久子君） スケートパークの問題に移ります。

このスケートパークの問題、私が昨年三月に質問をした際に、「今後、検討課題としたい」という答弁でしたが、その後どうなったかをお伺いしたいのですけれども、今でも別府公園にたくさんの若者が集ってインラインスケートとかスケートボードを楽しんでいます。とても有名で、県外や市外からも多く来ています。大分から毎週通っている人もたくさんいます。スケートをする若者と一般の公園の利用者が、お互いに気兼ねなく安全に利用できるためにも、スケートのための施設をつくってはどうかと考えます。ボールとかクウォーターとかバンクとかカーブとか言うそうなのですけれども、そういう施設をつくっているところもたくさんあると聞いていますので、若者が集まって活性化につながると思います。ぜひ今後つくっていただきたい、ストリートスポーツは、今後発展するスポーツだと思いますので、ぜひお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

御質問のスケートパークにつきましては、私どももいろいろ調べてまいりました。確かに近年、若者の間でスケートボードや、それからインラインスケートといった、スポーツとして普及している、そして全国的にもそういった専門の施設ができていて、かなり増加しているということでございます。

先ほど、別府市にもそういった施設をつくってはという御質問でございますが、別府公園につきましては、御存じのように松それから芝生を生かした公園ということで、スポーツ公園ではございませんので、スケートパークというのは、ちょっと無理ではないかと考えております。

また、スケートボードや、それからインラインスケートは、スポーツとして現在かなり普及しているようにありますので、競技人口がどのくらいいるのか、それから一番問題な管理面、けがとか、それから騒音、そういったこともこれからかなり研究していかなければいけないのではないかと考えております。そして、スポーツとしてとらえますと、公園課だけの対応では、ちょっと無理かと思っておりますので、関係の課とも十分これから研究させていただきたいと思っております。

○七番（猿渡久子君） このインラインスケートや、特にスケートボードをしている若者たちは十代の人も多くて、高校生が学校帰りに毎日通って一生懸命練習しているという人

もたくさんいるのですね。だから、車がないという人も多いのですよ。県外から来たり市外から来たりするときに、交通の便がいい、別府公園だったら、別府駅でおりて歩いてこれるとか、そういう面もぜひ考慮していただきたいなど。彼らに聞くと、「別府公園がいい」とやっぱり言うのですね。ギャラリーがいて、「うわあ、かっこいい」というふうに何というのですか、ギャラリーがいるというのも、彼らにとっては魅力みたいで、だから、ぜひ今後、スポーツ振興課だとか関係の各課と協議をしていただいて、前向きに検討していただきたいと思います。もし大会が誘致できるようになると、やっぱり全国からそういう若者が集まってくるし、横須賀のスケートパークを見に行ったときには、長崎から引越してきたという青年に私は会いましたけれども、そういう若者がふえて定住してくれるようになると、大いに別府の活性化にもつながると思いますし、ぜひ今後またよろしくお願いたします。

○十二番（池田康雄君） 私は、先月十一月十九日でしたかね、出てきました南立石マンション火災事故調査報告書について、六十分使って確認をしていきたいと思うのでありますが、御承知のとおり、丸々一年を経過しました。私は、正味三十分のこの南立石の火災の中で、四人の死傷者を出したその事故の報告を、やっぱり急いでまとめて、以後の消防活動に早急に対応するのが大事なことだというふうに言い続けてきましたが、三月いっばいまでということではごにされ、六月ごろと言ったら、やれ警察が云々ということで、十一月十九日、十八日の事故のいわゆる一周忌みたいな形で出されてきました。早速、もう朝起きたら読み、寝る前に読んで、この検証をしてきましたが、まず、前消防長並びに現消防長は、僕は遅過ぎるというふうに指摘しましたが、ともあれ出てきたこの報告書に対して、どのような評価なり感想なりをお持ちなのか、お二人に先に聞かせてください。

○消防長（吉本皓行君） お答えいたします。

この事故につきましては、今年の十一月十八日に南立石マンションで発生したものでございます。この事故の原因を究明し、また今後の消防活動の安全につきまして、安全対策に寄与するために、この南立石マンション火災事故調査委員会をことしの一月二十七日に設置し、十一月の……（「ちょっと、時間がもったいない。簡潔に言いなさいよ」と呼ぶ者あり）はい。十八回の委員会を設置したところでございます。この事故調査委員会につきましては、今後二度とこのような事故を起こさない、そういった観点で調査を行ったところでございます。消火活動につきましては、出動いたしました職員から聞き取り調査を行い、活動状況を確認し、消防活動の検証を行うとともに、事故の原因究明を行ったところでございます。

先ほどもこの報告書について一年もかかったということでございますけれども、大変長い期間を要したことにしましては、殉職されました職員の御遺族、また負傷されました職員並びに御家族並びに議員の皆さん、そして関係者の皆さんには大変申しわけないとい

う気持ちでいっぱいでございます。

一年かかった理由でございますけれども、この職員の事情聴取をするに当たりまして、（「ちょっと、あんまりだ。議長」と呼ぶ者あり）入院療養中の職員について……

○副議長（野口哲男君） 消防長、簡潔に。

○消防長（吉本皓行君） はい。聞き取り等に時間がかかったと。また、職員等の活動の（発言する者あり）記憶がないという部分もございまして、なかなか聴取について時間がかかったという点がございます。

また、そういった中でこの報告書につきましては、我々は、この報告書に基づきまして、二度とこういう事故を起こさないため、再発防止に向けて取り組んでいこうと思っております。

また、この報告書の中にあります……（発言する者あり）

○副議長（野口哲男君） 消防長……。

○消防長（吉本皓行君） 報告書の中で反省すべき点は反省していかなければいけない、そういう気持ちで、職員一人一人がこの事故を謙虚に受けとめながら、今後の消防活動に邁進していきたい。二度と事故を起こさないために職員一丸となって消防活動に邁進したいという気持ちで、この報告書をまとめさせていただいたところでございます。

○十二番（池田康雄君） 何を考えておるのですか。どんな気持ちで報告書をまとめたかなんかいうことは聞いておりはせん。ともあれ、でき上がったこの報告書は、あなたたち、でき上がってみてどういう評価を持ったのかということをお二人から聞きながら入っていくとしたのだけれども、何かこう……。僕は最初から断っておるではないですか、たった六十分しかない。あなたたちが一年間かけてつくったものに対して分析しようとおるのですよ。何ば時間があっても足りん状況があるのでしょうか。五分も使ってしまったじゃないか。（笑声）

私は、たぶん一年間かかったから、かなり分析を加え、調査を精査し、いいものが出てくるであろうということを期待しておったのです。私の感想は今から述べますが、その前にお二方の感想を聞いたかったのですが、私は、もう正直言ってあきれています。よくもまあ、こういうものを殉職した墓前に届けられたな、あるいは負傷した家族に届けられたな。

どうして僕がそういうふうと言おうとするのか、その内容について今からやりとりするわけではありますが、まず、この報告書は四十五ページありますね。その大半の二十三ページを使っている内容は、どういう内容かといいますと、各消防隊がどのように動いたのか、負傷した四人の消防隊員がどのように消火・救助活動に従事したかが書かれてあります。いわゆる第二章、三章でしたか、三章、四章でしたか、そこに二十三ページほど費やしていますね、四十五ページのうちの大半がそこに。

その構成の仕方、持っていき方というのですか、書き方というのですか。これは報告書に耐えませんか。いいですか。どういう書き方をしておるかというのと、一番最初は、先着した十一時四十八分に「火事だ」と入った一報を受けて、調査隊として本署から消防隊、草牧君たちが出ます。それとほぼ同じ時刻に朝日消防隊が出てきます。その先発隊の調査隊のことが一、二ページで書かれています。その後です。各消防隊別に、本署消防隊はどうした、はしご隊はどうした、救助隊はどうした、救急隊はこうした。初めて見るような人たちは、何かそんなものでこの報告書の体裁は整ったかに見える。だけれども、考えてみてください。今回の十一時四十八分に一報が入って、十二時二、三分から放水活動を始めて、十二時三十分近くに鎮火した、この消防活動の中で隊として行動している場面があるのですか。まず本署から出発した消防隊。草牧君が乗った、殉職した彼が乗った場合。いいですか、草牧君は部屋の中に入った。小隊長は一時その入り口におるけれども、呼吸器装着のために下に行った。それで、最後まで装着しないまま外回りを回っておった。いいですか。朝日消防隊。小隊長が、さきの小隊長と一緒に入り口で放水活動を始めると、ほどなく機関員の首藤さんが来て入っていく。そして、その朝日消防隊の三人が、一人は中に入る、一人は入り口で放水活動したり呼吸器をつけにおりに行ったりする。もう一人はどうしておるのかよくわからんような形で活動しているのが、朝日消防隊でしょう。救助隊はどうなのですか。四人来ますね。そして、隊長と河野君が、真っ先に飛びおりてきて入り口に行って、河野君が一人入っていく。小隊長は呼吸器を下に取りに行く。あとの二人が駆けつけてくる。人が多いからと西に回る。どこが隊として機能しておるのですか。そして隊として、そして時間も一つも書かずにずらずらと十二ページも使って書いて、何を報告しようとしたのですか。

僕に言わせれば、あの消火活動というのは、皆さんもよく見ればわかるように、あの中に入っていったのは、本署消防隊の草牧君、朝日消防隊の首藤小隊長、それからはしご隊の岩尾さん、それからもう一人おったな……救助隊の河野隊員。こういうようにして各隊ばらばらの人間が入っていった。そして、それはあの火事の場合、調査から始まっていったからやむを得ないと思います、僕も。だけれども、それならばなおのこと、各隊ごとに報告をして何が出てくるとあなたたちは言いたいのですか。それぞればらばらな隊が、何時何分にどのような活動をしたかということで南立石マンションの消防活動というのが初めに出てくるのですよ。それを、何の意味もない、それをまたばらばらにして、はしご隊の隊員だけを集めて、救助隊だけ集めている。はしご隊、消防隊ですね。そこで活動記録を出して見せて、何を見せようとしているのかというような書き方そのもの。そういうものを当初六名で始めた調査委員会。そして、後で説明を加えて十名の調査委員が、一年かかってよくまあ、こんなものをつくって、「報告書です。今度の火事を契機に一丸となって頑張ります」というような趣旨で書いたというふうには、とても思えないということ

がまずあります、文書のつくり方、報告書のつくり方そのものの大きなところでね。

今から、それではこの一々の報告書がどのような中身を持っておるのかということについて、まずこの記述面で、一年かけて精査して練った文章とはとても思えないような箇所が幾つあるか。たくさんあるのですが、余り言葉の揚げ足取りにならないように、本質にかかわるところを拾い出しながら最初進めて、その後、大切なことが書かれてない、つまり書かれてない大切な部分があるということ、そして、それをなぜ書かなかったのかというようなこと等について、この場に明らかにしていきたいと思うのであります。

報告書の二十八ページと同じことが、十一ページにも書かれておりますが、加藤次長、「だれかと肩をたたき」という以降の文章を、ちょっと読んでみてください。

○消防次長（加藤隆久君） 恐れ入ります、十一ページでしょうか。十一ページと二十八ページと、今おっしゃったのですが……。 （「どっちでもいい。同じことだから。同じことを書いてあるから、二十八ページでも十一ページでもどっちでもいいから」と呼ぶ者あり） それでは、十一ページを読ませていただきます。

「岩尾京一分隊長は、放水中に『だれか』と肩をたたかれたので、『岩尾だ』と答える。久保賢一小隊長が三階に到着したところ、中隊長の指示により屋内観察を行うため、玄関土間部分に進入する。それから、観察後、室内は真っ暗であるが、静かで熱も感じられない状態であると報告する」。 （「議長、はい」と呼ぶ者あり）

○十二番（池田康雄君） あなた、何しておるのか。聞いておらんかい、ちゃんと。ちゃんと聞いておいてください。数少ないやり取りをしておるのに、正確に。いいかい、もう一回……。 もういい、僕が読みます。

二十八ページに、いいですか、十一ページも同じ記載がありますが、こういう文章がありますね。よく聞いてください。この日本語をどう理解するかということですね。「だれかが肩をたたき、自分の前に進んだことから、要救助者がいると思い、さらに二、三步前進し、放水を続け、警報ベルが遠のいたので脱出できたものと思った」と、こうありますが、この文章からいきますと、肩をたたくよりも前にベルが鳴っていることになりませんが、そうまず読み取れますか。一つ。いいですか、そう読み取ることに無理がありますか。僕はそうしか読めんのですが、そう読み取ることになりませんが一つ。事実はどうですかが一つ。その二つについて消防署長、明確に答えてください。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

警報ベルが先に鳴り、「出る、ホースを伝って出る」と発せられております。警報ベルが先で、放水停止が後でございます。

○十二番（池田康雄君） 何か、かみ合わんですね。いいですか、もう一回それなら読みます。（発言する者あり） 「だれかが肩をたたき、自分の前に進んだことから、要救助者がいると思い、さらに二、三步前進し放水を続け、警報ベルが遠のいたので脱出できた」と

思った」と、こうあるわけですから、その作業の前に警報ベルが鳴り出しておるのですね。警報ベルが遠のいたということは、そのベルが鳴っておったから遠のいたのがわかったわけですよ。そうすると、肩をたたくよりも先に、ここの文章では、警報ベルが鳴っていますよと、こういう文章になっていますが、あなた方の報告書の中ではそうではない箇所があるでしょう、矛盾しませんか、これは不確実な文章ではないですかと、たった小さなことの確認なのですよ、これは。今からしゃべろうとすることに比べたら、本当にちっちゃな枝葉で、とにかく報告書の文章がまだまだ吟味不足だということの幾つかの一つの例として挙げておるだけですから、僕は大きくこだわりませんが、まあ、次に行きます。

いいですか。それでは、二十三ページあたりや二十六ページあたりには、部屋の中に入っておる首藤隊員と岩尾隊員、それから河野隊員と首藤隊員の場面があります。いいですか。首藤隊員、重傷を負った首藤隊員が岩尾さんとやり取りをしているのは、大きく分けて三点です。一つは、肩をたたいて、「おい、だれかおまえは」、「岩尾だ」と答えた。これはやり取りが通じていますね。それからあと一点。「おい、前が出るから、一時放水停止」と、こう言って、首藤さんは岩尾さんに言っています。岩尾さんは、それに対して全く答えていません。それが一点。しかし、その声は、首藤さんと岩尾さんと入り口におった――岩尾さんは聞こえてないけれども、それよりも入り口に近いところにおった、四、五メートル以上は離れておるだろうという隊員には聞こえております。どうして岩尾さんには聞こえていないのか。岩尾さんは聞こえておったのか聞こえてないのかが、全然書かれていませんが、それがどうなっておるのが一つ。それともう一つ。最後に、最後というか、首藤さんが、危険を感じて放水再開、つまり熱くなり始めたので「水を出せ」と、一遍さっき自分が通るから「水をとめ」と言った首藤さんが、「水を出せ」と言った。それに対して岩尾さんは答えていません。岩尾さんは、自分が後ろを向いたら、火が走った。だから、自分は危険を感じて、自分の退路に水をまこうとしたけれども、「水が出らん」、こう言っています。しかし、「水が出らん」というふうに首藤さんは聞いたと言いますから、その「水を出せ」と言ったのと、「水が出らん」と言ったのは、そんなにかげ離れた時間があるわけではない。タイミングよかったのだけれども、しかし、岩尾さんのところでは、首藤さんに「水が出らん」、「出せ」と言うけれども、おれが、「水が出らんのだ」というふうには答えていない。

そういうようなところだとか、河野君が入室して、草牧君と面体を近づけて確認をした直後に、筒先に行って岩尾さんに、「要救助者はいますか、要救助者はいますか」と二遍聞いていますね。それに対して岩尾さんは、聞こえたのか、聞こえたけれども答えなかったのか、聞こえなかったのか、そういうようなことが一切書かれていません。一方では、首藤さんが岩尾さんよりも遠いところに、首藤さんとおったであろう人には聞こえているという記述があったりするのでですね。そういうような、どう言うのか、素人が読んでもち

よっと違和感を感じるというか、おかしいことに見える箇所が見えるなというふうにも思いますが、そういうような種類のことはまだまだたくさんあるのでありますが、例えば草牧さんのそばをすり抜けた人が三人おります。まず筒先がかわった岩尾さん、それから首藤さん、それから河野隊員。で、この記述を読んでいきますと、河野君だけは面体をこう近づけて、顔を近づけて草牧と確認したと、こういうことがあるのです。首藤さんは、草牧を確認して筒先に行って肩をたたいて、「おまえ、だれか」と言ったか。首藤さんは、入り口でこの筒先の後ろにおる隊員が草牧君であるということを、本当に確認して入ったのですか。

それと、岩尾さんは、草牧君を筒先を交代する場面はどうなっておるかということ、自分が行ったときには、もう草牧君とおぼしきある人物が、煙に巻かれて後ろ姿しか見えなかった。そして筒先が見えたと、こう書いています。だれかわからんのです、はっきり。しかし、そうしたら、今の別府消防署の中で、この岩尾さんというポジションは、だれがおっても自分が筒先になるというポジションの方なのですか。まず「一人では危ない、危険、おれが筒先をかわろう」といってかわっていますね。そのときに岩尾さんは、草牧君ということ、を、「おまえ、だれか」とか、「おい、おまえ草牧らしいが、ちょっとかわれ」とか入口のところで中に入っているのは草牧君だというような表現は一つも報告されていませんからね。そういうようなところはどうだったのかなというような思いがするのですが、まず首藤さんが入り口で、入っていく前に草牧君であるということを確認しているのは、間違いないですか。

○副議長（野口哲男君） 質問の趣旨は、わかっていますか。はい。

池田議員、ポイントをきちっと、質問のポイントをきちっと教えてやってください。

○十二番（池田康雄君） 報告書の中でそういうふうに、首藤さんのところではそうなっていますが、その事実は間違いはないですねという。わからんから聞いておるのですよ、ちょっと不確かだからね。（発言する者あり）

○消防参事（木村善行君） お答えいたします。

入った段階で確認しておると、聴取をしております。

○十二番（池田康雄君） もうこれも僕のきょうの本題の中では余り大きくないから、もうこれ以上突っ込みませんけれども、（発言する者あり）やっぱりそのそういうような答弁では、僕は納得できんのだ。例えば河野君の場合には面体を近づけて草牧だと確認しておると、こう書いておるわけですから、それなら首藤さんはどういうこと言葉を取り取りして確認したのか、面体を近づけてしたのか、それとも草牧君のあいさつがてら面体をとったのか、そんなことがね。やっぱり一人一人が死んだような報告書なのですよ。少々のことを素人から聞かれたら、あなたたちはプロフェッショナルとして答える責務がありますよ。一年間かけて調査しておるのですから。いいですか。

それでは次に行きます。

もう水が入るのかなと思いつながら、びくびくしながら、流れるようにやり取りできないという焦りが少しあるのです。今からまた中断が入るのでしょうか、あと何分ぐらい、議長、あるのですか。

○副議長（野口哲男君） 休憩いたします。（笑声）

午後二時五十八分 休憩

午後三時 十五分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○十二番（池田康雄君） 今回の報告書の中では、フラッシュオーバーの時刻を何分ごろというふうに認定しているのですか、消防署長。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

十二時十六分ごろと認定いたしております。

○十二番（池田康雄君） それでいいのですか。報告書の中隊長のところには、「十六分」は退避命令を出した段階ではないのですか。訂正されますか、されませんか。私はどっちでもいいですが。いいのですか、はい。

十六分でいいのですか。いいですね。はい。

前消防長であった木村さんが――木村消防長が――六月議会で私にこのような答弁をしておるのですね。要するに今までは「十六分」、「十八分」と答えてきたが、今の段階の私たちの調べではそれよりもちょっと前になるというふうになっております、というふうに答えておりますが、そのことは間違いありませんか。

○消防参事（木村善行君） お答えいたします。

そのようにお答えをしております。

○十二番（池田康雄君） 六月段階では「十六分」、「十八分」というフラッシュオーバーの時間にはやっぱり無理がありそうだから、今のところ調べでは「十六分前」になっておるのだ、それは何分かはまだ言えんのだと、こういうような段階でした。しかし、今回の最終報告書をごらんになったらわかると思いますが、大体十七分ごろがフラッシュオーバーの時間だという報告書になっておるのですが、なぜ前消防長がそういう発言をしたのにこういう結果になったのかを聞いたかったのですが、またしゃべってもらいと長くなりそうなので、もうそれはしゃべってもらいません。

この報告書を皆さん、真剣に見てもらったら、岩尾さんの活動記録の箇所を読んでもらえば、岩尾さんが出てきたのが、十二分プラスマイナスごろだと。その直後にフラッシュオーバーが起こっておる。あるいは、場合によっては岩尾さんが逃げる前には、火が自分の後ろを、ふる場の方に火が走ったというのですから、それをフラッシュオーバーというふうに言えば、もうちょっと早い段階でフラッシュオーバーは起こっておることが明白で

ありますし、いまひとつ、この報告書の中で一番動きが明快なのが、朝日救急隊です。十二時五分に佐藤正明分隊長を中心に三人到着するのです。後発隊ですね。吉賀隊員を連れて佐藤隊員は、呼吸器装着後、すぐに三階に上がるのです。そして三階に上がったら、上がるや否や、伊藤小隊長と筒先を交代するのです。伊藤小隊長は何のためかといったら、それは呼吸器装着のために自分の消防車に戻るのです。そして装着して戻ってきたところで、佐藤正明、吉賀隊員たちと会うのです。何のために会うかといったら、退避命令が出たというのです。いいですか、佐藤正明隊員が五分に到着します。七分に三階玄関口に到着します。筒先を交代します。伊藤隊員が車両に戻ります。装着します。玄関口まで戻ってきます。それは、大体十二時十分から十一分です、どう考えても。そのときに、もう退避命令があり、佐藤隊員はおりてきておるのです。そうすると、「十七分」とか「十六分」とかいう説が、いかに破綻を来すかということが、自分たちが出してきた報告書でも明白なのです。だから、その辺はやっぱり矛盾があるよと。そういう矛盾のある報告書をよくもまあ出したなということを指摘しておくだけに、書かれてない真実について、三点お願いします。

一つは、まず十二時一分から三分の間に、先着した朝日消防隊と本署消防隊の小隊長クラスが、筒先を持って放水態勢ができたところに、母親が戻ってきます。この最終報告書では、「その母親が入ろうとしたので制止をすると、階段をおりて行った」と、こういう報告書になっておるのです。不自然ですね。そんなばかなことがあるのですか、あると思いますか。自分の子供が中におるかもしれないのです。だから駆けつけてきている。入り口を開けて入ろうとした。そこを制止したら、母親が階段をおりて行った。無理があるのですよ、この報告には。二点無理がある。一つは母親。母親としての行動が、そんなものではあり得ない。いいですか。その場面でその小隊長クラスは、母親に子供の名前を呼んでもらったという事実はないのですか。その母親と一緒に自分の息子のオートバイがあるかないかを確認して、ないというふうに確認した、そういうような事実はなかったのですか。それから、小隊員の方から見ても無理がありますよ。煙が出始めておるところですよ、子供がおるかもしれない。それはどのぐらいの子供なのか、男なのか女なのか、どの部屋におる可能性が高いのか、この部屋の間取りはどうなっておるかというようなことのやり取りがあって僕はしかるべきだと思うのです。それがですよ、入りかかったら制止したら、母親はおりて行ったと。これが報告書なのです。こんなことは、やっぱり報告書としての僕は体をなしていないと思いますよ。

時間がない、次に行きます。

また、十二時九分プラスマイナスに、草牧消防隊員の警報ベルが鳴ります。警報ベルが鳴るのですよ。入り口から九十センチぐらいのところですよ、そう言うのです。皆さんも言いますし、報告書でもその辺になるのです。鳴り出した。中の人はい聞いています。だか

ら、筒先におった岩尾隊員は、「すぐ、外に出る」、こう言って指示しますし、それを聞き知った鶴見丘の先輩である河野隊員は、「ホースを伝って出る」とそばまで行ってそういうふうにするのです。そして、そういう声を、もうこうやって暗がりの中を食堂から台所から食堂というふうにして報告書には書いていますが、そうやって検索活動に入っている人、隊員は聞いておるのです。そして、外の入り口でやはり三人聞いておるのです。I隊員と中隊長と、それからもう一人、朝日救急隊のS隊員が聞いておるのです。

ところが、このどこを見たら、この報告書のどこを見たら、その呼吸器のベルが鳴り出した。あと三分しか持たんぞというようなときにベルが鳴る。そういう危険な状態に隊員がおる。そのベルが鳴り出したということに対してどういう行動をとったのかが、全く記されていない。それは不自然ですよ。事実、いろいろな消防署の後の反省会の資料を見ましても調査会の資料を見ましても、中隊長が無線をして救助の要請をしたり、いろいろな動きをやっておるのですが、この報告書の中には、一切出てこない。何でそこをしっかりと認識して、詰めていく作業の中にあって初めて、やっぱり仲間を失わせてしまった、そういう状況をしっかりと分析して今後の消防活動の中に生かしていくことが初めてできるのではないかと。

そしてまた、その部屋の中で検索活動をしようとした。しかし、熱が上がってきた。「あ、これは危険だ」と思った。だから、一たんとめてしまった水を「もう一回出せ」と言ったときに水が出ないというような場面。あのとき水が出ておったら、もうちょっとSさんの負傷は軽くはなかったのかといういろんな思いがあるわけですよ。そういうようなことが、この報告書の中にはほとんど触れられないままに素通りされているということ、そんな報告書でいいのかなというふうな疑問を持っています。

最後に、じっくりと時間をかけて呼吸器の問題について触れてみたいと思います。

幸か不幸か、十一月の事故の五日、六日前の十二日と十三日に、ある業者によって呼吸器が点検されておる、検査されておる。その検査。七十二基でしたかね、七十一基でしたかのうち、正常なものが何基、不正、使用不といういわゆる正常ではないものが何基でしたか、消防署長。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

呼吸器の数は七十一基で、三十九基には異常は認められませんでした。残りの三十二基が「否」という判定でございました。

○十二番（池田康雄君） そうですね。これを聞いて市長初め議員の皆さん、どのようにお思いになるでしょう。（発言する者あり）半分が、つまり使用にたえないというか、正常ではないと判断された。その前の検査日がいつなのかわからないけれども、それは、僕はこういうことではない限りはあり得ない数字だと分析するのですよ。つまり何年か前に検査をした。そのときに完全に正常であったら、その検査以後、完全に正常なものを使用し

ていたら、今回の検査でこういう数字にはならなかったと思う。恐らく今回事故が起こるともわからずにやってしまったようなことと同じこと。つまりどういうことかということ、使用してはいけませんよ、災害時の使用にはたえませんよというようなものを、何やかんやとへ理屈をつけながら使用していった。だから、今回検査したら、約半分もの「使用否」が出た、こういうことなのですが、その災害時に使用してはいけませんよ、災害時に使用してはいけませんよというものを、どういう理屈をつけて草牧君や首藤さんは、災害時に使用することになったのですか。それを簡潔に次長、教えてください。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

「否」と判定された不良の中身でございますが、中身のうちで高圧ホース等の不良、それから陽圧設定値の不良、それから圧力の指示計の不良、それから面体ゴムの不良等が、主な不良箇所の内容であります。陽圧設定値、二人、草牧君と首藤君の二人の部分については、陽圧設定値の不良ということで、面体には、呼吸器には陽圧と陰圧で使用するということの二通りの切りかえができます。陽圧にした場合には、若干普通の、通常かかっている、面体内にかかっている圧力が少し高目であるということで、陰圧で使えば問題ないということの判定から、事前に隊員、全隊員にその不良箇所について陰圧で使ってくださいということを知りました。よろしいでしょうか。（「いいですよ、それで」と呼ぶ者あり）

○十二番（池田康雄君） 何のことやらわからない方も多いかと思しますので、簡単に説明すると、要するに呼吸器に陽圧設定のと、陽圧と陰圧との切りかえを使うものと、大きく分けて二種類あるわけです。新しいものは皆、陽圧設定です。ところが、古いものは切りかえで陽圧にしたり陰圧にしたりするのです。陰圧というのは、吸った空気だけが出てくるのです。陽圧というのは、いわゆる吸った空気も出てくるのですが、それ以上に外からの煙や熱風が入らないように、膜内の圧を高くして、外からの進入を防ぐ装置なのです。だから、どういうときに陽圧設定するかといったら、まさに今回のような濃煙のような、あるいは火の熱風が来るようなときに陽圧設定をすることの意味があるわけ。で、「使用否」というのは、陽圧設定して使えば、酸素の使用量が異常に出てしまうのだから、酸素量が少なくなるので危険だから、陽圧では使わないで陰圧で使えば使えと、こういうことなのです。しかし、今回の火災現場は、まさに陽圧仕様が必要な――素人目から考えたら――そういうふうな現場なのですよね。

お尋ねします。草牧君が、呼吸器を設定をして警報ベルが鳴るまで、調査会は、何分ぐらいを要したというふうに整理しておるのですか。

○消防参事（木村善行君） お答えいたします。

前の議会でも、時間というものについては非常に難しい面があるということは、お答えをさせていただいておるのですけれども、私ども、調査をしたのは聞き取り、いわゆるど

の程度でベルが鳴ったのかという職員の聞き取りで、大方このぐらいの時間になるのではなからうかということで判断をしておるところでございます。（「何を言うか。はい」と呼ぶ者あり）

○十二番（池田康雄君） 「大方このぐらい」って、「このぐらい」とはどのぐらいかも言いもせんでおって、このぐらいになるのではないかという、そんな答弁はないでしょう。

いいですか、それならこう言います。間違ったら教えてください、指摘してください。いいですか、草牧君が、入る前に面体をつけて、呼吸器をつけて、どういう作業をしたかといったら、現場にの隊長に「呼吸器をつけてきましょうか」と言って、呼吸器をつけに帰ります。再び三〇三の玄関に来ます。小隊長がホースを持って放水していました。それを左の肩から「交代をします」、そう書いてある、報告書に。そして、放水を外でしておく。そのうちに、だんだんやっぱり中に入っていったと思われる。その時間が、どんなに早くても十二時三分より以前は考えられませんか、一番早い段階で見てください。十二時三分です。そして、草牧君のベルが鳴り出したのは、十二時九分プラスマイナス一分です。それはどうしてわかるかといったら、二つのことからわかります。一つは、「岩尾さんが入って行って、四分程度に鳴り出した」、こう書いておるわけです、報告書にですよ。そうすると、岩尾さんが入っていったのが五分だというふうに報告書に書いておるわけです。六分に中隊長が着いたときには、岩尾さんはもう入っておったというのですからね。そうすると九分ごろだ、九分や十分ごろだという設定ができるのです。そうすると、七分間ぐらいで草牧君が背負ったポンペは、何ぼ入ったものを背負ったのですか、消防署長。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

使用前は百キロ、それからベルが鳴る時点が六十キロで、四十キロの消費ということになります。使用の消費量でございますが、軽作業、中作業、一番重い重作業というふうなことで、それぞれ四十キロ、六十キロ、八十キロ毎分消費するということ、したがって、時間も軽作業であれば八分、それから一番重いのであれば四分ということになっております。

○十二番（池田康雄君） 一点聞かせてください。草牧君が担いだ呼吸器が、ベルが鳴り出すのが六十キロ設定と三十キロ設定とがあるが、その六十キロでベルが鳴り出すものを担いでおったということは、間違いはないですか。もう一点確認させてください。

○消防署長（安部 明君） 間違いございません。

○十二番（池田康雄君） はい、そうしたら、お聞かせください。いいですか、あのような状況の中で――「あのような状況」というのは、大体推定できますよね。あのような状況の中で草牧君が担いでおった呼吸器で警報ベルが鳴り出すのは、余りに早い時間帯で鳴り出したという認識を僕は持っております。同じような時間帯で、やや三分なり四分おく

れで入った河野君の呼吸器の警報ベルは鳴っておりませんし、首藤さんが助けられるまでに、恐らく七分ごろに入った首藤さんが二十二、三分ごろ助け出されるのですから、十六分ぐらい使っておっても警報ベルが鳴ったとは報告されていませんから。そういうことを考えると、草牧君の警報ベルが鳴り出したのは、私には異常に早い時間帯で鳴り出したと認識をしておるのですが、調査会では、その鳴り出した時間に異常さは特に見られないというふうに認識していると考えてよろしいですか、消防署長。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

通常、ボンベについては、百キロを切った時点で交換するというようにしております。百キロ切った時点で、訓練用に使用するというようにしております。

なお、毎週月曜日の朝の点検のときに、呼吸器の点検、すべて面体それから計器、それから圧力等の検査を行っております。その時点で百キロを切った場合には交換ということで、本署に持ち寄って交換いたしております。

○十二番（池田康雄君） これだけの人がおって、やり取りしておるわけですか。何を聞いたのか、聞かれたことに対してちゃんと答えてくれなければ。

いいですか、もう一回聞きますよ。私は、草牧消防士の担いでいた呼吸器の警報ベルが鳴り出したのは、通常の消防業務に従事している人間の呼吸器の形態から見て、その所要時間が余りに短い時間で警報ベルが鳴り出したのではないかというふうに考えておるわけですが、調査会においては、そういう観点、そういうとらえ方というのは一切なくて、そこには問題は見られないというふうに判断をした、認識したということではよろしいのですか。（発言する者あり）

○消防長（吉本皓行君） 普通の状況ではないということでもあります。

○十二番（池田康雄君） 普通の状況ではなかったと。そうしたら、そのように報告すべきです。いいですか。であれば、そのように報告すべきです。報告書でどういうふうにかかれてあるかといいますと、呼吸器のところ、加藤次長、的確に僕が今求めているのが読めますか。読めなければ、僕が読みます。

○消防次長（加藤隆久君） 読ませていただきます。

「業者の点検担当者との協議の結果、「否」、否と評価されたものであっても、陽圧、面体面の圧力が外気圧より少し高い状態ではなく、陰圧――これは使用者の呼吸によって空気が供給される方法でございますが――で使用すれば支障はないとのことで、業者の点検担当者から使用可能な機種を選定を受けた」ということでございます。

○十二番（池田康雄君） そうではない。僕が欲しかったのは、そこではない。いいですか、あなた方は、この呼吸器のところをどのように書いておるかということ、草牧隊員にしても首藤隊員にしても、最後まで呼吸器を装着していたので、特に問題はないと判断しているのですよ。そう書いている。非常に非科学的な報告になりますね。最後までつけてお

ったから面体に問題がない、呼吸器に問題がない。そんなのを親御さんや家族、あるいは関心のある市民あるいは消防署員が見て、「ううん」といって納得できるような報告書なのですか。だから、そのところを、私はそれでは、「おまえ、そう言うが、それなら」といって、どんな報告書が報告書たり得るのかということになるのだろうと思うのです。報告書というのはこうあるべき、一つのサンプル、大きなね、こんなものではなくて、どうあるべきなのかというと、今回の南立石マンションの火災事故に関しては、何が一番大きな要因だったのか。まず、子供がいるかもしれないというような要素。そこが、本当に子供がいるという可能性の方が強かったのか、その中で動かざるを得なかったのかということが、しっかりと検証されるべきです。いいですか。それを非常にあいまいな形で処理してしまっている。「とめたら、階段おりた」と、こんなところで処理してしまっている。

もう一つは、フラッシュオーバーです。いいですか、今回なぜか飛んでいます、今までの調査会、どういうふうな書き方、説明の仕方をしてきておったかということ、先着した小隊長は、窓を開けると、そこには煙が立ち込めておった。フラッシュオーバーが予想されたので、一たん閉めた。いいか、フラッシュオーバーが予想された、予想しておったというふうに今まで調査会等々で報告してきておった。今回の報告書には、それが一切ありません。フラッシュオーバーというものが、あのわずか三十分の間でなかったら、一部損傷の火事ですよ、恐らく死人、けが人は出なかった。そのフラッシュオーバーというもの、予測されたフラッシュオーバーに対してどう対応できたのか、対応できなかったのか。それはどの部分で対応が不可能だったのかというようなことが、やっぱり綿密に述べられているべきが、本来の報告書ではないのかと言いたいのであります。

今一つは、先ほども言いましたが、十一月十八日の五日、六日前の時点で、使用してはいけませんよ、災害時の使用には無理がありますよという判定を受けた呼吸器を、死んだ草牧君も、大きな負傷をした首藤さんもつけていた。そのことが、死んでしまった、大きなけがをさせてしまったことと本当につながっていないのかなということが、真摯に検証され、調べられ、報告されるのが、この報告書ではないのか。

そして、それらの上に立って、今働いておる消防署員たちが、なるほど、これはお金の部分だから役所の問題にしてもらわなければ困る、これは指導者の余りにも怠慢だから、これは指導者が変わってもらわなければ困る、これは我々の連携ミスだから、これは我々は反省しようというようなことが、やっぱりこの報告書をもとにいろいろと考えさせる内容を持つ、そういう報告書でなければならんと思うのであります。この報告書をあなた方は、百四十三名の消防署員たちにどのように配布しておるのですか。

○消防次長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

まず幹部会を開催いたしまして、そこで幹部およそ二十名の方にお配りをさせていただきました。と同時に、本署それから亀川、朝日、浜町、この三出張所にもおのおの十部ず

つ、それで本署には二十部というふうに配らせていただいた次第であります。日にちは、十一月二十一日でございます。

○十二番（池田康雄君） 要するに平たく言って、百四十三名の消防署員たちの、それから出張所に置いておれば、「見よ」と言えば見るでしょう。だけれども、それでは、何部ぐらいが配られておるんですか、消防署の百四十三名のその組織の中で。

○消防次長（加藤隆久君） 署におきましては、およそ六十部配付させていただきました。

○十二番（池田康雄君） ここにあなた方、今回の調査会、並びにその調査会をリードした消防長のやっぱり自信のなさがある。言葉では書いていますよ。この四人の死とけがを歴史に永遠に刻んで、別府市消防の礎にしまいたい、いこうではないかというふうにして呼びかけている。しかし、今聞いたら、百四十三名の隊員の一人一人に配ることをせずに、一応署内関係で六十三部ぐらいを配っておる。出張所は出張所で置いておる。こんなことで、この事故にやっぱりけりをつけようとしている、あなたたち消防署の、やっぱり指導者の感性を私はちょっと疑いますね。やっぱりもうちょっと、本当に今回のとてつもない、今まで別府市の消防署の歴史の中で何というか、とてつもない事故に遭遇した。その事故は何だったのかということ、もっとどうして真摯に受けとめて、どんな報告書をつくるべきが自分たちの役目なのかということ、やっぱりきちっと整理しながらこの物事を進めていかない結果ですよ。だから、呼吸器も面体も最後までつけておったから、この呼吸器には異常がなかったと思われる、こういうもう本当、お粗末なことを平気で報告書に載せてしまう。

それから、こういう、木村・前消防長、こういうもの、何かわかるね。あなたとかなり今まで話していたこれ、何かわかるね。僕が持っておるの、何かわかるね。僕にくれた時系列です、隊員の。消防長もわかるね。ここに何部もそれまでに、首藤正喜消防署長時代に僕にくれた資料です。この間の議会でも言いましたけれども、私たちにくれた資料に変更が生じた。そうしたら、その資料はこうこう、こういう理由で変更したのですよという作業をしていくということだけは、やっぱり当然のこととしてください。いいですか。この資料に基づいて僕がしゃべっておったら、「あなた、知らなかったのか。それはもうとうに破棄されて、新しい資料ができておるのだ」というようなことのないように。しかし、今回のあなたたちは、一切私にくれた資料に訂正を求めることなく、その報告書というものの数字のずれを主張してきた。これは、やっぱり僕は非常に不誠実を感じます。

私が述べたように、やっぱりこの報告書というのは何だったのか。これを契機にやっぱり消防署員たちが非常に危険なことがあるけれども、やっぱり市民の生命と財産を守るために、これだけの状況改善というものをしてくれれば、おれたちも頑張らんわけにはいかんのかなというふうな、そういう契機にできたものがこの報告書であったわけだと思っておりますが、残念ながら僕はこれでそういう消防署員たちの気持ちを新たに引き締めて、あした

からの活動に邁進できるような契機たり得なかったのではないかと惜しまれてならないということをもって、終わりたいと思います。

○議長（清成宣明君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○十番（平野文活君） 私は、まずサテライトの問題から入りたいと思います。

今までの議論でかなりこの問題の問題点それから今後の方向性、こういうものは明らかになった、このように思います。市長のこの問題での決断というものは、私たちも高く評価をしたい、このように考えております。その上に立って、この議会でのやり取りを通じて、二、三ちょっとお聞きをしておかなければいけないなと思う点に限って、お聞きをしたいと思います。

その第一点は、泉議員とのやり取りの中で助役さんが答弁されたのですかね、平成八年七月八日、前市長の自宅で当時の事業課長と主任、そして溝江側からは副社長と常務さん、こういう方が来て話し合いがあったと。このとき、溝江側からサテライト日田の設置が持ちかけられた、こういう資料が残っておりますという答弁がされました。

それに対して泉議員は、それは違うのではないのと、溝江さんの言い分だと、別府市側から設置を要請されたのですよと、この点ではそういう意見の違いというか、あったわけですね。

改めてお聞きをしたいのですが、この溝江側からの要請からこのサテライト問題というのは始まったということは、確認をしいていいでしょうか。

○助役（大塚利男君） 私どもの担当課からの資料によると、七月八日に、前市長宅でその話し合いがされて、ここの記録では、そのような溝江建設からの方の申し入れというような記述になっておると判断いたしております。

○十番（平野文活君） そういう重要な、言うなら申し入れというものが、市長の自宅で行われるというのは、非常にちょっと奇妙な感じがするわけですね。それは、ですから、言うなら溝江さん側から、これこれ、こういうことでやりたいので、ぜひという形で正式な何というのですか、要請書というのですか、そういうものがその場で手渡されたのか、それとも、この七月八日というのは、言うならそれに至る水面下といいますか、事前の話し合いなのか。ちょっとそこら辺の位置づけがよくわからないので、もう一回そこら辺、この七月八日の性格について、お願いします。

○助役（大塚利男君） この以前については、私どもは確認はいたしておりません。ここに書いてある記録以上のことは私どもはわかっておりませんが、この記録では、市長の方から説明があって、事業課サイドにおいて協力してほしいという説明がなされております。

○十番（平野文活君） その溝江側からの要請ということで始まったという確認をされたわけですが、正式な要請書というものはないのでですか。存在しないのですか。

○ 助役（大塚利男君） お答えします。

そういう正式な要請書というものは、私ども存じておりません。この記録では、打ち合せをした事項の経過だけが書かれておりますので、それ以前のことについては、私ども承知いたしておりません。持っている資料の中から、判断したわけでございます。

○ 十番（平野文活君） ということは、これは口頭での申し入れということでございますが、今日に至るまで溝江側からは正式な設置の要請書というのは出されてないのですか、その後も。

○ 助役（大塚利男君） 文書による申込書、別府市と溝江建設との間の文書による約束行為というような文書は、私ども確認いたしておりません。ないと聞いております。

○ 十番（平野文活君） これだけ大きな事業を、一切の要請書もないまま口頭で、しかも自宅での話し合いというか、こういうところから始まったというのは極めて、ちょっと本当に変な感じがします。

七月八日というのは何曜日なのか、よくわかりませんが、昼ですか夜ですか。また職員、事業課長も同席ということでございますから、職員を同席させて、自宅でこういう話をするということが、これは通常あることなのですか。

○ 助役（大塚利男君） お答えします。

この記録では、七月八日月曜日十四時、二時からでございます。終了が十六時四十五分となっております。

○ 十番（平野文活君） 言うなら平日の勤務時間帯に、市長が自宅に職員を呼んで、行ってみたら、そこに溝江さんが来ておる、そこで要請を受けた、こういうことから始まったということでございます。この点で、そのこと自身通常あり得ないことではないかというふうに思うのですが、その点はどうですか。

○ 助役（大塚利男君） お答えします。

私には、わかりません。

○ 十番（平野文活君） 行政がかかわる仕事の場合、通常、どういう事業を始めるにせよ、この市役所に正式にいろんな文書が出されたり、手続きがあったりというのが通常だろうというふうに思います。ここら辺を、泉議員は溝江さんからの聞いた話を紹介されて、食い違いがあるわけですから、ここら辺はぜひ今後も明らかにしていただきたいというふうに思います。（「平野さん、僕の名前を使うのだったら、僕が井上さんからも聞いたと、こう言ってください」と呼ぶ者あり）はい。井上前市長からも、その点を確認しておるとのことでございますので、そこら辺の経過、事実経過が本当にどうだったのかという点では、やっぱり明らかにしていただきたいというふうに思います。

もう一点ですね。日田市との関係であります。日田市からの提案を受け、この時しかないというふうに決断をしたと、こういう話がございました。私は、この間の経過を見て、

ちょっと浜田市長は受け身ではないかなという、こう印象を持っておったのですが、本来なら、井上時代に議会が否決をした、もうそのときに井上前市長が、もうこれはできないということで決断すべきだったというふうに思いますが、しかし、前市長はそういう決断はされなかった。あの選挙戦の中で、浜田候補は、サテライト中止というようなことを一つの方針といたしますか、訴えながら当選をされたわけで、私は、別に日田から、一緒にこういうふうにしませんかというか、提案がなくても、浜田市政が誕生した時点で早くこうした決断はできたのではないかというふうに思うし、もし別府市が、こういう計画はもう中止しますという決断をすれば、日田市としては、国との争いの意味はもうなくなるということから、また日田市自身として取り下げということになったかもしれない。これは同時にやらなければならなかったのだと、だから、何といたしますか十一月までずれ込んだといたしますかね。そこら辺が非常によくわかりにくい。したがって、極秘にという話もあったですね。ですから、溝江さんに行くのも行けない、済んでから行った、こういう経過ですが、そこら辺は、別府市がもっと主体的に判断してこの決断をしてよかったのではないかという感想を持っているのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

それからもう一点ですね。このやり取りの中で、デモをしたのがけしからんとか、あるいは競輪事業の評価、日田市の評価がけしからんというか、そういうようなことを言ったというふうに、市長みずから発言されましたが、私は、そういうことを議場で市長が言うのはどうかなというふうな感じを持って聞きました。つまり、サテライトの問題でその当時、両市の間で見解が違ふ、言うなら利害が対立しているという中で、市長を先頭に日田市民が、別府市に言うなら市民に訴えようということでデモをされた。そういうことはあり得るのではないか。市長自身、長く議員などをされてきまして、国会に押しかけたり県庁に押しかけたりしたことはあるだろうと思うのですけれどもね。ですから、この決断の最大の要因は何かと、こう聞かれて、「日田市民の反対の声だ」と、つけ加えて助役さんが、「議会の否決」と、こう言われましたけれども、やはり日田市民の反対というのが非常に大きな背景にあったでしょう。ですから、やっぱりそういう意味で言えば、日田市民からすればデモの効果はあったということになるわけだし、そのデモを「けしからん」ということを言っているのだからというふうの一つは思います。

もう一つね。競輪事業の評価ということについても、競輪事業をまちづくりにどういうふうな位置づけ評価するか。これはまた別府市の位置づけと日田市の位置づけが違っても、私は不思議ではないと思うのですよ。その自治体や、あるいはその市民の独自の判断ということはあると思うのですよ。ですから、それを、こう言うから「けしからん」というようなことを議場で言われるということについては、非常にこう、そんなことまで言っているのだからと。同じ県内の観光地として争いはよくない、同じ観光地として連携してやっていきたいということも言われました。ですから、そういう形で良好な関係を今後

つくっていくとすれば、やっぱりその辺の発言は控えた方がいいのではないか、こういうふうにも思っている。その辺の日田市との関係ですね、ちょっと御答弁があれば、してください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

最初に、今の質問の中で、日田サテライト問題の中止を公約として選挙に通ってきたという部分の発言があったように私は解釈したのですが、それは訂正してください。私は、公約にサテライト云々という問題は上げていませんし、一市民の思いとして、日田市民があれだけ反対をしている、そして議会も否決しているのに、なぜやめないのかなと、そういう一般市民としての思いを持っていたということを発言したことは、記憶にあります。しかし、公約として選挙戦に使ったという思いは、一つもありませんので、そこはしっかり訂正をしていただきたい。

そのことと、私が一番、この今しかないという判断に至った思いは、どこが重点なのかという部分は、割合では、これはなかなか難しいですね。いろんな総合的な判断に立って今しかないという判断をさせていただいた。その中には、一番大きいのは、やはり観光立市である大分県の中で日田と別府が百年戦争と言われていけば、別府の発展もない。やはり自治体同士が争いを行うことなく仲よくして、大分県観光のためにしっかり手を携えて頑張っていかなければいけない思いがあったことが一番だというふうに思います。

ただ、日田市民から見れば、自分たちの要求が、デモをしてそういう形でアピールできて勝った、勝利した、そういう思いを持っていたくないという思いで、デモ行進については自治体が、長が、議会が、ああいう形で別府市民に訴えたときに、別府市民がどう思うだろうかなという部分で、私は、自治体同士はそれはやるべきではないのではないですかということを、日田市長さんには言いました。もう理解いただいたと思いますよ。だから、それをやり方が悪いとか、そういう部分で言ったのではなくて、そういうほかの訴え方があるのではないですかと。私も労働組合出身です。労働運動でデモ隊にも参加して先頭に立ってデモをやったこともあります。そういったことを否定はしてないのですよ。しかし、自治体が、そういう形でこの別府市内に乗り込んでやることは行き過ぎではないのかなという、これは率直な私の思いを言わせていただいたということも事実でございます。

それから、競輪事業の問題も、彼らが反対する理由の中に、こういう文教地区にいわゆるばくち的な――だれが言ったとは言いませんが――そういう部分のものは日田市にはふさわしくないのだ、日田市は日田市の文教地区としての絵がある。その中にこういうものを持ち込んでほしくないという、反対の理由にあったということを聞きました。私は、では、その競輪事業をしっかりと世話になっている財政のためにも、競輪事業を健康スポーツとしてしっかりと定着してきた別府の行政は何だったか、別府の行政まで否定しない

てくださいという部分が、私の心の中にはあったわけですから、そういう意味で競輪事業そのものに反対をしないでくださいという部分のお話し合いは、説得と申しますが、私の部分はあったということは御理解いただきたい。ただ日田市のやり方について、そういう部分は悪いとか、やってはいけないとか、別府市の行政に対してそこまで言わないでくださいという部分で言ったつもりです。というのは、競輪事業そのものを私たちはしっかり支えて、これからも継続をしていく覚悟でございますし、また今、その進出をする……井上前市長さんは、恐らく競輪事業がずっと減ってきた、何とか拡大をしたい。観光立市のために日田市にも――宮崎はどうだったのですか、思いはどうだったかわかりませんが――出たいという気持ちで、本当に誠心誠意別府のことを思って私は進出を思ったと思えますよ、その当時の感覚でね。しかし、私は、その井上さんがそうしておったから反対するということは、少しも思いはありません。そのことで私が継続の形でやれることなら、そういう形でやれるのかなという判断も、その材料の中にしっかり入れました。しかし、今、競輪事業、サテライト事業、日田に出ることが、これからの競輪ファンの増大等々含めてプラスかマイナスか、この辺もしっかり検討の中に入れていただいたことも事実でございます。

そういう意味ですから、日田市民の言いなりになったとか、日田市の言いなりになって日田が勝った勝った、そういうことは言わないでくださいというのは、そこにあったわけで、別府市の気持ちで変えたということでございますから、そのことはしっかり認識をしていただきたい。

○十番（平野文活君） その公約してないということについては、では、私のそのとき、当時の新聞などを見まして、私自身がそう感じたというだけの話で、その点は訂正させていただきます。

それから、別府市の行政にそこまで踏み込まんでくださいというのは、それは、また逆も言えるわけで、日田市はこう思うのですよ、日田市民はこう思うのですよと、こういうことがあるわけで、それはお互いさまで、今度は逆に日田市の行政にそこまで踏み込まんでくださいと、こうなるわけですから。私が言っておるのは、そういう思いを持つことは自由ですけれども、この議場でそういうことを言わない方がいいのではないですかということと言っただけであります。

次の問題ですね。溝江建設との関係です。

六月の議会に、私は、早々に浜田市長がこの決断をしていただけるものと期待していましたからね、六月の議会に初めての質問でこの問題を取り上げました。そのときに当局からの答弁は、「国とも、また設置者である業者の皆さんともしっかり別府市の立場を理解していただくと同時に、何とか和解できる方法を探りたい」と、こういう言われ方をしました。日田の市長さんと会われた後の議会ですから、ですから、国とも、そしてまた業者

ともということがそのとき出たのですね。私は、念を押したのですが、「ぜひ業者とも話し合ってください」と、こう言って質問を結んだのですが、ですから、すぐにでも訪問し、話し合いが始まるのではないかという期待をしました。しかし、実際は市長は行っておられない。行ったのは、決断をして記者会見した後ですね――記者会見は決断した後ですね。相手からは、「きょうは初めてだから、表敬訪問」というふうな形でお話があったということです。ですから、やっぱりこの点についても事前に、当事者中の当事者ですから、やっぱり事前に溝江さんと話し合っておくべきだったなど、浜田市長の思いは伝えておくべきだったなというふうに思うわけですね。それとの関連で賠償問題があるわけです。

賠償問題も、私は法的な面、いろいろな面があると思うのですね。しかし今回、発券中止の決断というのは、非常に法的に間違っておったからそういう決断したわけでもなし、先ほど言っておるように、だれが悪かったから、別府市が悪かったからということではないですね。それぞれがきちんとした手続きしながら、それぞれの主張を持ちながら、三すくみの状態、国、業者、別府市ね、非常に膠着状態にあった。ですから、法的な問題を越えて政治的な決断以外にこの事態は動かないという中で、大石市長そして浜田市長が決断されたわけですね。同じように賠償問題も、やっぱり政治的な判断のことになるのではないかというふうに私は思います。

以前も紹介したことがありましたが、群馬県の太田市で二十何階建ての市庁舎を十何階に削ったと、二百八十億の計画を百億に削ったとお話しを紹介したと思うのですが、損害賠償を受けてないのですね。それは、業者の側の判断があったのだろうというふうに思うのです。もちろん今回は、溝江さん側がこの問題をどう今後判断するかということにもうゆだねる以外にないのですが、それだけに、内田議員が、「待ちの姿勢ではなく、直ちに行動すべきではないか、溝江さんとの関係も」ということを強く言われました。私は、それを強く言いたかったことでありますし、大いにその主張に賛成するものであります。そういう点で、今後、溝江さんとの対応というものについて、改めて確認の意味で御答弁をいただきたいというふうに思います。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

御質問の前段の方で、溝江建設との話し合いが十分にされてない、市長は結果報告のときに行ったではないかということですが、以前から市長も「行きたい」と私の方にも何度も相談があって、なかなか日にちがとれない。そういったことで、「助役、あなたの方が行ってもらえんかな」というような市長の意向がありまして、私、八月のたしか二十七日だと思いますが、溝江さんの方に、一週間ほど前に連絡をとらせていただいて日時を打ち合わせて溝江建設を訪問し、市長の考え方並びに今後の溝江さんのお考え方、そういったことをお聞きして帰ったところでございます。

そのときに溝江建設さんは、私どものお話をしたところ、ちょうど日田と国との裁判の

係争中でもございますので、この裁判の推移を見きわめながら別府市としては判断をしていきたい、そして話し合いによる円満解決と考えております、という市長の考え方をお話ししたところ、溝江建設さんも、「全く同感でございます」ということで、「別府市の判断をお待ちしております。私ども、今まで別府市と話し合っ、別府市の指示に従ってまわってきた経緯がございますので、別府市の判断を待った上で決めたいので」と、そのように言われたところでございます。それから後に日田市の方から、こういった話し合いが、申し入れを受けて、私ども最後の決着をつけて溝江さんの方にお話しするのが、決着がつかないままにお話をするわけにもいかない、そのような判断をしたところでございます。

また、今回、賠償問題については、非常に御指摘をいただいております。私ども、議会終了後、市長と一緒に溝江建設に参って、この問題については積極的に誠心誠意話し合いによって解決を図っていきたい、そのように考えておるところでございます。よろしくお願ひします。

○十番（平野文活君） 私は、やっぱり幾ら日程が立て込んだとはいえ、これだけの大きな懸案を抱えて新しい市長になられたわけで、その当事者中の当事者にやり繰りがつかなかったということでは、やっぱりちょっとそういう点では誠意が伝わらないのではないかなと、今お話を聞きながら、ちょっと改めてそう思ったのですよ。ですから、「初対面ですから、今回は表敬訪問」というようなことで、突っ込んだ話し合いもできないまま市長が帰らなければならんということになっているわけで、私は、やっぱりこれは礼儀の問題といたしますか、というふうに思います。ですから、やっぱり今後は、浜田市長が誠心誠意取り組むという答弁をされていますので、私は、この誠心誠意が実るといたしますか、相手に通じることを期待したいというふうに思います。万が一、賠償請求などがあった場合に、その賠償請求が本当にいろんな面から見て正当性があるのかどうかということについて、私たちなりにその時点でまた判断をさせていただきますけれども、そういうことにならないような努力を尽くしていただきたいということを申し述べまして、次に移ります。

水道行政についてです。

これまでも繰り返し、事業の改善について議論をさせていただきました。その議論の結果、具体的にどういう改善がされるのか。とりわけ、きょうはすべてのことに質問するわけにいかないの、公費負担の問題について、来年度予算に反映されることがあるかどうか、そこら辺。まず消火栓に要する経費の問題から入っていきたいというふうに思います。いかがですか。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

一般会計からの繰り出しにつきましては、地方公営企業法施行令第八条の五に規定されております、公共の消防のための消火栓に要する経費、これにつきまして、繰り出すべきものは繰り出す、そういう方向で今、水道局、消防本部と協議しているところでございま

す。

○十番（平野文活君） 今までの毎年の決算を見ると、一千万以上不足している――公費の負担が――ということになっておりますが、消火栓に要する経費全額を公費負担で行うというふうに理解していいですか。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えをいたします。

消火栓の設置についてでございますが、現在、設置計画について水道局と消防本部の間において、今までは詳細な協議は行われておりません。現在は、当然予算に伴うものでございますので、双方の予算編成の段階の協議が必要だろうというふうに今考えております。この段階で消防法の適合、不適合、消防水利上の必要がどうかなど精査をする必要があるかと思えます。そういう中で、先ほど財政課長がお答えしましたように、今、消防それから水道局、財政課の間で協議を進めているという状況でございます。

○十番（平野文活君） 消火栓の整備がきちんとできているかどうかというのは、市民の安全にかかわる問題ですね。しかしながら、やればやるほど経費はかかる。しかし、それを中途半端にけちって安全を犠牲にするというわけにいかない、そういう問題でしょう。ですから公費負担でと。こういうものは水道料金に転嫁するのはよくないですよということから、こういう繰り出し基準の第一に掲げられているわけですよ。ですから、一千万以上不足してきたけれども、全額繰り入れをいたしますかと聞いたわけで、それには答えがありませんので、もう一回お願いします。

○企画財政部長（友永哲男君） 先ほど申し上げましたように、現在協議をしているわけでございますが、公営企業法の第十七条の二がございます。そういう中で、その他の出資、長期の貸し付けとか、そういうものがございます。そういうのを加味しながら、現在消防また水道局と協議をしているということでございまして、当然市民の安全というのが一番でございます。そういう中も、議論をしているところでございます。

○十番（平野文活君） もうそこまでなかなかはっきり言わないから言いますけれども、火事の現場で水がちょろちょろしか出なかったとかというような市民の、何度か「何かおかしいのではないか」とかというような声だって聞こえてくる。細い管をもうちょっと太くしなければならぬとか、そういうふうなこともあると思うのですよ。ですから、消火栓という問題は、水道事業とは別なのよ、これは金の出どころも違うのよ、市が責任持ってやらなければならないよというのが、この趣旨なのですよ。そうでしょう。ですから、そのところをはっきりさせて、今まで二十年以上にわたってそういう問題まで水道局におんぶに抱っこで、そして総額もう何ぼになりますか。十億を超えるでしょうが、その水道料金で見ていた負担金が。そういうこと、今までのやり方が不当だったのですよ。そのところをきちんと頭を切りかえてやるべきではないですか。いかがですか。部長は同じ答弁だとあれですから、助役さんや市長さん、どうですか、そういう考え方は。

○水道局長（宮崎眞行君） お答え申し上げます。

先ほど、財政部長の方から申し上げましたように、うちの方で、今、来年度予算に関して水道管工事それから移設工事、含めましてどういう工事をすると、その工事について消火栓がどういうところにどういうふうなのが必要だと、消防法に適合した消火栓はどのようなのが必要だというようなことを、今、消防とうちで協議しております。それが整いましたら、財政の方にも入っていただきまして、これだけが必要なので、ぜひよろしくというような話をするつもりであります。（「そんなことは聞いてない」と呼ぶ者あり）

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

今、水道局並びに消防、財政課と協議をしておるところでございますので、私どもも、十分その協議の結果を踏まえて、必要な分については一般会計繰り出し、一般会計で見るとということも考えていきたい、そのように考えております。

○十番（平野文活君） それでは、ゆめゆめ経費がかかるから、市民の安全にとって必要な消火栓を今後けちっていくというようなことのないように。本当に必要な消火栓を整備をする、それだけの財源は確保するという立場でぜひ対応させていただきたいと思えます。具体的には来年度予算を見て、また議論があれば議論していきたいと思えます。

福祉減免の経費ね、約二千三百万円も、今まで本来福祉事業として見るべきではないかということも言ってきましたし、災害対策費、これについても当然見るべきではないかと、こうやってきたのですが、この点についてはいかがですか。水道局の考え方はありますか。はい、どうぞ。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

福祉減免にかかる経費につきましては、これまで水道局の方で制度化をして実施していた経過があります。その範囲内で今後もできれば引き続き私どもとしては対応していかなければならないと考えております。

次に災害の関係であります。これにつきましては、当然必要なことだろうと思っておりますので、これからも一般会計からの繰り出しについて、市長部局の方と協議を進める中で積極的に取り組んでいきたいというように考えております。

○十番（平野文活君） そういう方向で、ぜひ福祉減免も含めて協議を続けていっていただきたいというふうに思えます。

最後に、私たちは、繰返し公費負担の問題ももちろん含めてですが、公費負担だけではなくして開発負担金の制度の導入だとか、そういう資金計画の見直しなどを含めて総合的な提案、三つの提案というのをしてきました。建設水道委員会でも、この決算を認定するに当たっているんな議論もあったということは御承知かと思えます。そういう中で、少しずつきょうのこの消火栓についての答弁を含めて改善の兆しが出てきたなというふうに私は感じておりますが、そういう改革をやれば、おのずから水道局から見れば一定の財源

が生まれてくるわけですよ。これまで出しておったのが出さんでよくなったとかいうようなことを含めて財源が生まれてくるわけで、改革の結果生まれる財源は、市民に還元すべきではないか、つまり値下げということをおははずっと言ってきたわけです。前市長も、今のような経済不況という情勢がある、一方、水道局の決算を見るとかなり利益も出ておる、ですから、その利益が出ておるのであれば、市民に還元したらどうかという提案をしたという経過があるわけですね。

今後、来年度予算を含めてその改善・改革をやっていくだろうと思うのですが、そういう推移を見ながら市民に還元をする、値下げという形でそういう方向性というか、浜田市長はどのようにお考えか、お聞きをしておきたい。この問題については、今まで市長に直接見解を問うということにはしなかったのですが、もう何回かあなたの市政になってからこの問題、かなり議論しておりますので、あなた自身の見解というものもおありだろうというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

公費負担の件でございますが、公費負担としての財源を市民に、そこで出た財源を市民に還元すべきではないかということでございますけれども、現時点では、これまで説明申し上げていますように、その対応は大変難しいというふうな状況でございます。しかしながら、今、私どもが取り組んでおります行財政改革、これが順調に推移し、もろもろの経費が削減されるということになりましたら、十分な財源確保ができたというようなことで、市民への還元につきましても、その時点で検討したい、そういうふうに考えております。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

前市長がどういうふうに行ったという話もありましたが、これは管理者権限でございますから、私がここでコメントする立場にはないということが原則だと思います。ただ、市民に還元する、もうかったからすぐ市民に還元しなさいという今の部分については、私のまたここで思いを言うと怒られるかわかりませんが、それは水道料金が安いことにこしたことはない。しかしながら、この水道行政というのは、やはり本当に市民の命と、それこそ健康を守るために将来ずっと永久的に健全な経営がなされなくてははいけない。市民に、今一時もうかって還元をした、すぐまた値上げをするということになれば、またどうなのかという部分を考えますと、これは慎重に水道局としても長期計画の中で市民の安全な水を供給するためにどうなのかという判断をされているというふうに私は思っておりますので、水道局管理者に一任をしておるわけでございます。

○十番（平野文活君） 浜田市長の見解は、わかりました。私どもは、これまで、いや、浜田市長はそういうお考えだということはおわかりましたということでございまして、私たちの提案については、道理があると、十分水道も安定的にやっていけるという確信を持っております。今後もこの問題は引き続きやっていきたいというふうに考えますので、この

問題は終わりたいと思います。

次に、客引き問題のその後についてであります。

私が、客引き問題を提起したのは、平成十三年六月の議会ですね。そのときの井上前市長の答弁は、このように言われました。駅前などから客引き行為を排除しなければ、別府の明るい観光行政は実現できない、こういう立場ですね。そして独自の市条例の制定も検討する、こう述べまして、また関係の諸団体とも協議をします、こういう答弁をいただいたわけであります。そのすぐ後に、八月に対策協議会というのが、市長を会長として発足をいたしました。その後、いろんな協議や取り組みがされておりますが、浜田市長にかわってからも、最初の議会、ことしの六月の議会で市長からもこういう答弁をいただきましたね。県議会でも私も取り組んできたということの紹介をされまして、対策協議会の会長を交代したということで、私の方から、二カ月ぐらいで解決してくれませんかというふうをお願いをした経緯がありまして、今、鋭意タクシー協会の中で自助努力をしていただいておりますから、七月末を私は期待をしております、こういう答弁をされました。

しかし、もう十二月ですね。「七月末」というのは、もうはるか過ぎております。しかし、現状、駅前の客引き行為は続いております。この市長答弁後、どういう取り組みをして、どういうところまで事態は進んでいるのか、この際、御報告をいただきたいと思っております。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

八月二十八日に、第五回目の客引き防止対策協議会を開催する中で、駅構内の観光案内所の中にタクシー協会の職員を一名常駐させて案内をさせてほしいとの要望とありますが、その対策協議会の中で決まりまして、これは九月議会で答弁をさせていただきました。その後、観光協会それからタクシー協会それから別府市ですね、JR、含めまして……失礼しました、そして観光協会とタクシー協会が協議しまして、案内所のスペースを広げれば可能だということの合意に達したということ、九月議会で答弁させていただきました。その後、別府市それから観光協会、JRの大分支社と協議を今重ねておりまして、案内所を広げるスペースが、なかなか横に広げられないし、前に広げるとということで、今協議しまして、図面を作成して、JR大分支社の方に提出するように、今協議中でございます。

○十番（平野文活君） その案内所ができれば、いわゆる直接お客さんにいわゆる客引きをする、そういう行為はなくなるというふうに理解していいのですか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

八月二十八日の協議会の中では、もしそういうことが常駐できれば客引き行為はしないと確約を得ております。

○十番（平野文活君） そうすると、それがいつごろからそういうことになるかということが問題であります、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

J R大分支社の方から見れば、なかなかあの今の案内所のスペースそのものを広げるといことは、一応広げたいなという気持ちになっております。ただ、J R大分支社の方のやはり意向もございませう。そして将来を見た場合、真ん中にそういうのをつくりたいというJ Rの意向もあります。これは先のことになるかと思ひますが、そういうもろもろの問題も抱えておひまして、早急には、今の案内所を広げるスペースの図面を書いて、J R大分支社に提出してくれないかという要望でございませう。

見通しにつきましては、今から、さらに今協議を重ねておひますので、ちょっと見通しと申しますと、なかなか難しい問題がありますが、鋭意努力して頑張っているところでございませう。

○十番（平野文活君） 物事を決着する場合には、最後の踏ん張りが大事ですから、ぜひこの最後の踏ん張り、よろしくおひしいたいというふうにおひいます。

もう時間がなくなりましたのですが、最後の南立石のマンション火災の問題でおひいをいたします。

私は、草牧さんの死亡問題というものを中心に質疑をしたいわけでありませう。

その第一点は、フラッシュオーバーへの備えという問題でございませうが、報告書は、先ほどの議論がありましたか、四十ページですかね。四十ページに「このような現象の発生を予測することは難しいものであったというふうにおひられる」というふうにおひ、予測は困難だったというふうにおひ結論づけているわけですね。しかし、池田議員からもちょっと紹介がありましたか、ドアをあけたときにフラッシュオーバーの危険を感じたという報告が、以前出ておひました。また、この消防の隊員の皆さんが、日常使っている「基本的消防戦術百力条」ですね、このマニュアルの中で三十八条にはこうおひておひます。「炎焼建物に侵入したとき、室内温度や家具、壁などが高温になっておひたり、防火着装の中の体が熱さを感じるときには、すぐに注水態勢をとれ。間に合わなければ、直ちに脱出せよ。フラッシュオーバーが近づいておひる」と。第九条には、「家電から強い刺激臭あるいは黄色、茶色の煙等、通常の火災には見られない特異な現象が発生しておひるときには、とりあえず屋内進入を保留し、警戒態勢をとれ。その実態を把握し、安全を確認した上で攻勢に移るべきである」、こういうふうな注意とのおひいますか警告もあるわけだ、フラッシュオーバーへの予測は困難だったというか、そういう報告書の結論は、そういうことでおひいいかな。めったにないフラッシュオーバーが起こって死者まで出たということですから、フラッシュオーバーへの備えというものについて、しっかりした見解を持たなければならぬのではないかと思ひうのですが、この予測困難だったと、こういう評価で終わっていいかというふうにおひ思うのですが、その点はおひいかがですか。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられましたフラッシュオーバーの対処方法について考えを述べたいと思います。

災害現場で活動能力を高めるためには、やはり知識面と行動面を強化する必要があるということから、過去の災害事例の検討会や自主災害に近い訓練想定を取り入れ実施することが重要であります。このようなことから、現在、本署それから出張所において、本署の訓練と庁舎等を使いまして、さまざまな想定のもとに合同訓練を重ねているところでございます。もちろんフラッシュオーバーも視野に入れてそういう想定を組みまして、現在行っております。

○十番（平野文活君） ちょっと答弁がかみ合わないかなと思うのですけれども、このフラッシュオーバーを実際に起こして職員が亡くなったということ踏まえたこの報告書ですね。で、そのフラッシュオーバーへの予測というのは困難だったのだというふうに結論づけておりますが、そういう結論でいいのでしょうかということ述べたのですね。それに対してどう対処するかというのは、今後の問題ですけれどもね、その点を、再度お伺いします。

○消防参事（木村善行君） お答えいたします。

当時、ドアをあけた小隊長は、煙は充満していたということで、フラッシュオーバーを予見というのですか、予感というのですか、して、このまま放置していたのでは危険であるということで、一たんドアを閉めたわけですね。その後、フラッシュオーバーを発生させないためには、温度を上げさせないことが最優先であるということで放水を試みた。その結果、部屋の中に二回ほど入った隊員、あるいはその付近にいた隊員等からの報告では、煙は濃かったけれども全く熱は感じられなかったと、このような状況の中で活動が開始されたということでございます。

○十番（平野文活君） いや、ですから、そういう答弁でありますと、フラッシュオーバーの危険を感じたのでしょうか。感じたからそういう対応をしたのでしょうか、現場では。それをこの報告書の結びで、「フラッシュオーバーの予測は困難だった」というような結びでいいのかということ私を私は言っているわけですよ。

○消防参事（木村善行君） お答えいたします。

若干、説明不足があったのではないかと思います。普通、フラッシュオーバーが発生する場合には、ドアをあける時点で、もうその状況が起こっておるということでございます。今回は、そういう状況は起こっておらず、一応フラッシュオーバーの心配をしたのですけれども、十分間程度活動ができた。いわゆる熱もなく、煙の動きもないというような状況の中で、当初はそういうふうなことが頭をよぎったのだけれども、結果的には十分程度の活動ができたということで、予測ができなかったということでございます。

再度確認したいと思いますが、通常、フラッシュオーバーが起こる場合は、ドアをあけ

た時点でそれなりのフラッシュオーバーが起こる状況が発生しておるとというのが普通ということでございます。

○十番（平野文活君） それでも、なお起こったという現実があるわけですから、やはりそういう何と申しますかね、現実に応じた評価をやっぱりしないと、今後の対策にも響くのではないかというふうに思います。

次に移ります。

人命救助という問題も重なってあったという、そして最初は、今言われましたように温度も低かったからそういう危険度は去ったと、こう判断をし、また人命救助を優先したということも、これは理解ができます。

同時に、装備が万全であれば草牧さんを救えたのではないかということ、私は感じましたし、前回の昨年の議会でもこの同じ質問をしたのです。現場で警報ベルが鳴った、そして現場では脱出の指示が出ている、しかし、本人は出てこないという、迷い込んで結局ふる場で亡くなったと、こういう経過であります。今回の報告書を見ると、河野さんのところに再び草牧さんは戻ってきて、「わかりません」と、こう言って、お互いもう力もない状態のまままた離れたと、こういうことを書いていますが、明らかに草牧さんは、この時点でパニックになっているなど思うのですよ。現場ではそういう事態が起こっておきながら、その一方、外で指揮本部が設置されていますね、その指揮本部ではどういうことが報告されておるかという、情報が入らんと、現場の情報をとれと言って職員に指示して情報収集を命令しておる。非常に私は、なぜそういう現場の中と指揮官の間の連絡がとれるような、そういう装備はないのかというふうに思ったのですよ、この事件が起こってすぐ。ですから、そのことを聞きました。そうしたら、そのときの答弁では、そういう外部の責任者などと交信できる呼吸器は、現在のところ市販されておられませんと、こういう答弁だったのです。本当にそうだろうか、今のよう進んだ世の中にと、私はそう率直に思いましたから、その点は保留させていただきますと、こう述べましたが、一年たって調査した結果、どうなのですか。外部との通信ができる呼吸器というものは、現在ないので。あれば、ぜひそういうものを装備していただきたいというふうに思います。いかがですか。

○消防次長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

消防資機材等の整備につきましては、年次計画を立てながら、その中で優先順位等を決めまして、財政当局と予算要求をしていきたい、このように考えております。（発言する者あり）

○消防長（吉本皓行君） お答えいたします。

さきの議会で、確かに十番議員さんに、現在はそういう装置がないのではないかと申すお答えをさせていただきました。しかし、その後調査しまして、これは重大なことですの

で、十分調査をさせていただきました。その結果、現在そういった内部、呼吸器をつけたまま連絡ができる装備が発売されております。その中で今、来年度事業につきまして、そういった装備類を整備したいなということで、現在、財政課の方にも参与しながら協議していきたい、このように考えております。

○十番（平野文活君） ぜひ、その努力をしていただきたいと思います。

それからもう一つね。窓から二度も助けているのに、三連ばしごが使えなかったということをこの報告書。水尾小隊長さんは、一回目のときも二回目のときも三連ばしごを取りに行っているのですね。しかし、実際使用中だったり固定されておったりして使えないということで、そのはしごが使えなかったわけですが、この百カ条、マニュアルの中の六十三条にこう書いていますよ。「窓やベランダで救いを求めているときは、外部からの救出手段を急げ。内部からの救出はまず困難と思え」というふうに書いている。こういうことはたたき込まれていると思うのですね、消防署の中では。しかし、三連ばしごが使えない、ないということについて、同じことを十二月議会でも質問したのですけれども、こう答弁しているのですよね。「四階以上でははしご車の出動というシステムだけれども、三階ならばということで、通常の出動を行いました。たまたま今回の場合は、救助工作車に三連ばしごを一台積んでいたという状況でございます」という答弁なのですね。ですから、すべての装備を三連ばしごにしたらどうかと、三階の火事なんというのは、結構市内はあるのではないかとということそのとき言ったのですけれども、この三連ばしごの装備についても、今後どうするのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○消防長（吉本皓行君） お答えいたします。

装備につきましては、消防活動を行う上で絶対必要なものがあります。そういった装備につきましては、今回の予算要求の中で三連ばしご等も含めて予算要求していき、財政課と協議をさせていただきたい、このように思っています。

○十番（平野文活君） 消防力強化の問題、その他あります。今回、命取りになった呼吸器の問題、そして三連ばしごの問題、こういうのを初めとして、二度とこういう事故が起こらないような措置をとっていただきたいと思いますということを強く申し述べまして、質問を終わります。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後四時四十九分 休憩

午後五時 八分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○十四番（野田紀子君） 日本共産党の、野田紀子でございます。私は、介護保険の質問を再々し続けてまいりました。介護保険制度が始まって以来、お年寄りの負担も大層ふえてまいりましたし、さらには、この四月からは年金まで削られておりまして、次々とお年

寄りには困った状態になってきております。国は、高齢化社会で大変だ大変だと言うのなら、その財源をきちんと確保すべきではないかと実感しております。

今度の議会に、介護保険特別会計補正予算が出されておりました、その四億の介護給付の補正が出されております。これは議案質疑でも質問がありまして、また答弁もございましたのですけれども、今度の大幅な介護給付費の増額の原因を、御答弁をお願いいたします。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

今回、補正予算で四億四千九百四十八万八千円の補正をお願いしております。平成十四年度の決算と平成十五年度の決算見込みを比較しまして、特に伸びた給付につきまして、御報告をさせていただきます。

居宅介護サービスでは、訪問介護二億一千九百万円、これが三六・八％、福祉用具貸与三千百万円、これは三八・二％、グループホーム六千二百万円、これが二〇四・三％、特定施設入所者介護、これが三千三百万円、七七・二％、次に居宅支援介護サービスでございますが、これは居宅支援介護が六千七百万円、三四％が伸びの主なものでございます。

この原因としまして、事業計画と比較してみますと、在宅サービス利用者数の伸びが大で、しかも要支援、要介護一の比較的介護度の軽い要支援者が大部分を占めていることから、要支援、介護度一などの比較的介護度の軽い認定者が特に利用しやすい訪問介護等のサービスを受けたことと、それにグループホーム――これは現在市内で六施設、九ユニット、八十一名いらっしゃいます――や、介護付きの有料老人ホーム、これは現在市内で二施設、四十五床ございます。さらに一月から一施設、四十五床が開設の予定で、こういうのが増加した主な原因であると考えております。

○十四番（野田紀子君） 介護を受ける人が、右肩上がりになっているのですけれども、年金から保険料を天引きされて払っているのだから、介護は権利でございますというのが、そもそも介護保険制度の宣伝でもありましたし、介護利用者がふえていくのは当たり前といえば当たり前かと思えます。

別府市におきましては、介護保険制度が始まるまで、お年寄りの社会福祉の一環としての公的な介護サービスを受けるということが、余りにも少なかったのですから、お年寄りが介護を受けることができるようになったということは、ともかくも歓迎すべきことと思えます。ですけれども、この介護保険でだれもが自由に受けたい介護を過不足なく受けているということではございません。別府市のお年寄りは、年金がないか、あるいは非常に少ない方が多いのです。利用料一割というのは、そもそも高過ぎて大変負担も重く、受けたい介護を受けられない所得の低い方への介護利用料の減免については、私ども、何度も質問をいたしました。今度の介護給付の伸びの原因の一つともなっておりますグループホームでは、ある新聞の、できたときの広告を見たのですけれども、毎月少なくとも十四万

程度の、一人グループホームに入ったら十四万程度の負担を出してくださいという広告でございました。介護つき有料老人ホームというのは、ホームが介護保険事業者になって入所しているお年寄りに介護を提供したりしているわけですが、いずれにせよ世話つきの家賃を払わなくてはならないというもので、かなりの負担になっております。ですから、今回、要支援、要介護一の比較的介護度の低い方が、また大部分を占めたということを見ましても、それほど介護を受けなくてもいいぐらいならば、低所得の人はそもそも介護を受けようとはしないのであります。今回の介護給付の急激な伸びは、低所得のお年寄りが介護を受けられるようになったからというのではないというのは、御答弁からも明白でございます。この低所得の方々の存在を決して忘れないで介護保険制度を動かすというのが、行政の役目ではないかと思えます。そして、介護認定で要支援あるいは非該当になったお年寄り等おられますが、それは高齢者福祉であるとか、あるいは健康増進プランなどで現行の介護保険法以外の法律を活用して、介護に陥らない、「陥る」と言うと語弊があるかもしれませんが、介護を受けるようにならないようにするべきと考えます。

介護計画二期目のことし、全国で介護保険料を引き上げる中で、別府市は、保険料を引き下げ、そのまた保険料の減免制度も続けられております。引き続き、今度は介護保険制度五年目の見直しが、平成十六年度にございます。これは、保険料だけをどうこうするのではなくて、介護保険そのものを見直すものです。一部のマスコミでは、介護利用料を、現在一割負担を二割、三割に上げなければ、介護保険財政も破綻してしまうという報道もございます。ですが、介護を受ける方にしてみれば、こんなことで介護サービスを充実させてきても、即利用できるという人は、お金がある人ばかりになってしまいます。医療保険が、今そのとおりになっておりまして、お金がないと病院にかかりにくいという状況になっております。来年四月から、六カ月以上病院に入院しておりますと、医療保険からその医療費が一五%外されるわけですね。そうなると、その医療費のうちの一五%は保険ではなくて自分で全額払わなくてはならないようになるから、お金がなければ退院せざるを得なくなるお年寄りがまた出てまいります。六カ月以上入院しているということは、恐らくは社会的入院と言われる方が多うございましょうから、退院した後の高齢者の行きどころ、受け皿というものも、また大変問題になってまいります。

九月議会でも申しましたけれども、ある県の市町村長へのアンケートでは、介護保険財政の赤字を予想して、介護保険制度が高齢化社会に対応する最もいい制度とは思わないと、約半数の長が答えておられます。高齢者が介護を受ければ受けるほど、保険料の引き上げや利用料負担割合の増加をもたらすという仕組みになっております。介護サービスを提供する設備をつくれればつくるほど、またそれも引き上げていくという仕組みになっております。

十六年度の見直しに当たりまして、このような介護給付の急激な伸びに対しましての市

の政策と、対策と、国や県に向けてどのように要望していかれるのか、伺います。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

介護保険制度もこの四年間で普及と定着が進み、利用者の利用料も大幅な伸びとなっております。このような中、高齢者の自立した日常生活を支援するという制度本来の目的に沿ったサービスが提供されるよう、介護サービスの質の向上と適正化が、今求められております。同時に、何といたしましても制度の中心的役割を果たします、かなめでもありますケアマネージャーの資質の向上の支援対策につきましても重要であると認識しておりますので、ケアマネージャーを対象としました研修会をこれまでも行ってまいりましたけれども、引き続き支援していきたいと考えております。

また、介護給付の適正化は、本来保険者がふだんの取り組みの中で進めていくものでありますが、国も適正化対策本部を設置し、七十億円の予算を計上して、保険者である市町村を中心に国・県と連携して積極的に取り組んでいるところでございます。

このほかにも、要介護状態にならないようにするための介護予防の推進、生きがい対策、高齢者の健康の維持・増進に関係各課と取り組む必要があると考えております。

また、介護保険は、各保険者が大変厳しい財政運営を強いられていることから、全国市長会等を通じまして、国の法施行後五年目を目途とする制度見直しに対しまして決議を行い、要望行動等も行っているところでございます。その主な内容といたしましては、介護給付費国庫負担金を二五%とし、調整交付金は別枠とし、財政安定化基金の原資については、国と県の負担とすること、保険料利用料の軽減対策が十分でないので、抜本的に検討し、国の制度として統一的な対策を講じること、有料老人ホーム等の特定施設、グループホーム等に住所地特例、これを適用すること、都道府県の指導・監督業務強化を図り、国・県・市との連携を図る方策を検討すること、ケアマネージャーの中立性・公平性をさらに確保するための方策について具体的に検討を行うことなどでございます。

○十四番（野田紀子君） その国への対策の中の三番目の、有料老人ホーム等の特定施設、グループホーム等に住所地特例を適用することとありますが、これはどういうことか、御説明をお願いします。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

グループホームや介護つき有料老人ホームに入居しますと、市内の方が入居しますと、当然、別府市の介護保険でその費用を賄うこととなります。市外の方が、住所を移してこのホームに入りますと、当然、今まで住所地で介護保険を納めておりましたけれども、それが適用されなくて、住所を移すことによって急遽別府市の介護保険を使う、そういう制度でございます。この制度が適用されれば、市内に住所を移しても、以前の住所で介護保険を払う、そういうのが住所地特例ということでございます。

○十四番（野田紀子君） はい、わかりました。この中にグループホームというのがござ

いましたけれども、グループホームというのは、障害者のグループホームとかいろいろありますけれども、私がここで言っているのは、介護保険制度で言います痴呆のお年寄りを家庭的な環境で介護をする、九人を一組として介護をするという施設なのです。ですけれども、介護保険制度上では、これは施設ではなくて在宅ということになっております。ですので、そこのお年寄りを在宅で介護するというふうに法律的にはなっております。

高齢者がふえて、介護はますます必要とされるはずでございます。介護給付が増加する、市町村の支払いの方が増加するからといって、介護の総量、全体の量を削っていくということは、高齢者の命を削ることでありまして、これはとても許せないことです。今までの質問でも保険料や利用料の負担を軽くすることや、介護を受けるまでにならないように介護予防事業や、そして健診――体の状況を診る健診ですね――を提案してまいりました。そのうち保健医療課では、骨粗鬆症の健診を実施していただきましたし、保健師も一挙にはありませんけれども、増員をしていただいております。高齢福祉課の配食サービスは、すでにもう何年も前から実施をされております。ですが、お年寄り一人一人の健康状態とか暮らしのありさまを、例えば日出町のように保健師が手のひらに乗せて介護予防を図るということは、まだ別府市の保健師さんにはできないという人数です。ですから、今のところは、介護予防を図るほんの取っかかりができたということではないかと思えます。

国への要望の中で、国は、そもそもの高齢者福祉の予算、介護保険前は五〇%出していたものを、介護保険制度を始めるときに調整交付金と合わせて二五%に減らしたのです。半分にしてしまいました。国に対しては、これをもとに戻すように、介護保険という制度はとても自治体だけでは持ち切れないと、国に負担を厳しく求めるべきではないでしょうか。これの対策の方は、二五%という援助を要求してありますが、そんな遠慮をすることは無いと思えます。

この住所地特例、有料老人ホームやグループホームを住所地特例にというのは当然のことです。別府市は、温泉があるからということでしょうか、企業経営の施設が建てられております。よその市町村から転居のお年寄りがふえてまいりまして、地元の介護保険財政を圧迫して、保険料の引き上げもまたもたらしております。新聞報道によりますと、東京都の町田市は、このような施設の建設を規制する独自の要綱をつくって、去年の十一月から施行しているということでございます。

今回は実際に、さっきもおっしゃいましたけれども、介護を進める上でのかなめともなりますケアマネージャーについての提案をさせていただきたいと思えます。

ケアマネージャーになれる資格ですね、資格要件とありますが、仕事内容、さらにケアマネージャーの雇われている状況、雇用形態、市内におけるケアマネージャーの人数を教えてください。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

ケアマネジャーの資格を得るためには、大分県が実施いたします大分県介護支援専門員実務研修試験を受ける必要があるわけですが、その受験資格といたしまして、対象者は医療、保健、福祉分野で合計五年または十年以上の実務経験を有した者となっております。介護専門員は、介護保険制度のもとでケアマネジャーの主な役割としまして、要介護者等からの依頼を受け、本人の心身の状況や希望等に応じて適切な居宅または施設サービスを利用できるよう、居宅サービス計画いわゆるケアプランを作成するとともに、サービス事業者を紹介し、ケアプランが実行されたかどうかをモニタリングし、調整する重要な役割を持っております。

なお、今、別府市内でケアマネジャーの資格を持たれている方は、平成十四年度末で五百十一名いらっしゃいますけれども、そのうち二百名ほどの方が、ケアマネジャーとして介護サービスの事業者や施設等で実際に働いていることがわかっております。

○十四番（野田紀子君） ケアマネジャーが、介護保険上大変重要な位置にあるということがよくわかるのですけれども、現実には、介護を事業とするところに雇われて働いているわけで、自分が雇われている事業の不利になるようなケアプランというのは、なかなかつくりにくいのではないかと考えられます。

ある施設の支援センターのケアマネに、訪問介護を契約するとき、「困ったら私の施設に入れますよ、特養ホームに入れます」と言って介護利用を勧誘されたという話を聞いたことがあります。世話をしていると、やっぱり情が移りますから、どうしても施設の利用者の方が優先的になるというのです。支援センターがふえた分、競争も激しくなりましたし、いろいろゆがみが出てくることも、それはありがちだと思います。それは、例えば訪問入浴サービスが提供できなければ、提供できる支援センターなり事業所なりに紹介をするのが本当なのですけれども、実はその属している介護センターで提供できるサービスだけでケアプランをつくったということもあり得ます。これが、いわゆる囲い込みと言われることなのです。ですけれども、また別のケアマネジャーさんは、訪問介護だけなので、介護支援センターが訪問介護だけなので、デイサービスなどは利用者で紹介をしなければいけない。よそのデイサービスするところを紹介しなければいけない。ですけれども、そのケアマネジャーさんは、デイサービスであれショートステイであれ、現場を見に行くのだそうです。そのうちの、「ここはいいな、私を頼りにしているお年寄りを紹介してもいいな」というところを紹介するのだそうです。紹介されたお年寄りには、実際に介護を受けてみて、そのよしあしや、あるいは不満などを紹介したそもそものケアマネジャーにお知らせをする、お話をするわけです。利用者のお年寄りの方は、世話になるヘルパーに文句を言わずに済みます。なんたって世話になっているというものは、弱い立場なのです。「あげして、こげしてくれ」とかいうのは、なかなか言いにくいものです。中に立つ第三者のケアマネジャーがいるということで、大変安心できます。

私どもも、そのケアマネージャー個人個人と話をすれば、一生懸命介護利用者のお年寄りのために、経済力から介護度による利用料の上限もありますが、それも考え、住んでいる家の間取り、家族関係などまで考えあわせてケアプラン、介護計画を立てております。その上、ことしの四月から利用者を一カ月に一回必ず訪問するようにと義務づけられたために、ケアマネージャーさんは、今はもう多忙をきわめております。先ほど申し上げました、利用するところを自分で見に行つてというところのケアマネージャーさんは、「まだ二十人しかお年寄りを抱えていないからできるのです」と言っておりました。二十人程度では採算がとれないのです。採算がとれるには、せめて五十人は見なければいけない。「採算がとれるようになったら、お年寄りのきめ細かい面倒は恐らく見れんようになるだろう」と言っておりました。

そのようにケアマネージャーさんは、必死なのですけれども、ケアマネージャーさんを雇用している介護事業所は、介護保険制度の中でいかに利益を上げるか、それを最優先しております。利益を上げるには、介護利用をふやして、事業所が受け取る介護報酬をふやすしかないわけです。介護保険制度の利用者と事業所の契約制で、利用者が介護業者を選べると宣伝をされましたけれども、実はよりよい事業所が残るのではなくて、高い介護利用料を払える利用者を選んだ事業所が残ります。特養ホームの入所待ち、この待機者数も、この事業者との契約になったのですから、自治体にはこの待機者の正確な数もわからないとなっております。その後、その数が二百人とも四百人とも言われましたけれども、肝心の特養ホームに入る基準も、四月から在宅介護をたくさん利用する人の方が緊急度が高いと認められて優先入居できるという基準になりました。それぞれの施設には入所判定委員会が設置してはありますけれども、この委員は、五人のうち四人までがケアマネージャーさんを含む施設内の職員で、外部からは地域の民生員が一人だけというのが、ほとんどの委員会の構成です。こういう状況ですから、ケアプラン、介護計画をつくるケアマネージャーの資質が問われます。事業所の利益を上げるためではなくて、お年寄りに必要な介護を定め介護計画を立てるには、ケアマネージャーが利益を度外視して、公正・中立の立場でケアプランを立てられるようにバックアップをしていく仕組みが必要でございます。ばらばらに雇用されているケアマネージャーの集団の独立と、お互いで勉強できるようにして、高齢者の福祉のさまざまな、たくさんな法律・施行規則に精通し、高齢者の立場で高齢者の権利を守っていけるような中立的なケアマネージャーを育てていくというのが、実は理想です。理想ですけれども、本当にこんなケアマネージャーが欲しいのです。現実には生易しいことではありませんけれども、社会福祉協議会の基幹型介護支援センターが、その責務を負うべきではないかと考えます。

社会福祉協議会は、もうけを追わない組織として公正・中立をモットーとして期待されております。ですからこそ、香典返しは社会福祉協議会に寄附するのが常識になっている

ではありませんか。社会福祉協議会は、人材、人脈ともフルに活用すれば、高齢者の立場で介護する介護企業と申しますか、事業所として十分に成り立っていくのではないかと考えます。今でも事業所としてでありますけれども、さらに大きく発展していただきたいのです。別府市において社会福祉協議会は、市民の側に立って頑張ってもらいたいと思います。ここに、社会福祉協議会の答弁を求めるといふわけにはいかないのですけれども、市長、よかったですら思いを、お願いします。（発言する者あり）

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、野田議員さんが言われましたケアマネージャーの中立・公平性でございますが、確かに今、議員さんが言われたとおり、各施設に勤めておるケアマネージャーさんは板挟みになっているのではないかと申すところがあるかと申します。その点につきましては、介護保険課を通じまして研修を行っております。それは市だけではなく県も通じて行っておりますので、ケアマネージャーさんの質の向上、それから権威の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） わかりました。（発言する者あり）御声援ありがとうございます。順番を間違えまして、訪問リハビリのところを飛ばしてしまいました。

訪問リハビリというのは、デイサービスのところに行けないお年寄りのところに理学療法士なりが訪問をしてリハビリをするということなのですけれども、これがさらに有効に利用されれば、寝たきり、寝かせきりをつくらないために大変役に立つ介護サービスではないかと考えております。また、介護利用料などの点もありまして、なかなか進まないのですけれども、この点につきましても、またよろしく願いをします。

シルバーハウジングにつきまして、お願いをします。

九月議会で介護給付が大幅にふえて赤字になるのを防ぐには、介護予防事業を進めるしかないということで、特別養護老人ホームなどの施設、どうしてもふやせないのならば、行き場のないお年寄りの受け皿、行きどころとしてシルバーハウジングなどの提案をさせていただきました。福祉保健部長からは、介護予防について近々話し合いをやって実施していきたいとの御答弁もいただいております。先ほどの介護保険のやり取りでも明らかになりましたように、介護給付が大幅にふえているというのは、要支援や要介護度一など介護度の軽い在宅介護がふえたこと、グループホームや介護式有料老人ホームがふえたことに原因があるということでございます。介護保険で丸ごと面倒を見る施設よりも、お年寄りの日常生活に適した住まいを提供し、可能な限り自立した生活をしていただくようにする方が、長い目で見て介護財政を赤字にしない、健全財政にする方法でございます。衣食住と、住は三番目ですけれども、人間は住まいが安定してこそ初めて落ちついた暮らしをしていくことができます。世話つき高齢者住宅というのを、これがシルバーハウジングなのですけれども、世話つき高齢者住宅を自治体が提供するシルバーハウジングプロジェ

クト、これは昭和六十二年度に当時の建設省と厚生省の連携で制度化されました。

お名前を挙げて大変恐縮なのですが、富田議員が何度も質問・提案してこられました。議事録を見ますと、平成十年三月議会では、シルバーハウジングプロジェクトは、まだ策定してありません。十二年九月議会で、当局はプロジェクトの策定に取り組むと約束をしています。十四年十二月議会で、プロジェクトの承認を国から受けて策定中となっております。富田議員は、具体的に取り組みを進めよと要望をしておられます。一年後の現在の状況と、国の補助率とかもあると思いますが、どうなっておりますでしょうか。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

シルバーハウジングにつきましては、高齢者住宅施策の重要課題として位置づけ、今後ますます増大すると考えられます高齢者の方々が、自立して、安全で快適な生活を営むことができますよう、住宅施策と福祉施策との連携によります住宅の供給を推進するため、平成十三年度、関係課によりますワーキンググループを設置し、別府市シルバーハウジングプロジェクト事業計画を策定いたしております。平成十四年度には、市営住宅の今後の建てかえなどの指針となります別府市営住宅ストック総合活用計画を策定いたしました。今後は、その計画を実施していく中で、シルバーハウジングプロジェクトの事業化を具体的に推進していきたいというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） この別府市でこのシルバーハウジング住宅をつくるとすれば、どのような設備が考えられるかということと、その入居資格をお答えください。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

シルバーハウジングプロジェクトでは、L S A、ライフ・サポート・アドバイザーを配置し、生活相談室や入居者のためのだんらん室を設けることとなります。また、個々の部屋には手すり、スロープなどのバリアフリーはもちろんのこと、緊急通報システムの設置等が考えられますが、今後、建てかえ計画が具体的にになった時点で、高齢者の方々の特性に十分配慮しました住宅の建設に向け、関係各課と十分に協議してまいりたいというふうに考えております。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

シルバーハウジングはどのような形が入居できますかということでございますが、入居基準といたしまして、日常生活上自立可能な六十歳以上の単身世帯、六十歳以上のみから成る世帯、夫婦いずれか一方が六十歳以上の世帯、事業主体が認める障害者のいる世帯ということになっております。

○十四番（野田紀子君） 大分県下でシルバーハウジングがもうできているところがあるのかどうか、供給状況とその運営と、そしてL S Aの派遣費用の個人負担、さらに家賃がほぼ幾らか御答弁をお願いします。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

県下でのシルバーハウジングの実施状況及び運営でございますが、調査によりますと、県下では大分市、日田市、玖珠町が実施いたしております。中津市は建設中ということで、三重町は建設の方向で検討しているということでございます。

実施状況の内容でございますが、大分市は、平成十二年一月に二十戸を建設。生活援助員、L S Aということになりますが、社会福祉協議会に委託しております。日田市は、平成十年に十戸、平成十三年に十二戸、計二十二戸で、地域の社会福祉法人に委託している状況です。玖珠町は、平成十四年十二月に五戸を建設し、地域のL S Aにつきましては、特養施設に委託しておりますということでございます。中津市は、十戸建設中でありますが、そのうち四戸は十五年度中、六戸は十六年度で、平成十七年度より入居開始となりますが、生活援助員・L S Aの委託につきましては、今のところ検討中ということでございます。三重町につきましては、建設する方向でありますが、まだ取りかかっていないという調査をいたしております。

L S Aの派遣費用ということでございますが、サービスを受けようとする入居者の所得によって個人負担が必要になります。一カ月当たりの入居者負担額は、生活中心者の前年度所得税非課税世帯から五段階に区分いたしております。ゼロ円から四千九百円までの間で負担していただくようになります。

○十四番（野田紀子君） シルバーハウジングをつくるときの建設費と、このL S Aの派遣費用二分の一が国の補助になっておりますので、別府市もしっかり頑張ってもらいたいと思います。

いろいろ数字を挙げていただきましたのですが、「別府ゆうゆうらくらくゴールドプラン」の冊子に、別府市のお年寄りの住まいの状況が一覧表になっております。これを見ますと、借家住まい六十五歳以上のいる世帯で、民間借家が別府は二五・七%、公営住宅が別府は四・五%で、全国が八・二%。独居の方は、民間借家が別府市は四四・六%、公営住宅が別府市は五・〇%、全国は九・九%の方が公営住宅ということになっております。いかにこの別府市の高齢者が、市営あるいは県営など公営住宅の住まいに縁がないかというのが、この数字からわかります。その上年寄りには、民間の借家を借りるにも貸してもらえないことが大変多うございます。

女性で大学の教授を十年ほど前に定年退官された方なのですが、こういう方でも家を借りる、マンションの一部屋を借りるというときは、保証人が要るのですね。当然保証人は要るのだけれども、保証人を二人、しかもそれが市内に在住している人、給料生活をしている人、御本人が病気のときは引き受け手、そういう厳しい条件がありまして、あちこち保証人をお願いして、やっとこの方は入居ができました。ところが、その新しい部屋で、化学物質がアレルギーのシックハウス症候群になったのです。お医者さんが「引っ越しなさい」と言うのですけれども、あの保証人探しの苦勞を思うと、もう引っ越す気持

ちにはなれませんといって、我慢をしているという状況です。

別府の女性は、特に年金が非常に少ない方が多くて、借家の家賃の安いところを必死で探して住んでおります。だけれども、古い家が多くて、建てかえの時期が来ますと、出て行かざるを得ません。鉄輪の方で家賃が二万円という古いアパートに住む方なのですけれども、お年寄りの大家さん、大家さんがもうかなりお年を召しておられる。その大家さんが、万一のときは建て直すから出てくださいと跡継ぎの長男にもう言われているというのです。同じような安い家賃の部屋が見つかるか、貸してもらえるか、もうそれは非常に不安だというのです。

そして、皆さん、家賃も往々にして安いというところには、まるではしごのような急な階段がついているアパートがあります。ところが、若いとき、急な階段でも借りて入ったのだけれども、年をとるにつれて当然住みにくくなります。八十歳のひとり暮らしの女性で、階段が怖いから、どこか一階部分に部屋を借りたいと相談がありましたけれども、そんな家賃では新しく借りるということは、とても見つからないのです。緊急通報システムがあればよかったのにという方もおられまして、ある朝、うちの中で電気のコード、電気のコードだからこんな細かいものですが、それを引っかけて転んだのです。うちの中だから畳の上なのですけれども、それでも肩の骨を複雑骨折しました。泣きながら大家さんに電話をかけて助けを求めまして、大家さんは保証人夫婦と一緒に様子を見に行き、救急車で病院に運びました。保証人の妻が入院の支度をして、保証人が入院の手続きをいたしました。大家さんや保証人が親切な人だから、こんな助けがあったのですけれども、こんな面倒なことがあるから、年寄りの店子は御免と言われるのが現実でございます。年をとったら、大なり小なり体は動きにくくなります。

今申し上げた方たちも、ただ住む家があればいいというのではないのです。何らかの手助けと何かのときの助けがある家が必要なのです。まだまだ炊事や洗濯だってできます。自分でお茶を入れて、好きな時間に飲むこともできます。近所をみんなと連れ立ってウォーキングだってできます。こんなふうになにかのときに助けてもらえるという、そういう家に住んでこそ安心して自活することができますし、それが知らず知らずのうちに生きがいとなり、筋肉の訓練ともなります。結果として生涯で介護を受ける期間、これを短くすることができます。そして、その介護度も軽くすることができますれば、介護保険料の負担も軽くできるし、市は介護財政の赤字を防ぐこともできます。病気の予防をして医療保険を黒字にすることと同じことではないかと思うのですが、このシルバーハウジングについて、ぜひ建てていただきたいと思います。

別府には温泉があるからか、介護産業が大企業の保養所などを買いまして、介護つき有料老人ホーム、これをつくっております。外部から訪問介護サービスを導入して介護つきとすることになっております。建築指導課の方に調べていただきましたけれども、大企業

の保養所が売りに出て老人ホームになったところが、十四年度とことして二カ所ございました。同じくこれが普通のマンションになったところも、二カ所ございました。このような有料老人ホームは、介護保険の施設のような設置数の制限はありませんから、幾らでも建設できます。このような介護つき有料老人ホームあるいはケアつき有料住宅というのは、集合住宅でありまして、一カ所に何人ものお年寄りが住んでおります。ですから、訪問介護をするときは移動時間はほとんどなく、短時間に多くの高齢者の介護サービスができて、業者は効率よく介護報酬を受け取ることができます。ですけれども、こんな有料老人ホームは、実は高過ぎて別府のお年寄りには無理です。例えば、介護保険以前にできたある有料老人ホームは、入居するだけで安い方で千四百万円を払い込み、毎月管理費が十二万円、食費が五万円となっております。ここは百人定員で、今五十二人入っております。ほとんどこれもよその方なのです。介護保険後の、今建設されている分は、まだ詳しいデータなど明らかにされてはおりませんが、入居費は大体五百万以下ではないか。介護は、介護保険を利用させる。その家をつくった方は、世話をする料金を含む管理費、食費などを徴収するというところでございます。ですから、設備投資といいますか、最初に大きなお金を用意しなくとも簡単に有料老人ホームをつくっていくことができるという状況に、この介護保険制度でなっております。

介護産業の利益のために介護保険制度が使われるままにしないで、お年寄りができるだけ介護を受けずに住める家、こんなシルバーハウジングとか健診制度、体力に合ったスポーツを用意することというのは、まちづくりにもなります。シルバーハウジングは、そのまちづくりの核になるのではないのでしょうか。シルバーハウジングのある中津などよりも、私どもの別府市の高齢化率は大変高うございます。市営住宅と同じように入居できるシルバーハウジングをつくれるような木造の古い団地があちこちにありますが、ストック計画で団地の建てかえというのがいつになるかわからないということです。ですけれども、保養所などの空き家を改造するなり、発想の転換をして市町村が国の先取りでいいものをつくって、介護財政の負担を軽くすることはもちろん、お年寄りに健康で文化的な生活を全うしていただくという立場で、市の住宅政策や介護保険や高齢者福祉でシルバーハウジングに具体的に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○建築住宅課参事（石井和昭君） 先ほども申しあげましたように、今後十年間の市営住宅の建設などの指針となりますストック総合活用計画をつくっておりますので、今後この計画の中で事業を具体的に推進していきたいというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） 大変大きな夢を私は申しあげたのですけれども、本当に介護保険財政を黒字にしていこう、順当に経営していこうと思ったら、介護予防をするしかないと思うのです。そして、お年寄りの住まいというものをまともなものにしなければ、介護保険制度だって満足なものにはならないと思います。いつ、どうつくれと私は申ししている

のではありません。こういう計画を別府市は持って、国に先立ってお年寄りをこんなに大事にしていますよということを示すということを考えてはいかがかと思いますが、どなたか、市長か……。市長、よろしく願いいたします。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

先ほど、建築住宅課長の方でお答えいたしましたように、このストック活用計画、これを実施していく中で、お年寄りのシルバーハウジング、これを取り入れていくよう進めてまいりたい、そのように考えておりますので、御理解のほどをお願いします。（発言する者あり）

○十四番（野田紀子君） 取り入れることは市の計画で、もちろんおっしゃるようになっております。ですけれども、もっと頑張ってくださいということなのです。

続いて、児童・生徒のアトピー性皮膚炎につきまして、お願いをいたします。

アトピー性皮膚炎に苦しむ子供たちが、大変ふえております。私事で恐縮なのですが、めいが二十八歳にもなるのですが、赤ちゃんのころからのアトピーで、今も疲れたらアトピーが出てくるということで、いまだに治癒しておりません。子供たちにとっても、また親にとっても、これは大変苦しい病気です。体じゅうどこにでも出ますけれども、かゆいかゆいでかきむしって、夜も眠れません。皮膚の炎症ですから、他人にもはっきり見られるわけです。汚らしそうに見られて、大きな心の傷になっております。さらに、母親の食べた物が、卵が悪かった、牛乳が悪かったと言われて、母親の方も子供に申しわけないと大変思い込んでおります。当然この不況の中で治療費もかかっております。学校保健法では、学校病には就学援助として治療費が出ますけれども、学校病に指定されている病気とその援助金、十四年度決算、教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学校保健法第十七条及び学校保健法施行令第七条では、経済的に困難を抱える家庭の児童・生徒に対する学校病は、トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、齲齒、寄生虫病の六つを指定しております。

次に、平成十年度決算での支出額は、総額百十六万円となっております、対象となる準要保護家庭児童・生徒のうち一五・五％が利用いたしております。

なお、その内訳につきましては、すべて齲齒の治療でありました。

○十四番（野田紀子君） 市内の小・中学生のアトピー性皮膚炎の、国の補助額を教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） 国からの補助金の確定額は、平成十四年度三十万円でございます。

○十四番（野田紀子君） 児童・生徒のアレルギー疾患の数として一覧表をつくっていただきましたけれども、それにはアトピー、ぜんそく、鼻炎、食物アレルギーと挙げてござ

います。学校病として指定してはなくとも、学校現場では重要な病気、子供を苦しめている病気ととらえておられるからこそこのデータが、頼んだら明るく日にすぐ出てくるものと思います。

今度のこの学校病に指定してある病気というのは、トラコーマ、白癬、疥癬、寄生虫病、大変懐かしいような病気なのですけれども、国民の栄養状態とか衛生状態がよくなった現在は、ほとんど姿を消したか、あるいは治りやすい病気になっているのではないですか。こんな病気だけに限っていたのでは、就学援助にはなりません。この学校保健法は、昭和三十三年に制定されて、その当時の子供の病気は、現在ではすっかり様変わりをしております。皮膚病に白癬、疥癬、膿痂疹だけではなくて、この新しい、新しいと申しますか、アトピー性皮膚炎を加えるべきと思います。

平成十三年に、私どもの石井郁子国会議員が国会で質問をいたしまして、文部科学省は、「検討をする」ということを約束しております。現に病気に苦しんでいる子供が学校にいるのですから、早く学校病として指定するように、国に教育者として働きかけていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

今、議員さんもおっしゃいましたが、国では、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化してきていますことから、学校保健法で定める児童・生徒等の健康診断を初めとする、学校における保健管理のあり方を財団法人日本学校保健会に委託し、同法人は、医療分野及び教育分野の専門家を構成員とする委員会におきまして検討を行っていると同っております。

アトピー性皮膚炎につきましても、学校保健法施行令第七条の疾病に加えるかどうかも検討を加えているということを伺っております。そのような状況の中でありますので、このような働きかけにつきましては、他の市町村の動向を調査するとともに、別府市の学校保健会でも話題にしてまいりたいと思っております。

○十四番（野田紀子君） 他の市町村の動向を調査するということですが、もう他の市町村だってアトピー性皮膚炎に苦しんでいる子供がいるというのは、学校現場では十分わかっていることではないでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） 国に要望するにいたしましても、また関係課そして教育委員会等で既決をした後に要望することになりますので、そういうことを踏まえまして、他の市町村の動向もということでございます。

○十四番（野田紀子君） 必ず国の学校病として指定されるまで、教育長、しっかり頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、ごみ袋についてお願いします。（「時間がないよ」と呼ぶ者あり）

今度新しく缶・瓶・ペットボトルの専用指定袋導入を提案しておられますけれども、以前

の二種のごみ袋の原価はお幾らでございましょうか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

原価は、購入時の入札価格で若干違ってきますが、可燃物の大については十円前後、それから可燃物の小については七円程度、それから不燃物になりますと、大で十二円、小で八円ぐらいの価格でいつも入札で決定しているように思います。

○議長（清成宣明君） 十四番。あと一分あります。

○十四番（野田紀子君） もう時間がないのですが、では、もう後は……（発言する者あり）これはごみ袋を購入するのに入札ということでございましたが、この入札価格、何社か、何カ所かあって入札があろうと思いますが、その入札価格、お願いします。（発言する者あり）

○生活環境部長（高橋 徹君） ただいま、手元に資料がございませんので……（笑声）

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日十二日から十七日までの六日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、十八日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、明日十二日から十七日までの六日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、十八日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時 九分 散会